

平成29年第405回定例会

矢吹町議会会議録

平成29年9月8日 開会

平成29年9月19日 閉会

矢吹町議会

平成29年第405回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	8
会期外付託案件調査報告	8
議員派遣報告	9
町政報告	10
報告第4号の上程、説明、質疑	12
議案の上程、説明(議案第34号～議案第39号、認定第1号～認定第8号)	13
散会の宣告	18

第 2 号 (9月11日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
角田秀明君	21
薄葉好弘君	31
鈴木一夫君	44

鈴木隆司君	52
藤井精七君	65
会議時間の延長	70
一般質問(続き)	70
富永創造君	73
三村正一君	84
散会の宣告	95

第3号 (9月12日)

議事日程	97
本日の会議に付した事件	97
出席議員	97
欠席議員	97
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	97
職務のため出席した者の職氏名	98
開議の宣告	99
一般質問	99
安井敬博君	99
青山英樹君	112
総括質疑	124
議案・陳情の付託	124
散会の宣告	125

第4号 (9月19日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	127
出席議員	127
欠席議員	128
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	128
職務のため出席した者の職氏名	128
開議の宣告	129
議事日程の報告	129
陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	129
議案第34号、第35号、陳情第4号、第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	130
議案第36号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報	

告、質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 3 7 号、第 3 8 号、第 3 9 号、認定第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 2
日程の追加	1 4 7
同意第 1 3 号の上程、説明、採決	1 4 7
諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 4 8
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
閉会中の継続調査の申出について	1 5 0
議員の派遣について	1 5 0
閉会の宣告	1 5 1
署名議員	1 5 3

平成 2 9 年 9 月 8 日（金曜日）

（第 1 号）

平成29年第405回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年9月8日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について(専決第8号 汚水321号本管理設工事請負契約の一部変更について)
日程第 6 議案の上程
議案第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
(町長提案理由説明のみ)
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	富永 創造 君	2番	三村 正一 君
3番	安井 敬博 君	4番	加藤 宏樹 君
5番	薄葉 好弘 君	6番	鈴木 一夫 君
7番	青山 英樹 君	8番	大木 義正 君
9番	栗崎 千代松 君	10番	角田 秀明 君
11番	吉田 伸 君	12番	藤井 精七 君
13番	鈴木 隆司 君		

欠席議員(1名)

14番 熊田 宏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野崎 吉郎 君 副町長 藤田 忠晴 君

教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画総務課長	阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長	氏 家 康 孝 君
税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君	会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君
保健福祉課長	泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 久 間 一 幸 君
都市整備課長	福 田 和 也 君	教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊 君
子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	副 局 長	加 藤 晋 一
--------	---------	-------	---------

◎開会の宣告

○副議長（鈴木隆司君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

14番、熊田宏議長より、風邪のため本日は欠席する旨の届け出がありましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が職務を行います。

ただいまの出席議員は13名であります。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより第405回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○副議長（鈴木隆司君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（鈴木隆司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 栗崎千代松君

10番 角田秀明君

を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（鈴木隆司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 皆様、おはようございます。

第405回矢吹町議会定例会が本日9月8日に招集になりましたので、それに先立ちまして9月6日午前10時より議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日9月8日から9月19日までの12日間とすることに協議が成立をしました。

町長提出の議案などは15件であります。そのうち報告1件は、全体審議といたします。

条例の一部改正による議案1件、一般議案1件及び8月30日までに受理しました陳情3件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることといたします。

また、4件の補正予算及び平成28年度各会計の決算認定8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算決算特別委員会及び第2予算決算特別委員会を設置構成をして審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。第1日目、本日の会議では、監査委員、組合議会、委員会等の諸報告及び町政報告を行い、続いて、日程第5で、報告1件を全体審議によりその報告を受け、日程第6で、議案第34号から第39号まで及び認定第1号から第8号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の9日、第3日目の10日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の11日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の12日火曜日は、午前10時から前日に引き続きまして一般質問を行い、終了後、総括質疑をして、議案、陳情の付託を行いまして、午後1時半から常任委員会を開催いたします。

第6日目の13日水曜日は、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第7日目の14日木曜日は、水曜日に引き続き午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第8日目の15日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の16日、第10日目の17日、第11日目の18日は、土曜日、日曜日、祝日のため休会といたします。

第12日目の19日火曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位にはご協力をよろしくお願いをいたします。

なお、今定例会は恒例によりまして最終日、本会議終了後午後6時から「ホテルニュー日活」におきまして、今回表彰を受けられました5人の議員の皆様の祝賀を兼ねまして町執行部との懇親会を開催いたします。皆様のご参加をよろしくお願いをいたしまして報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

以上です。

○副議長（鈴木隆司君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は、本日9月8日から9月19日までの12日間といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月8日から9月19日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○副議長（鈴木隆司君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る8月9日に開催されました西白河地方町村議会研修会席上、自治功勞として、17年以上の在職で角田秀明議員、栗崎千代松議員、熊田宏議員が並びに9年以上の在職として青山英樹議員、そして私、鈴木

が表彰されました。報告をいたします。

それでは、表彰されました方々の伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進みくださいますよう、よろしく願いいたします。
なお、伝達終了後に受賞者の記念撮影をいたしますので、しばしお待ちいただきたいと思います。

事務局長。

〔表彰状伝達〕

○副議長（鈴木隆司君） 暫時休議します。

（午前10時09分）

○副議長（鈴木隆司君） 再開いたします。

（午前10時15分）

○副議長（鈴木隆司君） 配付資料につきましては、事務局長より確認、報告をいたします。

〔事務局長朗読〕

○副議長（鈴木隆司君） 次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第3号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書、発議第4号 「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書につきましては、6月19日付で各関係機関に送付をいたしました。

◎監査報告

○副議長（鈴木隆司君） これより、例月出納検査結果及び財政的支援団体等の監査結果並びに平成28年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算審査意見書について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成28年度決算審査と、その決算審査にあわせて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

平成28年度5月分及び平成29年度5月分の出納については6月23日に、平成29年度6月分の出納は7月24日に、平成29年度7月分出納は8月25日にそれぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成29年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月25日に行いました。出納検査に当たっては、会計管理者兼総合窓口課長及び都市整備課長から関係書類の提出を求め、各月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として「大正ロマンの館」を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督について、7月4日に実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われているものと認めました。

なお、詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成28年度矢吹町各会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査は7月28日、31日、8月1日、2日、3日、4日の6日間で行いました。

審査の結果ですが、平成28年度矢吹町一般会計特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページに記載のとおり、平成28年度の一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、関係書類も整備され、各会計の管理は適正であります。

総体的には、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に移行したまちづくりを実現するため、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、第6次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組まれ、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先に展開し、町民の安全で安心した生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入においては、東日本大震災の影響も大きな要因ではありますが、唯一の自主財源である町税が前年比2.2%増しているものの、依存財源の中心となる地方交付税については12.1%の減額を示しており、一般財源全体でも前年比5.6%の減額となっており、今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営を望みます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されず、実質公債費比率が単年度でわずかに増加したが、3カ年平均は12.5%と減少していることは、財政運営の弾力性という観点から好ましい状況にあると評価しますが、今後も適切な財政運営を期待いたします。

さらに、将来負担比率が112.9%となっており、前年と比べて4.9%減少し、再生計画による基準数値からも下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認めますが、引き続き財政運営の健全性や硬直化につながる判断比率の低下に向けた方策に努めていただきたいと思います。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めますが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、一般会計等決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成28年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

7月25日に審査を行いました。

審査の結果ですが、意見書1ページ記載のとおり、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表も明確に示されており、新会計制度に基づいた会計処理、計数にも違算はなく、決算は適正であると認めました。なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断のもと法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

続いて、意見書4ページに記載しましたが、平成28年度決算では、住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって、以前に比べて給水量は期待できない状況にあり、こうした給水収益の伸び悩みとなっているものの、営業外収益の増加により1,752万4,000円の純利益となっております。

なお、当年度純利益については、全額翌年度に繰り越す予定ですが、これまでも相当な剰余金を取り崩しており、今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営を望みます。

本年度は、有収率が昨年をわずかに上回り、安定した供給状況にありました。

水道料金の未収金については、使用者としての負担の公平性や公営企業としての健全な財政運営から、引き続きその解消に努めていただきたいと思います。

経理面では、より一層の企業会計システムの適正な運用が望まれるとともに、新会計制度の移行に伴う会計処理については、その効率化と業務負担軽減を検討され、円滑な移行処理の充実をお願いいたします。

あわせて、審査に付されたキャッシュ・フロー計算書や水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認められます。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化、合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、水道事業会計決算等審査意見書をごらんいただきたいと思います。

また、矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会会計決算についても配付意見書のとおりであります。

以上で、例月出納検査及び財政的援助団体等の監査報告並びに平成28年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○副議長（鈴木隆司君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

〔「お願いしたいこと、1件あるんですけども、いいですか。どこでしゃべるの」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） 質疑は。

〔「お願い」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） 質疑はないので。

〔「質疑じゃない。要望、言わせて」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） 吉田伸君。

○11番（吉田 伸君） 今のあれだ、監査委員の報告、大変いいことだと私は思うが、ただ俺たちにも読ませたいのなら、もうちょっと字を、大切なことだから。できれば、事務局のほうで恐らく資料作成か何かやるんでしょうから、これが一番、我々は地方として大事だろうから、もうちょっと理解できるように字の形を大きくしてもらいたい。

○副議長（鈴木隆司君） はい、わかりました。それでは、要望としてお聞きいたします。監査事務局のほうに要望をしておきますので。

○11番（吉田 伸君） お願いします。一番大事なことだと私は思うので。
失礼します。

◎組合議会報告

○副議長（鈴木隆司君） 次に、私から8月7日に開催されました平成29年第3回白河地方広域市町村圏整備組合定例会についてご報告をいたします。

初めに、定例会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選挙に関する申し合わせに基づき、組合議会の副議長の選任が行われ、高橋光雄白河市議会議長が選任されました。

定例会での提出議案につきましては、議案は2件、報告が1件であります。

最初に、議案第5号 動産の取得についてであります。本案は、西郷分署に配備されます小型水槽付ポンプ自動車1台の購入について、議会の議決を求めるものであります。これにつきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 決算の認定についてであります。本案は、地方公営企業の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付されるものであります。原案のとおり認定されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してあります資料をごらんいただきたいと思います。

最後に、報告第1号 平成28年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計資金不足比率についてであります。監査委員の意見をつけ、その報告があったものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してあります資料をごらんいただきとしますので、よろしくお願いたします。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

◎会期外付託案件調査報告

○副議長（鈴木隆司君） これより、会期外に行われました委員の調査報告を委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 閉会中の所管事務調査結果報告について、矢吹町議会会議規則第75条の規定により、平成29年6月19日に申し出しました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議

規則第77条の規定により報告をいたします。

議会運営委員会所管事務調査結果報告書。

1、委員会招集年月日、平成29年7月19日水曜日。

2、調査場所、群馬県東吾妻町。

3番から5番につきましては割愛をさせていただきますので、資料を、報告書をご参照いただきたいと思います。

6、調査結果。群馬県東吾妻町の議会の議会活性化への取り組み（一般質問における一問一答の取り組み、自由討議の導入、議会報告会の開催など）について調査を行いました。

初めに、群馬県東吾妻町は群馬県北西部にある吾妻郡の東南に位置しておりまして、北は中之条町、西は長野原町、東は渋川市、そして南は高崎市に接しております。周囲には1,000メートル級の峰々が連なり、名勝地吾妻溪谷を有する吾妻川を初めとする水と緑に囲まれた自然環境の豊かな町であります。

明治22年の明治の大合併、昭和30年代の昭和の大合併を経て、平成18年3月27日、平成の大合併により吾妻郡東村と吾妻町が合併し、東吾妻町が誕生をしました。町の人口は1万4,335人、世帯数は5,666世帯、町の総面積は254平方キロメートルであります。

当日、まず、東吾妻町一場議長よりご挨拶をいただき、竹淵議会運営委員会委員長より議会の概要について説明がありました。その後、佐藤議会運営委員会副委員長の進行により懇談を進めてまいりました。

先進的な取り組みとして自由討議の導入がありました。質疑と討論の間に議員の間で意見交換を行い、政策形成などへ結びつけようとするものでありますが、なかなかうまく機能していない現況であると説明を受けました。

次に、一般質問の一問一答方式については、1回目の発言は一括質問・一括答弁方式であり、再質問から一問一答方式により行われておりました。質問者の発言時間を20分以内とし、執行機関の答弁時間に制限はなく、質問者の持ち時間に答弁時間は含まれないものであります。また、原則的に課長は答弁を行わず、町長及び教育長が答弁者となっております。

議会報告会は、毎年5地区において実施しており、議会運営委員を中心に全議員で開催をされておりました。報告会の内容を全部記録し、記録全文をホームページに掲載するとともに、概要版を支所・出張所へ配置しているとのことでした。

そのほかにも、議会基本条例の制定、請願・陳情者の委員会への出席及び説明、高校生議会及び懇談会の開催、議会議員政治倫理規程の制定準備、反問権の付与など、議会活性化への取り組みが多く見られておりました。

東吾妻町議会への訪問は、議会の活性化に先進的に取り組んでいる事例を調査することができまして、大変有意義なものでございました。今後は、一般質問の一問一答方式の充実、議会懇談会の活性化、議会議員政治倫理規程の制定について、今回の研修で学んだことを生かして議論をしてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

◎議員派遣報告

○副議長（鈴木隆司君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○副議長（鈴木隆司君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第405回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、鈴木副議長を初め、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第405回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。東邦銀行矢吹支店跡地における（仮称）中町ポケットパーク整備事業につきましては、1期工事は実施設計が完了し、6月に土木工事、7月に建築工事に着手し、鋭意施工中であります。今後、道路の用地について土地売買契約を締結し、登記事務完了後、2期工事の発注を予定しております。

同じく、J A東西しらかわ矢吹支店跡地における（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、これまで複合施設整備検討委員会を8回開催し、複合施設における中央公民館や図書館のあり方、さらには子育て支援施設、観光交流施設のあり方などについて議論を行い、現在、配置計画や施設面積の設定等、基本計画の策定に向けて最終段階を迎えております。計画案ができ次第、議員の皆様への説明及び町民の皆様への説明会を予定しております。

3ページをごらんください。

次に、夏の町内イベントについてであります。第26回真夏の夜の鼓動につきましては、ことしはあいにくの雨模様となりましたが、多くの方に来場いただき、場所を変更し、文化センターにおいて開催いたしました。

第1部として、ご当地アイドルのステージや空手の演武、よさこい踊り、フラダンスが披露され、また、第2部の太鼓フェスティバルとして、町内外9団体による勇壮な太鼓の演奏が繰り広げられました。町民の皆さん手づくりの灯籠が展示され、太鼓の競演とともに幻想的な祭りとなりました。

ご協力いただきました多くの皆様にご挨拶申し上げます。

第34回中畑清旗争奪ソフトボール大会につきましては、今年度は名誉町民並びに名誉大会長である中畑清氏の参加はかありませんでしたが、初日に東海学園大学教授で相撲解説者の服部祐良氏、元読売巨人軍の榎原寛己氏に加え、特別ゲストとして昨年、読売巨人軍を引退した相馬市出身の鈴木尚広氏が参加され、会場を大い

に盛り上げていただきました。

参加チームは、県内のスポーツ少年団の96チーム及び中学女子の10チームの合計106チームで、矢吹球場をメイン会場に8月5日、6日に開催し、白熱した試合が繰り広げられました。

町内4つのスポーツ少年団がそれぞれ健闘し、初日で矢吹スポーツ少年団が敗退したものの、善郷ソフトボールスポーツ少年団が3年連続であゆりブロック優勝、三神スポーツ少年団がしゅんらんブロック第3位、中畑スポーツ少年団があかまつブロックでベスト8となりました。

矢吹中学校女子チームは昨年に続き、絶好調ブロック第3位と健闘いたしました。

日ごろ、スポーツ少年団にご支援いただいている指導者の皆様、さらに中学校部活動指導の先生方に感謝申し上げますとともに、ご協力いただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝申し上げます。

次に、矢吹町PR大使の就任についてであります。6月27日矢吹町文化センター小ホールにおいて、津吹みゆさん矢吹町PR大使就任式を開催いたしました。

津吹さんは演歌界のAKBとして多世代から幅広い支持があり、2年前の日本歌手協会主催の歌謡祭・歌謡フェスティバルでは、最優秀新人賞を受賞されるなど実力派として知られております。今回、その活動が認められ、矢吹町を全国に発信・PRするPR大使に就任されました。

就任式では、津吹さんよりPR大使としての意気込みやふるさと矢吹町への思いを語っていただき、さらに、「会津・山の神」、「望郷恋歌」、「雨のむこうの故郷」3曲が披露され、町内外からファンの皆さんが駆けつけ大盛況となりました。

今後、矢吹町の広告塔として、その活躍に期待しております。

次に、第13回日本三大開拓地子ども交流事業についてであります。今年度は、矢吹町児童24名、宮崎県川南町児童20名、青森県十和田市児童12名の合計56名が、矢吹町や会津方面で7月25日から28日まで、4日間の交流を実施いたしました。

川南町、十和田市の小学5、6年生を矢吹町に招き、矢吹原開拓の源となった羽鳥ダム、大規模改修した矢吹小学校及び町内工場を見学し、開拓の歴史を学ぶとともに、体験活動を行いました。

会津方面では、猪苗代湖でスイカ割り、安達太良山の散策、赤べこ絵つけなどを行い、3市町の参加児童は楽しく活動し、実りある交流事業となりました。

今後も本事業を継続し、子供たちの思い出に残る活動を通して3市町の交流を深めてまいります。

次に、第10回矢吹町少年の主張大会についてであります。8月19日第1次の作文審査を通過した10名の中学生により、文化センター小ホールで開催されました。会場には約100名の観客が集まり、家庭や学校生活のほか、日ごろ心に思い描いていることを自分の言葉で表現した発表に真剣に聞き入っておりました。

また、中学生の発表後に、平成29年度商工会青年部主張発表福島県大会において、最優秀賞を受賞した橋本勝氏を招き、受賞作品の「青年部活動に参加して～受け継がれるフロンティアスピリット～」を発表していただきました。

なお、審査の結果、最優秀賞1名、優秀賞2名を決定し、3名を福島県主張大会へ推薦いたしました。

ここまで、町政報告から5点を抜粋し、報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの20項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第405回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

災害公営住宅整備事業について。

道路等側溝堆積物撤去処理事業について。

放射線内部被曝検査について。

放射線外部被曝検査について。

甲状腺検査について。

東日本大震災の義援金の支給について。

屋内外運動場、未来くるやぶきについて。

工業統計調査の実施について。

矢吹町区長会事業について。

行政区活動支援事業について。

第34回矢吹町統計グラフコンクールについて。

消防団活動について。

「新・矢吹方式」による交通安全活動について。

自然環境保全活動事業について。

臨時福祉給付金について。

田んぼの学校について。

町道整備事業について。

公共下水道施設の整備について。

学力向上対策事業について。

矢吹町・三鷹市子ども交流会について。

以上であります。

○副議長（鈴木隆司君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○副議長（鈴木隆司君） 日程第5、これより報告第4号 専決処分の報告について（専決第8号 汚水321号本管理設工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第4号 専決処分の報告についてであります。専決第8号 汚水321号本管理設工事請負契約の一部

変更について、本件は、平成28年12月2日町議会の議決を受けました汚水321号本管理設工事請負契約の締結についての一部を変更するものであります。

変更の内容としましては、地権者との協議による公共ます設置数の減に伴う減額、再生骨材の不足から未使用骨材の使用へ変更することによる増額及びその他現場精査による減額に伴い、工事請負額の減額を行ったものであります。

なお、工事請負額については、7,452万円を49万7,880円減額し、7,402万2,120円とするものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年8月10日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上であります。

○副議長（鈴木隆司君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

なお、報告第4号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案の上程、説明（議案第34号～議案第39号、認定第1号～認定第8号）

○副議長（鈴木隆司君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、続きまして認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第34号 矢吹町公園条例及び矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。現在、本町では、都市公園及びその他の公園は矢吹町公園条例に基づいて、農村公園は矢吹町農村公園設置条例に基づいて設置を位置づけ、維持管理等を行っております。

これらの公園につきましては、住民等の公園利用の機運が高まっていることなどから管理を一元化することにより、効果的、効率的な維持管理が図られ、公園利用者の利便性の向上を図るものであります。

また、その他の公園及び農村公園につきましては、都市公園に移行し、国の補助事業を活用しながら遊具等の更新を図るため、条例の改正を行うものであります。

具体的には、矢吹町公園条例の改正につきましては、小池公園の区域拡大に伴う地番の追加及び三城目農村公園、神田農村公園、田内農村公園をそれぞれ三城目学校山公園、神田公園、田内公園に名称を変更して矢吹町農村公園設置条例から移管し、さらに、現在整備中の中町ポケットパークを新規登録するものであります。

また、矢吹町都市公園条例の改正につきましては、公園を都市公園に指定するに当たっては、都市公園法第

2条の2に供用開始を公告することと規定されているため、現条例の区域の変更及び廃止の規定に供用の規定を追加し、また、中町ポケットパークを有料公園施設と位置づけ、利用金額等もあわせて定めるものであります。

なお、全ての農村公園を都市公園に移行することに伴い、矢吹町農村公園設置条例は廃止するものであります。

次に、議案第35号 矢吹町道路線の認定についてであります。本案の中畑南4号線につきましては、主要地方道棚倉・矢吹線から入り、法定外道路を通り、再び主要地方道棚倉・矢吹線へと通じる路線であります。

当該エリアの企業誘致の促進と地域振興を図り、予定される大規模開発地の環境整備を行うことを目的に認定するものであります。

次に、議案第36号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億209万6,000円を追加し、総額を73億2,555万3,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2,945万6,000円、寄附金103万円、繰越金1億3,000万円をそれぞれ増額し、国庫支出金1,414万円、県支出金222万6,000円、繰入金984万6,000円、町債3,361万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が健康センター管理運営事業等により2,212万円の増額、土木費が社会資本整備総合交付金事業補助金に係る主要町道道路整備事業等により1,563万円の増額、公債費が平成28年度決算額確定に伴う歳計剰余金処分により6,000万円の増額、衛生費が子ども・妊婦線量計等支援事業等により338万7,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債を1,950万円、臨時財政対策債を1,411万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第37号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,512万5,000円を追加し、総額を23億9,818万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、前期高齢者交付金40万3,000円、繰越金1億9,436万3,000円、諸収入5万5,000円をそれぞれ増額し、療養給付費交付金852万5,000円、共同事業交付金3,475万9,000円、繰入金1億641万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,941万5,000円、前期高齢者納付金1万円、諸支出金2,746万4,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者支援金73万1,000円、介護納付金103万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第38号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ21万円を追加し、総額を5億7,646万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金90万1,000円を増額し、繰入金69万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、事業費21万円を増額するものであります。

議案第39号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、資本的支出について既定の額に300万円を追加し、支出予算額総額を2億630万6,000円とするものであります。

支出の内容は、建設改良費300万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成28年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成28年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、経済政策の取り組みのもと、雇用・所得環境の改善など穏やかな回復基調が続き、経済再生・デフレ脱却に向けた進捗が見られております。また、日本経済がデフレ状況ではなくなる中、税収の増加等を中心に財政の健全化も進んでおります。今後、海外経済の先行き不透明感などリスクの高まりが見られる中で、経済の好循環を確立していくために、個人消費や設備投資などの国内需要の回復と労働市場や企業活動など、供給面の強化を図ることが持続的な成長へつながるものと期待されております。

また、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組み、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、政府は、経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略、規制改革実施計画、まち・ひと・しごと創生基本方針及びニッポン一億総活躍プランを着実に実行するとともに、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者を含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとしております。

こうした状況の中、平成28年度は矢吹町復興計画の復興期3年目として、東日本大震災からの復旧・復興を最優先に取り組むとともに、第6次矢吹町まちづくり総合計画のスタートの年として、町の将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現へ向け、計画に位置づけた重点プロジェクト及び事務事業の確実な推進を図り、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業に取り組みました。

中でも、中心市街地の復興・まちづくりの推進として、災害公営住宅や第1区自治会館の整備、大正ロマンの館の改修など、発展に向けた基盤づくりが大きく前進いたしました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が太陽光発電設備設置による固定資産税償却資産の増等により2.2%の増、地方消費税交付金が地方消費税の減により10.3%の減、地方交付税が普通交付税の減により12.1%の減、国庫支出金が東日本大震災復興交付金、社会保障・税番号制度システム整備補助金、学校教育費設備整備費補助金等の減により7.8%の減、県支出金が除染対策交付金、再生可能エネルギー導入推進市町村支援事業補助金、農業災害対策事業補助金等の減により55.6%の減、町債が学校教育施設等整備事業債、防災基盤整備事業債、臨時財政対策債等の減により38.6%の減となりました。

歳出面におきましては、議会費が議員定数削減に伴う議員報酬等の減により16.5%の減、総務費が復興交付金基金積立金の減により25.6%の減、衛生費が住宅除染対策事業等の減により29.3%の減、商工費が工業団地除染対策事業等の減により75.4%の減、消防費が防災行政無線システム整備事業等の減により51.3%の減、教育費が矢吹小学校大規模改修事業等の減により23.5%の減となりました。

なお、平成28年度の一般会計総額の決算収支は、歳入83億9,888万8,000円、歳出81億7,929万1,000円、差し引き2億1,959万7,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や厳しい社会情勢等を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成28年度における決算額は、前年対比で歳入3.0%、歳出5.1%の減額となりました。また、国保被保険者の主な医療費については、前年対比で3.0%減少し、高額療養費については前年対比で4.3%増加いたしました。

国保事業としては、予防医療としての人間ドック事業や医療費通知、広報紙・パンフレットによる啓発活動を実施いたしました。

また、矢吹町データヘルズ計画に基づいた保険事業の取り組みとして、ヘルスアップ事業を実施いたしました。

特定健診の未受診者対策では、受診勧奨はがきの送付及び全戸訪問を実施し受診率向上に努め、生活習慣病重症化予防教室や特定健診結果説明会を開催することで、特定保健指導該当者に個別指導を行い特定保健指導率の向上を図るとともに、早期介入による医療費の抑制と被保険者の健康の増進に取り組みました。

なお、平成28年度の決算収支は、歳入24億9,887万4,000円、歳出23億450万9,000円、差し引き1億9,436万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を行いました。

平成28年度は、平成27年度より明許繰越事業とした汚水324号本管理設工事を5月上旬に竣工し、一本木・八幡町地内において管路延長161.2メートルを整備いたしました。また、本町地内において管路延長11.6メートルを新たに整備いたしました。

平成28年度末現在、公共下水道受益地4,671世帯の水洗化可能世帯のうち3,863世帯が排水設備工事を行い、区域内の水洗化率は前年より1.3%伸びて82.7%となりました。

なお、平成28年度の決算収支は、歳入5億2,203万1,000円、歳出5億1,739万円、差し引き464万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成28年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成28年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成28年度は、一本木第2住地分譲地内の定期的な見回り等の維持管理を行いました。

なお、平成28年度の決算収支は、歳入56万8,000円、歳出ゼロ円、差し引き56万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質の改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。

平成28年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の738世帯の水洗化可能世帯

のうち590世帯が排水設備工事を行い、農業集落排水整備区域内の水洗化率は前年より2.6%伸びて79.9%となりました。

なお、平成28年度の決算収支は、歳入2億5,120万1,000円、歳出2億5,020万円、差し引き100万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成28年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成28年度は、第6期介護保険事業計画2年目としての事業運営を行いました。保険料については、基準年額6万5,900円とし、収納率は99.1%と前年度より0.3%向上し、収納事務一元化の効果があらわれました。

保険給付については、給付費総額が前年度より3.4%の伸びとなりました。給付費総額の内訳として居宅サービス給付費40.7%、地域密着型サービス給付費11.4%、施設サービス給付費41.2%、その他6.7%となり、施設サービス給付費の割合が増加しております。

また、平成28年度末の要介護認定者数については730人で、高齢者の約14.6%が認定を受けている状況であります。

なお、平成28年度の決算収支は、歳入13億9,136万2,000円、歳出13億6,730万2,000円、差し引き2,406万円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、原則として保険料は県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定し、年金からの差し引きによる特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

なお、平成28年度の決算収支は、歳入1億5,645万1,000円、歳出1億5,636万6,000円、差し引き8万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成28年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。平成28年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,398戸、給水人口は1万6,563人で区域内人口1万7,751人に対する普及率は93.3%となっております。

水道利用状況は、配水量188万3,309立方メートル、有収水量153万7,869立方メートルでありました。

収益的収支につきましては、給水収益が増加しましたが、加入金の収入減少により、営業収益総額が減少となり、他会計負担金の繰り出し基準見直しにより、営業外収益が増加いたしました。

また、経営戦略策定による委託料の増加、組織機構改革に伴った建物内外の改修により修繕費が増加となりましたが、受水費の減額、漏水工事の減少、路面復旧工事等の減少により営業費用が減少いたしました。

収入が4億2,944万2,000円に対し、支出が4億1,191万9,000円となり、収益的収支は1,752万3,000円の純利

益となりました。

なお、資本的収支につきましては、収入が4,062万9,000円に対し、支出が2億4,117万9,000円となり、不足額2億55万円が生じましたが、これは当年度消費税調整額600万8,000円、過年度損益留保資金1億9,454万2,000円で補填いたしました。

なお、水道事業につきましては、配水管の修繕及び移設工事を実施するなど効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりました。

以上で、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○副議長（鈴木隆司君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議をこれにて閉じます。

本日は大変ご苦勞さまでした。

(午前11時14分)

平成29年9月11日（月曜日）

（第 2 号）

平成29年第405回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年9月11日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めて、皆さん、おはようございます。ご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

ここで、一般質問に関し、確認をさせていただきます。

今定例議会より一問一答方式に移行いたしましたので、再質問以降は質問の回数に制限はありません。また、制限時間は答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし、通告いたしますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いいたします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても質問及び答弁は打ち切りといたしますので、ご承知おきください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わった後、自席に戻ることにとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、10番、角田秀明君の一般質問を許します。

10番。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 議場の皆さん、おはようございます。そして、また、お忙しい中、議会を傍聴に来ていただきました皆さんに心より御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1つ目の質問は有害鳥獣についてであります。震災前、浜通りの方々からイノシシ対策について話を聞いていました。まさか自分の地域で、また、議会で質問するとは思っていませんでした。対策についてお伺いをいたします。

ここ数年、イノシシやニホンジカなどが町内の、地名で申し上げますと、私の調査では、矢吹町東の内、堰の上、井戸尻、狐石、田内、子ハ清水、境町、本郷町、南町、そして、最近では北町までも出没しているというようなことでございます。

町では、どの程度、この状態を把握しているのか。また、イノシシなど、少しは捕獲されているのでしょ

か。そして、どのような対策を考えているのかをお伺いいたします。

また、中畑地区や三神地区では、野菜や果物などが収穫寸前にハクビシンやキツネなどに荒らされて、シヨックを隠せないと言っております。自前で電牧を畑に設置される方も最近は見えてきました。これもまた、町ではどのように考えているのかをお伺いをいたしたいと思います。

近年は猟をする人たちの減少や高齢化、そして、我が福島県は原発の影響で、なおさら猟をする人が少なくなっていることも一つの原因ではないかと思われます。中畑地区などでは、原発事故以来、酪農家の方々がサイロに積むトウモロコシなどを栽培しなくなってから、主食用のトマトやバンナムなどの被害が多く見られるようでございます。答弁を求めたいと思います。

次に、町営住宅の建てかえはについてお聞きをいたします。

古くなり入居されないでいる住宅が一本木では9棟、大町では32棟、小松では20棟。町の考えをお聞きしたいと思います。

次に、入居せず放置したまま壊さず、借地料は、私の調査した中では、大林では約95万と20万、そして、一本木は96万の借地料を払っております。そしてまた、修理代と合わせ500万以上の金額になっていると思います。一概には言えませんが、収支のバランスはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。町では、ことしから空き家対策として調査を始めるわけでありますが、町の住宅がこのような状況で、民間の方々の調査をすることも大事だと思いますが、行政としてみずから襟を正すものも大事だと思いますが、どのように考えているでしょうか。空き家がありながら、住宅難の方々を待たせておくのはいかながなものと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、羽鳥幹線の管理道路についてお伺いをいたします。

震災の後、幹線道路ができ、町民の皆さんもひとしく利用をしている道路となり、町民の利用者も便利で、農地の管理で走る人以外も利用しておりますが、ある反面、雨が降らず、車が通ると大変ほこりが舞い上がり、周辺の家の方々などは洗濯物にもほこりが飛んだり、また、雨が續くと陥没した穴だらけになって水たまりができ、走りづらくなったりしておる状況でございます。そこで、私たちに何とか整備をと声があり、建設課に相談に行きますと、改良区のもので町では対応できないと言われ、改良区に相談に行けば、農地の管理のため一般町民の方が利用されるのは困るような話で、ほこりが立たないようにとか、水たまりを修理してはもらえないだろうかとお伺いを試みましたが、こちらもなかなか明かないので、今回、質問をしてみました。何かよい方法をお伺いいたします。

3つの質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、傍聴大変ご苦勞さまでございます。

それでは、10番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、有害鳥獣対策についてのおただしであります。まず、本町における有害鳥獣による農作物の主な

被害について説明いたします。

初めに、水稻被害であります。カラスやスズメ、カモ鳥類が田植え後の苗を引き抜き、種もみを食い荒らし、また、苗が踏みつけられ倒伏することによる生育不良の被害や、収穫時期に稲穂をそぎ落として食べる食害によって米の収穫量が減収するなどの被害が報告されております。

次に、園芸作物の被害であります。ハクビシンやタヌキ等によりトマトやトウモロコシ等が収穫前に食い荒らされ、減収につながる等の報告を受けております。

さらに、近年では柿之内地区、田内地区にてイノシシやシカ等の目撃情報や、水稻作付後にイノシシと思われる有害鳥獣が田んぼ内を歩き回ることによる倒伏被害、田んぼの畦畔を掘り起こし農地を荒らす被害、カボチャやサツマイモ等を食い荒らす食害も報告されております。

このような被害報告を受けた場合、町で組織されている矢吹町有害鳥獣捕獲隊において、銃器や箱わな等を用い捕獲駆除を実施し、被害が拡大しないように努めております。

なお、町有害鳥獣捕獲隊の皆さんによる秋の事業の出発式が本日9月11日、午前8時半から矢吹町文化センターの駐車場において開催され、10月31日まで捕獲作業を実施していただくこととなっております。

さて、過去の捕獲駆除実績としまして、平成26年度はカラス、カモ類63羽、平成27年度はカラス、カモ類90羽、タヌキ5頭、平成28年度はカラス、カモ類61羽、タヌキ6頭を捕獲駆除しております。

しかし、イノシシ等においては警戒心が強いこともあり、箱わな等を仕掛けても捕獲には至っておらず、大きな課題となっております。

こうした中、昨年7月に福島県県南農林事務所と共同で、イノシシやシカ等の目撃情報が多数報告されている柿之内、田内地区にセンサーカメラを5台設置し、野生鳥獣類の出没調査を行ったところ、イノシシやホンジカ等の出没が確認されましたので、その結果を周辺地域の住民に報告し、また、電気柵設置による有害鳥獣対策の説明会を開催いたしました。なお、イノシシ等被害防止の回覧を配布し、全町民へ周知を図ったところであります。

今後も引き続き、銃器や箱わな等による捕獲駆除を行うとともに、被害が拡大しつつあるイノシシ等の対策として、被害防止の効果が高いと言われる電気柵の設置について県の補助事業を活用することを検討し、農作物被害の防止に努めてまいります。

また、有害鳥獣被害防止に対する先進的な対策を実施している近隣市町村等と情報交換を行い、効果的な対策を検討し、農地や農作物の被害を最小限に抑えられるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町営住宅の建てかえについてのおただしであります。初めに、町営住宅の現在の管理状況について説明いたします。

平成29年8月末現在の町営住宅管理戸数は、大林住宅が109戸、大池住宅が36戸、小池住宅が24戸、大久保住宅が8戸、小松住宅が70戸、一本木住宅が20戸、善郷内住宅が24戸で、合計7団地で291戸となっており、入居戸数は221戸となっております。

また、定住化促進八幡町住宅の管理戸数は60戸、入居戸数47戸、災害公営住宅の管理戸数は4団地52戸、入居戸数が40戸であり、町で管理している公営住宅全体では管理戸数403戸、入居戸数が308戸となっております。

なお、町営住宅につきましては、平成29年8月末現在、大林の34戸、小松の25戸、一本木の9戸、合計68戸を住宅の老朽化により用途廃止及び取り壊しを計画している政策空き家として管理をしております。

町営住宅の入居申し込みにつきましては、町営住宅等条例に基づき常時受け付けを行い、入居申し込み時の書類から生活の困窮度等を点数化し、その結果をもとに優先順位の高い方から入居のご案内をしておりますが、空き物件がなく、平成29年8月末現在で、町営住宅等条例の入居者の資格を満たした27名の方が入居待機者として登録されております。

入居待ち27名のうち、矢吹町営住宅入居待機者家賃補助金交付要綱第3条の条件である住宅に困窮している者、税金等の滞納がない者及び所得要件等の条件を満たした民間住宅入居者12名の入居待機者に対し、月額1万5,000円を上限に補助しております。

町営住宅の管理につきましては、特に平屋建ての長屋住宅は耐用年数が超過し、老朽化に伴う安全性の確保や維持管理費縮減の観点から、退去した後は政策空き家として扱っているため、公募はしておりません。1棟全戸が政策空き家となった後に用途を廃止し取り壊しを行っております。さらに、入居者が少ない棟については、ほかの町営住宅への転居を呼びかけておりますが、高齢化や経済的な理由により転居が困難な状況であります。

今後の町営住宅のあり方については、入居者の実態を考慮し、丁寧に説明をしながら入居者の集約化を図るとともに、平成21年に策定した上位計画であります矢吹町町営住宅管理計画に基づき、既存の矢吹町公共住宅等長寿命化計画の見直しを平成30年3月までに実施する予定であります。本計画は今後の町営住宅の全般の整備計画及び住宅供給戸数等を示す計画であり、老朽化した平屋建ての長屋住宅の取り壊しや、耐用年数を有する鉄筋コンクリート造り等の町営住宅、定住化促進住宅、災害公営住宅の長寿命化計画や借り上げ住宅等の方針を含めて整備方針を示してまいりたいと考えております。

今後は、本計画の整備方針に基づき、長期的な維持管理と施設の長寿命化を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町営住宅の借地料についてのおただしであります。町営住宅の全体面積5万3,177.14平方メートルのうち平成28年度の借地の状況につきましては、大林住宅の一部が4,447.41平方メートルで借地料135万9,160円、一本木住宅が3,123.2平方メートルで借地料114万8,400円、合計で7,570.61平方メートルを借地し、借地料250万7,560円となっております。

なお、借地料は賃借料に固定資産税相当額を加算し算定しております。固定資産税等の変動により借地料に変更があった場合には、変更契約を結んでおります。

大林住宅、小松住宅、一本木住宅の平屋建ての長屋住宅は耐用年数が超過して老朽化しており、入居者が少なく空き家が多い状況であるため、既存の入居者と転居の相談をさせていただいておりますが、高齢化や経済的な理由により転居が困難であり、政策空き家が点在しているため集約化ができず、取り壊しができない状況であります。

しかし、平屋建ての長屋住宅で入居者がほとんどいないにもかかわらず、借地料の支払いを継続していくことは、町といたしましても問題視しております。

今後も入居者の実態を考慮しつつ丁寧に説明をしながら、入居者の集約化と政策空き家の整理を行ってまい

りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、収支のバランスについてのおただしであります。初めに、住宅ごとの歳入歳出の状況について、平成28年度決算額で説明いたします。

まずは町営住宅の歳入であります。住宅の使用料及び駐車場使用料が3,268万8,542円、外壁工事に係る国からの社会資本整備総合交付金が661万9,000円、国からの家賃低廉化の交付金が115万2,000円、合計額が4,045万9,542円となっております。

歳出であります。職員の人件費を除き、合計で2,696万197円となっております。主な内容としましては、修繕料294万3,306円、災害共済掛金41万5,204円、外壁改修に係る設計費及び工事費が1,973万440円、民間賃貸住宅家賃補助金157万5,000円で、歳入4,045万9,542円から歳出2,696万197円を差し引きますと1,349万9,345円となります。

また、定住化促進住宅の歳入であります。住宅の使用料及び駐車場使用料が2,106万3,148円となっており、国・県からの交付金等はありません。

歳出であります。合計で2,508万8,605円となっております。歳出の主な内容としましては、修繕料208万1,410円、外壁工事に係る設計費及び工事費が2,100万7,080円で、歳入2,106万3,148円から歳出2,508万8,605円を差し引きますと402万5,457円の不足となっております。

さらに、災害公営住宅の歳入であります。住宅の使用料及び駐車場使用料が551万7,686円、国からの災害公営住宅家賃低廉化事業交付金が3,848万9,000円、国からの東日本大震災特別家賃低減事業交付金が234万8,000円で、合計額が4,635万4,686円となっております。

歳出であります。住宅建設に係る設計費、工事費等を除き、合計で347万8,991円となっております。歳出の主な内容としましては、光熱水費60万177円、災害共済掛金58万693円、下水道受益者負担金88万9,100円、水道加入金129万6,000円で、歳入4,635万4,686円から歳出347万8,991円を差し引きますと4,287万5,695円となっております。

議員おただしの収支のバランスにつきましては、住宅の構造や耐用年数、経年劣化の状況によって行う外壁改修や屋根改修のほか、人件費や建設に係る経費を含める必要があるなど、さまざまな要因が絡んでくるため、明確に算出することは困難であります。

現在、矢吹町公営住宅等長寿命化計画の見直しを行っており、計画の中でこれからの町営住宅の維持管理について、長寿命化等を図り守るべき住宅と、長屋等老朽化により解体すべき住宅を明確にし、将来を見越した安定的な町営住宅の運営に努め、町としての方向性を示してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹原土地改良区維持管理用道路についてのおただしであります。初めに、羽鳥幹線水路上部の利活用及び整備状況について説明いたします。

矢吹大橋から町道本町3号線までの区間全体延長1,520メートルにつきましては、水路敷地の上部を利用した中心市街地の歩行者、自転車の安全を確保するコミュニティ道路としての利活用を目的に、矢吹原土地改良区との賃貸借契約に基づき各種事業に着手しており、平成20年度に町営八幡町善郷内線として町道認定を行い、これまで町が道路整備及び維持管理を行っております。

本路線は、矢吹町教育委員会が所管する通学路安全推進会議で策定した矢吹町通学路交通安全プログラムにおいて、善郷小学校学区内の通学路として位置づけられている路線であります。

さらに、自転車歩行者道を整備することにより、平行して走る田町大池線の自転車及び歩行者通行の代替機能が期待できること、駅周辺整備事業で整備を行った施設の利便性の向上などを目的として、平成21年度から社会資本整備総合交付金事業により道路整備事業に着手いたしました。

現在の整備状況であります。平成28年度末時点で、全体延長1,520メートルのうち町道本町3号線から駅東口までの延長約480メートル区間について舗装が完了し、平成29年度につきましても、駅南側の延長約100メートルの道路改良工事及び歩道の整備を実施する予定であります。これまでの事業の進捗率であります。平成28年度末、事業費ベースで約40%であります。社会資本整備総合交付金事業の今後の交付状況にもありますが、現時点では平成33年度の事業完了に向け鋭意事業を推進してまいります。

議員おただしの町道本町3号線から郡山方面に向かう水路敷地上部の管理用道路につきましては、現在、矢吹原土地改良区が羽鳥幹線水路の管理用道路として維持管理を行っております。本道路の維持管理につきましては、これまでも沿線地区住民、沿線行政区等により、敷砂利や粉じん対策、道路の補修、排水の処理、除草等についての苦情や要望が町になされております。町はその都度、管理用道路の管理者である矢吹原土地改良区へ苦情、要望内容を伝達し、それらの対応をお願いしてまいりました。

現時点で当該路線の町道認定の具体的な予定はありませんが、先ほど申し上げました、現在、事業を進めております八幡町善郷内線の認定区間内の整備後、管理用道路の利活用等について矢吹原土地改良区と協議を進めてまいりたいと考えております。

今後も、羽鳥幹線水路上部の利活用及び維持管理につきましては、土地改良施設他目的使用契約書及び幹線水路の上面利用に関する協定書を基本に維持管理を行い、上部の利活用については沿線住民の要望を十分に踏まえ、利便性の向上を図るため、さまざまな課題、住民要望等について矢吹原土地改良区と協議を重ね、将来的な道路管理も検討しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） それでは、再質問をしたいと思います。

1番目の有害鳥獣の件で質問したいと思います。

周りの大信などでは、イノシシの捕獲が大分なされると聞いております。なぜ、我が町では市街地が拡大しているにもかかわらず、捕獲ができないのでしょうか。また、私も改良区の役員という形で、福島県の改良区の方々といろいろと話をする機会がありますが、郡山東の国営パイロットをやった地域の方々などもかなりイノシシを捕獲しているという声も聞いておりますが、我が矢吹町では、職員の皆さん、先ほど町長のほうからありましたように、町の鳥獣パトロールの方々もおりますが、職員さんが一生懸命頑張ってもなかなかイノシシとか、鹿というのは夜行性が強いというようなことで、私も年の半分は田んぼなどの管理で朝早くから見て歩いているんですが、一度となくイノシシなどは見たことはないんですが、そういった中で夜の出没というようなことで、かなり難しいのではないかとというようなことを思っております。

また、地域には農家を一生懸命やっている認定農家の方々がおりますが、そんな方々に捕獲の資格の免許などを取ってもらって、町に協力してもらってはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣の件でございますが、他の地域ということで大信の地区の具体的な場所が明示されましたが、ここではイノシシの捕獲がされている、なぜ、矢吹町で捕獲できないのかというようなことでございます。

角田議員のほうからも先ほど、問題提起されておりましたが、夜行性であることということで、なかなか矢吹町の鳥獣捕獲隊の皆さんは数が限られている。現在11名の隊員がいるのですが、これが多いか、少ないかというような、そういう議論もあるかと思えますけれども、数がいて、しかも万全の体制がとれるということになれば、もう少し捕獲率というか、捕獲の頭数もふえてくるのかなというふうに思います。特に、夜に出没するイノシシとか、鹿のそうした生態を考えると、そうした時期、時間、そうしたところの捕獲活動というものも必要になってくるのではないかなというふうに思います。いずれにしても、有害鳥獣、特にイノシシやニホンジカという難しい鳥獣については、その捕獲について、この後も電気柵等々の町からの対策も含めて、今後、検討を深めてまいりまして、できるだけ農家の皆さんが被害に遭わないような、そんな環境づくりもしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、隊員の増員については、きょうも横山隊長と多少しゃべってまいりましたが、募集しているけれどもなかなか集まらないということもございまして、どういった方に隊員になっていただくかということにつきましても、町として鋭意努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 今の件についてこういったことも、私もインターネットのほうで見ましたところ、ある企業でALSOKという会社なんですが、関東地方のほうで箱わなに夜のセンサーをつけておいて、捕獲されたものをALSOKの職員の方々が得まして、捕獲したものを収穫するというか、向こうのほうの関東のほうではこのイノシシをとって、イノシシ肉とか、そういうものに加工して、収穫して金額を上げているというようなことで、県やいろんなところからの補助金を合わせた中でやっている。ただ、これも大変いいと思っただんですが、我が福島県の場合には原発の関係でイノシシの内部被曝がひどいというようなことで、収穫しても、捕獲しても、要するに食肉にはならないというようなことで、これも大変興味深かった捕獲の状況だったんですが、こんな状況の中で、福島県の場合にはそういうふうなデメリットがかなり、やはり今、鉄砲隊とか、いろんな方々が狩猟をする方もいるんですが、野生のものが原発の関係で、なかなか捕獲や利用しても食べられないというのがやはり一番の原因かなというような思ひですけれども、町長はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣の新たな手法ということで、警備会社のALSOKの取り組み内容等について提案がなされましたが、角田議員が話したとおり、ALSOKでは千葉県や神奈川県など、また、県内では大熊町が実施しているというようなことございますけれども、これらについてジビエ料理の食材ということで肉として販売しているというような話も伺っておりますが、角田議員も問題提起しております、原発によって福島県の場合には、そうしたジビエ料理の食材ということにはなり得ないという、そういう難しい問題点があるというようなことございます。町としまして、そうしたことについて調査、検討したんですが、角田議員の話にもあったとおり、そのようなことも含めて、また、事業費も莫大な費用がかかるということも判明しました。網羅する面積等とかにもよるんでしょうけれども、町がこの対策を導入した場合の想定費用として事業費が月額120万、単純に年間1,440万円ぐらいかかるというような、そんな試算も出ております。これらについては、なお、もう一度、そうしたことも含めて、精肉にしなくても有効な有害鳥獣駆除の新たな手法ということで、可能かどうかについても今後、精査も含めて協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申しあげまして、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） それでは、2番目の町営住宅のほうの収支のバランスの関係で質問させていただきます。

先ほど、町長のほうから答弁をいただきましたけれども、私が手にしておりますのは各町営住宅の利用料の収入状況なんですけど、そういった中で、大林住宅などでは77件もの滞納者がいると。そのほか、ずっと見ますと、小松住宅などもかなりあるというようなことで、総体的に240近くの滞納があるというようなことで、そういったことは一つも今、町長のほうから答弁がなかったんですが、そのようなものに対しては、どのように考えているかをお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 角田議員、240件、240万、どちらですか。

○10番（角田秀明君） 240件。

○議長（熊田 宏君） 件。わかりました。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

町営住宅の滞納の状況等についても認識をさせていただいております。非常に憂慮すべき問題だというふうと考えております。滞納整理強化については町としても重点的に取り組まなければならない、そうしたことだというふうに理解しております。今後におきましても、専任の担当者を今、置いておりますが、さらに滞納整理の解消のために、職員等の増員等も含めて対策を講じてまいり、滞納整理に特化して強化していきたいとい

うふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます、質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 今、滞納整理については町長のほうから答弁をいただきましたが、関連して、私が、なぜ建てかえがあるのかどうかという質問をしたかといいますと、町は公共下水を推進したり、町民の皆さんに公共下水に加入されるようお願いをしながら、町の住宅などは公共下水の加入になっているんですが、どの程度加入しているのか。また、このようなアンバランスが、町民の皆さんの加入が進まない原因の一つではないかというのは、町の町営住宅は公共下水でない住宅がほとんどなんです、こっちの昔からの古い、今、入居を差しかえている住宅というのは。やはり周りの方々からすると、町の行政でやっているようなことが、公共下水に加入できないような状態の町営住宅を貸して、そして、入居させているわけですけども、そういった中で、やはりそういった観点から、先ほど町長のほうから、今後、平成30年度のあれで見直しをいろいろ検討するというようなことですが、やはり町民の皆さんに公共下水の利用をというように訴えている中で、町の貸し付けの住宅が公共下水に加入できないような状態の町営住宅ではどうなのかなというように、建てかえはどうなのかなという質問をいたしましたので、その辺を答弁をいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、10番、角田議員の再質問にお答えいたします。

現在の公営住宅の下水道の加入状況でございますが、今現在、公共下水道に接続していない住宅につきましては大町の長屋の住宅、あとは小松の長屋住宅、あとは一本木の長屋住宅ということで、それ以外の住宅につきましては、こちらは定住化、災害公営住宅も含めて全て公共下水道に接続しております。

当然ながら、今、申しあげました3長屋住宅につきましても、公共下水道のエリアではございます。ですので、整備をする必要はございます。そういう中で、やはり長屋住宅は既にもう耐用年数が過ぎております。そういう中で水洗化、水洗便所に改造するための費用としてはかなり莫大な費用が発生してまいります。本来の公共下水道の周辺環境、水質環境を上げるという意味での観点からは外れてしまう部分がございますが、現時点では、やはり費用対効果の部分でかなり厳しい部分がございますので、長屋については現在も、あと今後も水洗化に取り組む予定は現時点ではございません。先ほど町長が申しあげましたように、将来的には解体に向けて整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 今、答弁をもらいましたが、将来に向けてということですが、入居されている方々が、入った人はなかなか出てくれないような状況の中で、大変みすばらしい形の町営住宅が集中しているというように、いろんな他町村から来た方々が、これは何だろうというようなことで、やはり目につくようなことですが、それも入居されている方を無理矢理綱をつけて引っ張っていくわ

けにもいかないというようなことで、それもまた、行政のやさしいところなのかなと。入ったら出るはないんだなということで、この質問には了解をさせていただきます。

それでは、3番目の改良区の管理道路の件について、再質問させていただきます。

町長のほうから、この道路は管理道路で、改良区のほうの持ち物で、なかなか町はというようなことでありますけれども、町民の方々はそうは思わないんです。あれだけの立派な道路ができて、そして、通行も可能な道路になったというようなことで、やはり多少無理をしてでも、改良区とかの話合いの中で、町が維持管理できるような状態にしていれば、今度、あそこに住宅も建たるでしょうし、やはりあそこでうちを建てかえるのにも、あれが認定道路という立場でないと、別の道路から侵入するような申請をしなくてはならないというようなことで、町民の皆さんも期待をしていた割には前に進まないような状態で、大変残念だというようなことで話をしておりました。

ただ、私が言うのには、この事業に対しても改良区さんだけが自分の物だと言い切れるのかどうか。というのは、この事業が始まったときに町では18億もの金を支払いするというようなことで、25年間、約年間8,000万ずつの返済を行うというようなことで、そういった中で、やはり町民の血税を出して支払いをするのに、町民の皆さんに不便を来すようなことではやはりまずいのではないかと思うわけであります。今、いろんなことで、町の公共施設の関係で、いろんな方々がいろいろとおっしゃっておりますけれども、これは土の中にもぐってしまった財産でございますけれども、これもやはり一つの施設でございます。それが町のほうで18億ものお金を出し、そして、年間8,000万ずつも出す。最終的には19億何がしの金額を25年間の間に町では支払わなくてはならないわけですから、そういった中で、やはり改良区さんとよく話をさせていただいて、町民の利便性も求めていかななくてはならないのではないかというふうに、私たちは要望されている皆さんに、そういった形でおつなぎをしなくてはならないのではないかというふうに思っておりますので、答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

羽鳥幹線水路上部敷地の利活用については、住民の方がそう思うのは当然だというふうに思っております。

先ほども答弁させていただきましたように、現在、町のほうで町道認定をして整備をしているのが1,520メートル、そのうちの580メートルまでは整備が終わったと、約40%。この後も計画的に平成33年度までは残りの区間の整備というのを、計画的に整備を図っていきたい。なお、まだ町道認定が進んでいないご指摘の道路等についてご不便をかけているという認識については、町も同様に考えておりますので、そうしたものの方向性については、今後、矢吹原土地改良区と協議を重ね、さらに沿線住民の方にご不便をかけないような、そんな方向性というものをできるだけ早い時期に打ち出していきたいということで、先ほども答弁させていただきましたので、その思いにかわることはございませんので、そうしたことで今後、検討を深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 今、町長から前向きにというようなことで答弁をいただきましたけれども、普通の改良区、私もいろんなところの改良区に地主というようなことで入っておりますけれども、やはり道路になったところはほとんど市町村のほうに移管をして、そして、管理をさせていただいているというようなことで、こういった形は珍しいんです。改良区の持ち物だということで、今度、我々がお願いに行けば、なかなかお金がないので、そこまで手が回らないんですと言われるような状況では困るし、また、町長さんがこの改良区の理事長という立場で1人で二役をやっておりますので、こういった中では、町民の皆さんに迷惑をかけないような状況も町長並びに理事長という立場でできるのではないかとというようなことを要望しながら、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、10番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は11時ちょうどということで、よろしく願いいたします。

(午前10時48分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 薄葉好弘君

○議長（熊田 宏君） 通告2番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

[5番 薄葉好弘君登壇]

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。

さて、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず初めに、農業振興についてですが、ことしの夏の異常気象による低温、長雨と日照不足による町内の農作物への影響であります。

農林水産省では、平成29年産米の8月15日現在の作況状況を8月30日に発表いたしました。東日本を中心とする早場米地帯の19道県の作柄は平年並み、またはやや良と見込まれるということですが、これは一部地域で7月下旬から8月中旬の日照不足等の影響が見込まれるものの、田植え以降、おおむね天候に恵まれたことにより、全もみ数が一部を除き、平年以上に確保されると見込まれるためであるとのことでございます。福島県や宮城、山形、岩手の東北4県はやや良と発表されております。これに対して、東北農政局でも、7月の好天で生育が順調に推移した一方、8月に続いた低温、日照不足により、登熟は水稲後の低温と長雨で影響が出る可能性があると言っております。

こうした状況の中で、当町では、春には羽鳥用水の水不足の影響の地区もあり、8月の低温、日照不足の影響が心配されますが、特に水稲については、町として作柄状況をどう捉えているのかをお伺いいたします。

また、来年から廃止される減反政策の町として新たな対応についてでございますが、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議では、30年以降の福島県水田農業の推進方針の中で、水田農業のあり方検討専門部会を立ち上げ、30年以降の需要に応じた米生産と水田農業における所得向上を目指し、地域ごとの特色ある水田農業の方向性を見据えた5年を目指すとする中期目標等、その対応方策を取りまとめるとしていますが、町としてもどのような対応や方策を検討しているのかをお伺いいたします。

また、今年度は見直しが予定されている町の農業振興地域整備計画についてですが、農業振興地域整備計画の本来の目的は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としているわけですが、今年度は10年に一度の見直しの年でもありますので、農業振興地域整備計画の設定、並び変更の見直しについてはどのような手順で進めていくのかをお伺いいたします。

2つ目でございますが、道路整備等について質問いたします。

今定例会にも道路の舗装整備の陳情が2件出されております。限られた予算の中で、今年度の道路整備の実施状況と年内までの計画路線の予定についてをお伺いいたします。

また、毎年、道路整備を行っておりますが、陳情された要望に応じ切れない状況であると思われまので、このような道路整備の陳情による未整備路線への敷砂利等の対応については、定期的に現状把握して実施しているのかをお伺いいたします。

また、三神地区内の町道明新陣ヶ岡線の道路の白線ですが、朝晩も通勤等で交通量も大変多く、特に県道284号線曲木中野目線との交差点では、毎年、何件か交通事故も起きております。この道路は阿武隈川の影響もあり朝霧が発生し、見通しが悪くなることも要因の一つだと思われておりますが、この町道明新陣ヶ岡線も三城目の一部でセンターラインが薄くなっておりますが、それ以外はほとんど消えてなくなっております。このような状況で、朝霧やこれからの冬を迎える雪の日には特に危険でありますので、交通安全の観点から道路の白線を引き直していただきたいと地区住民の皆さんからも要望がありますので、現状を確認していただき、早急に引き直していただけるのかをお伺いいたします。

最後に、子育て支援について質問させていただきます。

今年度から子育て支援の新規事業として行っております第1子の出産祝いによる出産祝い品を贈呈しておりますが、私がことしの町の動きを見えますと、4月から8月までには29の方が対象であると思われまですが、実際には現在まで何名の方が申請され、どの出産祝い品を申請しているのかをお伺いいたします。

また、来年度から新法人に移管されるあさひ保育園の共同保育の状況について伺いますが、4月から新法人である聖和学園に保育園業務を委託して保育業務を行っておりますが、保育されるお子様と保護者も含め、何ら問題なく、スムーズな運営がされているのかをお伺いいたします。

また、これから、建築整備が予定されております（仮称）複合施設整備計画にも子育て支援機能を持たせるというわけですが、子育て相談や預かり保育、親子交流、子育て支援情報提供など、子育て支援セン

ター的な子育て支援機能を持たせるのか、具体的な検討が進められているのかをお伺いいたします。

以上、3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、低温や長雨、日照不足等による町内の農作物への影響についてのおただしであります。東北地方の太平洋側を中心とした記録的な低温と日照不足による農作物の生育不足等の影響で、出荷量の減少や出荷時期のおくれの情報がマスコミ等で報道されております。

本町におきましても、町内両JAからの情報によると、園芸野菜では露地野菜のキュウリやトマト、ナスといった農作物が低温や日照不足による生育不良や炭疽病等によるカビの発生が原因で、現時点で例年の収穫量に対し約15%から20%程度減少しているとのこととあります。また、同じくキュウリ、トマトの施設野菜でも、日照不足の影響から生育おくれとなり、収穫量が減少するのではないかと懸念されております。

水稻については、国で発表された8月15日現在の米作柄概況によりますと、福島県中通りについては105%から102%のやや良との発表がありましたが、町内での作付の中心となっているコシヒカリについては、田植え時期にもよりますが、今後も天候不順が続くこととなれば収穫量が減少するのではないかと懸念されております。

また、生産調整達成のために新規需要米である飼料用米作付を推進してまいりましたが、収穫量が減少した場合、国から交付される水田活用の直接支払交付金の減額が心配されるところであります。

このような状況の中、福島県では8月19日に福島県農作物異常気象災害対策本部が設置され、水稻、野菜等の病害虫防除等の技術対策や収量確保及び再生産確保のために追加防除を行う場合の支援措置、制度資金の条件緩和等を盛り込んだ農作物異常気象災害対策プログラムを策定し、関係市町村及び農業団体等と連携し、各種対策に万全を期することの発表がありました。

本町といたしましても、県や町内両JA及び関係機関と連携し、今後の天候状況や農作物の生育状況を見きわめながら、農家への情報提供や情報収集を図り、被害を最小限に食い止められるよう対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、減反政策廃止後の町としての新たな対応についてのおただしであります。減反政策の廃止について、さきの6月定例議会において大木議員へ答弁させていただきましたが、国は平成30年度産を目途に、主食用米の生産数量目標の配分に頼らなくても、農家みずからの経営判断や販売戦略に基づき需要に応じた生産が行えるようにするため、主食用米の生産数量目標の配分を行わないことを決定したところであります。

しかしながら、減反政策の廃止に伴い、農業者の過剰作付による米価の下落など、結果的に農業所得が減少することが懸念されております。

県では、昨年6月に30年以降の水田農業のあり方検討専門部会を立ち上げ、国内の主食用米必要生産量をもとに各市町村の生産数量の目安を整理し、今後の取り組み方針や進め方について各市町村に情報提供することとしております。

本町といたしましても、近隣市町村の動向を確認しながら、県の方針や情報をもとに取り組みや進め方について、生産数量の目安とともに来年2月に開催する予定の農家説明会において情報提供することとしております。

また、新たな対策についてのおただしであります。平成30年度以降においては国の支援策である米の直接支払交付金は廃止となりますが、継続予定である経営所得安定対策による水田活用の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金等にて、水田を活用した大豆やソバ、飼料用米等の作付を促してまいります。

いずれにしましても、主食用米の過剰な作付を抑制するために、一般農家でも取り組みやすい飼料用米作付者に対する上乗せ助成については継続し、町内両JA及び関係機関等と連携を図りながら、新たな支援や対策について検討を行い、農家が安定した収入を確保できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町の農業振興地域整備計画についてのおただしであります。農業振興地域整備計画の基本的な目的は総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業における土地の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することであり、農業振興地域の整備に関する法律をもとに策定されたものであります。

本町の農業振興地域整備計画は平成19年度に総合見直しを行ってからおおむね10年が経過しているため、本町の農業の現状に即した内容となるよう、総合見直しの準備を進めているところであります。総合見直しの主な手続につきましては、現行の農振農用地区内の土地1筆ごとに図面と地番及び地目の再確認から始まり、土地利用等に関する農家向けのアンケート調査、基礎資料の作成、各地域における説明会、さらには国・県との協議調整を行い、公告及び縦覧等を経て、新たな農業振興地域整備計画が決定するものであります。

進捗状況であります。現行の農振農用地区域面積約2,200ヘクタールの図面と航空写真をもとに、地番及び地目の一筆調査を行い農地の現況を確認しているところであり、今年度末までに農用地利用に関するアンケート調査や各地区説明会を行い、現状の農業問題や農業振興に関する意見を収集し、総合見直しにおける基礎資料を作成することとしております。

いずれにしましても、農業振興地域整備計画の総合見直しについては、農家の皆様のご理解を得られることが重要であると認識しており、十分に説明をしてまいりたいと考えております。

また、ことし7月の改選にて新たに農業委員となられた皆様とも協議を交わしながら、総合見直しを進めてまいります。

なお、後継者不足や耕作放棄地の増加等、現在の厳しい農業情勢を鑑み、必ず守らなければならない地域は農業振興地域として保持することを基本路線としつつも、指定から除外して開発を行うことにより人口増加、雇用確保等が確実に見込め、ひいては町の振興発展につながると判断した地区につきましては除外を検討し、農業振興地域の総面積の増減について国や県と協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今年度の道路整備の実施状況と計画路線の予定についてのおただしであります。初めに、社会資本整備総合交付金事業について説明いたします。

本事業は主に幹線道路の改築、バイパス化、歩道の整備等を実施する国庫補助事業で、本年度7路線の整備

を行っております。

昨年度より事業着手しました一本木29号線、旧石川街道の道路拡幅及び歩道整備事業につきましては、昨年度、全体の概略設計を完了し、現在、みつわ前交差点及び小針医院前交差点の交差点詳細設計を進めております。さらに、みつわ前交差点から小針医院交差点の1工区内において、地権者との用地交渉を継続的に進めており、一部合意が得られました地権者より順次用地買収及び物件補償等の契約締結を予定しております。

現在、継続して整備を進めている羽鳥幹線水路上部を利用した八幡町善郷内線、三神小学校の通学路である神田西線の歩道整備、さらに新町地区の新町西線につきましては、年次計画に基づく道路改良工事の発注に向けた準備を進めております。

白河信用金庫矢吹東支店前の一本木32号線につきましては、昨年度から支障物件の移転補償を進めており、移転が終了した後に道路整備に着手する予定であります。

路上再生路盤工法で整備を進めている長峰地区、釜池付近の西長峰6号線の舗装補修工事につきましては、9月末の完成を目指し鋭意施工中であります。

本年度より事業着手しました舘沢田内線につきましては、ひらが斎苑前から東北縦貫道西山橋までの歩道整備に向けた全体測量設計を進めてまいります。

次に、未改良の砂利道の改良拡幅を主とする臨時地方道路整備事業であります。本年度、3路線について継続して事業を進めております。

昨年度から工事に着手した役場北側を東西に走る一本木8号線につきましては、本年度も継続して道路改良工事の実施に向け準備を進めております。

リオンドール南側の八幡町11号線及び長峰地区の曙町長峰線につきましては、道路拡幅のため用地交渉及び各種協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活道路整備事業の中で砂利道の解消を図る目的で進めている道路拡幅を行わない現道舗装工事については、これまで平成28年度末現在で、162路線の要望に対し98路線について整備を完了しております。

今年度は、平成28年度繰越明許事業である農業基盤整備促進事業、いわゆる農道の現道舗装工事につきましては全6路線の整備を予定し、うち5路線について発注を終え整備を進めております。残る1路線につきましても、秋の収穫後の発注を予定しております。

また、生活道路整備事業の現道舗装工事につきましては2路線を予定しており、1路線の工事が完了いたしました。残る1路線は間もなく発注をする予定としております。さらに、次年度以降に工事を実施する2路線についても調査等を行う予定であります。

このように、道路整備につきましては本年度も多くの事業を予定しており、今後につきましても、現在継続して事業を行っている路線を重点的に整備し、また、未整備の路線については緊急性を重視し、できる限りの道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、未整備路線への敷砂利等の対応についてのおたただしですが、敷砂利及び置き砂利につきましては、行政区長に取りまとめをしていただき、敷き砂利等の要望を受けてからおおむね1週間程度で実施しております。また、行政区によっては道普請の実施時などに置き砂利を希望する場合もあり、その際には行政区長を初め、行政区の方々には未整備路線の保全、維持管理等にご協力いただいております。大変感謝をしております。

町といたしましては、行政区長からの敷砂利等の要望に対し迅速に対応するとともに、定期的な道路パトロールの実施により道路状況を把握し、必要な場所には応急的に敷砂利等や補修を行うなど、町民の皆様にご不便をかけないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、町道明新陣ケ岡線の道路白線の薄れによる引き直しについてのおたただしですが、当該路線は明新東地内を起点として、中野目東地内から谷中、中沖地内を経由し、陣ケ岡地内を結ぶ延長3.7キロメートル、幅員約6メートルの2級町道であります。

当該路線は一般県道須賀川矢吹線及び一般県道石川矢吹線にも接続しており、通勤経路及び物流の経過路線として、近年、自動車及びトラック等の往来が非常に多く、直線が長い上に見通しがよいため、車速が法定速度より超過している車両が多く、これまでもたびたび事故が発生している路線であります。

議員おただしの道路白線の薄れにつきましては、現地にて中央線の薄くなっている箇所を確認いたしました。延長が非常に長い路線であるため、年次計画を立て緊急性の高い区間より優先的に実施し、町民の皆様の安全・安心を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、出産祝い品の申請状況についてのおたただしですが、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、16の政策の一つに「子どもを安心して産み育てることができるまちづくり」を推進することを掲げております。

町では、お子さんの誕生を祝い健やかな成長を願って、平成29年度より第1子目のお子さんに対して、国の子ども・子育て支援交付金を活用し誕生祝い品を支給する事業、出産祝い品支給事業を実施しております。子育て祝い品の申請状況については、子育て祝い品の対象児が7月末で23名となっており、里帰り出産などの理由による未申請者を除き21名の申請を受け付けております。その方々には出産祝い品を、こんにちは赤ちゃん訪問事業で保健福祉課の保健師が訪問する際、希望を伺い、お子さんとご家族に直接お贈りしており、ご家族からは大変喜ばれていると聞いております。

本町では、未来を担うお子さんの誕生を祝い、本事業の継続と、引き続き制度の周知を徹底し、対象者全員に出産祝い品を支給できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あさひ保育園の共同保育の状況についてのおたただしですが、あさひ保育園につきましては、平成29年4月1日より学校法人聖和学園と町との共同保育がスタートし、副園長を含めた町職員3名、聖和学園職員14名、合計17名の職員体制により、これまで順調に運営されております。

町教育委員会と聖和学園は、あさひ保育園の運営等につきまして、子育て支援課と聖和学園とあさひ保育園保護者会による三者協議会を定期的開催することにしており、5月18日と6月6日に開催いたしました。内容につきましては、三者協議会の設置及び運営に関する基準やあさひ保育園の共同保育、民営化のスケジュール

ル、聖和学園と町との引き継ぎ等について確認を行い、平成30年度園運営の保育時間や延長保育の基本的な事項について協議を行いました。今後は、民営化に向けて受け入れ年齢や開所時間等の保護者アンケート調査を実施し、その結果をもとに三者協議会で来年度に向けた保育内容等を検討することを確認しております。

また、7月3日にはあさひ保育園への教育長訪問を実施し、教育長と教育振興課長、子育て支援課長、指導主事の4名が訪問いたしました。

園児数や園児の様子、職員の状況と保育内容、園児と保育士との関係などについて実際の保育状況を通して確認し、行事の進捗状況など園長から報告を受け、意見交換を行い、順調な保育運営を確認したところであります。なお、今後2回の教育長訪問を予定しておりますので、保育運営を把握しながら支援をまいります。

次に、現在までの共同保育における課題ではありますが、年度当初からの入園希望者について受け入れが困難な状況となっており、結果として現在8名の待機児童が発生しております。保育士確保については、職員採用や現在の補助保育士を常勤として対応しております。また、あさひ保育園の民営化に向けて、園舎等の不備な箇所について確認して整備し、遺漏のないように円滑な民営化に移行できるようにまいります。

今後は、あさひ保育園民営化に向けて、保護者と保育園と町の三者が連携協力し、地域で求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に保育運営に反映できるよう支援をまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、複合施設整備計画に予定されている子育て支援機能についてのおただしであります。第1回（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会が2月17日から複合施設を構成する図書館、公民館、観光交流センター、子育て支援機能の4つの機能について協議を進めており、現在まで8回の検討委員会が開催されております。

第5回（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において、今後の子育て支援機能施設について協議が行われています。これまでの意見としましては、お母さん、お父さんのコミュニティの場となり、いろんなことを相談できる場所、在宅で子育てしているお母さんの支援、孤立しているお母さんのサポート等があります。また、幼稚園、保育園の先生方からの子育て支援にかかわる施設調査報告では、保護者同士の交流や保健師に相談できる環境があるとよい、高齢者と子供たちの交流場所、離乳食づくりができるキッチンスペース、乳幼児に読み聞かせができるスペース、未就学園児で保護者同士が仲良くなれる施設などの意見が報告されております。

以上のように、検討委員会、また、幼稚園、保育園の先生方からの意見を踏まえると、現時点における子育て支援のイメージとしましては、就園前のゼロ歳から3歳児を中心に、子供と保護者が気軽に足を運び、子育ての悩みを相談したり、保護者間の交流、子育て情報の交換、子育てサークル支援活動ができる等の要望をもとに、今後、具体的に検討してまいります。

そして、図書館や公民館と同じ空間を共有することから、図書館や公民館との共同事業など、子育て支援を核とした子供からお年寄りまで多世代の交流の場として、多くの子育て世代に喜んでいただける豊かなふれあいのある施設として具体的な協議を進め整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、農業振興の低温、長雨対策で作柄が懸念されるというふうなことで、町の答弁にもありました。ただ、先週なんです、これ喜んでいいのかどうか、ちょっと不安な部分もあるんですが、新聞等で今年産米の米の概算金が、現実にはJAが発表したわけではなくて報道機関が新聞等で発表したということで、現実的には農家のほうには正式に発表はされておられません。ただ、報道機関によりますと、初めて原発事故前の水準まで回復したというふうなことで記事が載っていたわけでございます。この記事の内容からしますと、平成29年産米のコシヒカリが中通りでは1万2,500円ということで、昨年より1,100円上がったと。ひとめぼれについては中通りで1万2,100円ということで、1,000円上がったということで、震災前の基準に戻ったというふうなことでございますが、この記事の中の背景ということで、安全性の浸透など市場で県産米の需要が高まったということと、あと、県によると業務用の県産米の量がふえてきたということでございます。JA側の話から見ますと、飼料米への転作が高じて飼料米の需給バランスが改善されたということが要因でしたけれども、その中にやはり平成29年産米の作柄状況が考慮したと。やはり日照不足なり、長雨の影響で品質の低下と減収もあるのかなというふうなことで、こういうふうな価格が出てきたのではないかというふうなことが推測されます。この部分につきましては、町としてはどのような見解があるのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 薄葉議員の質問にお答えさせていただきます。

現時点まで低温や長雨、収量の減や品質低下が心配だと。そうした中であって、二、三日前の新聞報道によりまして、今年産米の概算金が原発事故前の水準に戻ったということについては大変うれしく、私もその新聞報道を読ませていただきました。

ただ、その裏側に潜むというところで、薄葉議員も心配されているように、品質の低下、減収等があっても、そうした作柄等も含めて考慮された結果で、コシヒカリやひとめぼれ等の概算金が上がったということになれば、これについてはぬか喜びはできない。町としましても、県南農林事務所や国のほうと話し合いをさせていただきながら資料等を取り寄せて見ましたが、そうしたことで、やはり収量減、そして品質低下というものについても若干心配する向きが出ております。したがって、この後につきましても、先ほども答弁させていただきましたように、天候の回復を祈りながら、町としてどのようなことができるのか、これからはできるだけ収量を上げるために、また、品質を落とさないためにというような、そうした方策もJAさん、県と、そして国と連携をとりながら対策を講じてまいる、そのようにしか答弁できませんが、万全を期していきたいという思いについては薄葉議員と同じ思いでございますので、そうしたことで努力を傾けさせていただきたいと思っております。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） それでは、減反政策の廃止についてでございます。

先ほど答弁いただきまして、県のほうでも地域間でそういうふうな方向性を見据えるように地域目標という

ふうなことを取りまとめるといふようなことですが、担い手となる認定農業者等はこの減反米、以前と何ら変わらないような、ならし対策も含めて、いろいろな政策が講じられる予定であるといふようなことですが、現実的にそれ以外の小規模農家、この対策は余り国のほうでは方針は出されておられません。矢吹町もこういう兼業を含めた小規模農家はかなり多いわけですので、この農家への対策については来年度以降、何か検討されているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

小規模農家の対策といふことですが、町といたしましては、特に新たに小規模農家さんに対してといふようなことを具体的にはまだ検討しているところではございませんが、引き続き、これまで同様の飼料用米等の非主食用米等の取り組み等を含めまして、今後、より有効な施策等につきましては、関係機関であります県並びに東北農政局、JAさんのほうと協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） じゃ、続きまして、農業振興地域整備計画について質問させていただきます。

先ほどからいろいろ、米の生産調整の廃止と、あと米作農家による将来の農業経営に不安を感じている農家さんが多いといふような状況ではございます。このような状況の中で、逆に規模拡大を効率的に図ってきたいといふような方もおられるわけですが、この農業経営に必要な部分では、担い手が農地集積をしていくといふような、かなりこれからの課題になってくるといふようなことではございます。農地利用の効率化や農業生産の生産性向上にもつながるといふようなことで、ここら辺の農地の集積にかかわる部分で、今回の農業振興地域整備計画の見直しについてはどのように反映されているのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

農業振興地域の見直しにつきましても、当然、今後のより担い手であります中心となる農家さんにつきましては、推進していかなければならないと思っております。地域につきましても、設定の中でも、そういった多くの農家の担い手さんも含めまして、そういった方々のご意見も含めて、今後、聞き取り、アンケートやら、意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） じゃ、続きまして、道路整備等でちょっと質問させていただきますが、先ほど答弁で町

道の明新陣ヶ岡線、白線を早急に単年度でやっていただきたいんですが、やはりかなりの長さがあるというようなことで年次的にというふうなお話でございましたが、逆に言えば、年次的に何でここまで、白線がなくなるまでやっていただけなかったのかなど。町内の道路でもこういうところはまだあるというふうに思われますが、実質こういうふうな町道の白線とかの引き直しの判断については、町では定期的によどのように判断してやっているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

白線等の引き直しの判断ということでございますが、町内を定期的にパトロールを行っておりまして、交通量であったり、あとは通学路であったり、そういったものを勘案しながら、最終的には予算の範囲の中で、毎年度の予算が交通安全施設関係で約80万ほどございます。そちらの予算の状況を見ながら、優先順位を踏まえながら判断をして実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 子育て支援について質問させていただきます。

先ほど、子育て支援の出産祝い品制度の報告がありましたが、なぜ、第1子の出産祝い品にしたのかをちょっとお尋ねしたいんですけれども、県内でも第1子に出産祝い品を、県内で出産の支援制度というのは39市町村であるようでございます。第1子には22市町村というふうなことでございまして、その中で、こういうふうな記念品を送っているのは3市町村しかございません、私が調べた範囲だと。郡山市が2,000円以内ぐらいの哺乳瓶セットとか、ハンカチセットとか、そういうふうな記念品で、あと石川町は桜の苗木を送っているそうです。あと、中島村でも5,000円以内の記念樹を送っているということで、ほとんどの19市町村はお祝い金、お金か、あと3件ほどが商品券ということですが、なぜ矢吹町ではこういうふうな記念品を贈呈するようになったのか、それをちょっとお尋ねいたしたい。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、5番、薄葉議員の再質問についてお答えします。

なぜ贈呈品なのかといったご質問ですが、第1子と町との関係の中で、保健師が訪問しますこんにちは赤ちゃん訪問事業の中で交付金が活用できるといったところで、国・県それぞれ3分の1の補助を受けられるといったところで、今回、贈呈品ということでスタートしたところでございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 子育て支援で、先ほど、あさひ保育園の共同保育の状況の報告がありましたが、待機児

童がまだ8名いるというふうなことでございます。実質、昨年、遊戯室も増設して定員も100名までというふうになったわけですが、現在まで、まだ8名待機児童がいるというふうなことでございます。

今後、保育士確保も含めて、待機児童の解消ですが、町の段階でもなかなか保育士の確保が難しいと。それで待機児童が解消されないというふうな状況で、来年度から民間保育で安心した保育サービスの提供は可能なのかどうか。若干不安が残るような状況でございますので、どうなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

来年度、民営化になる保育士確保についてのおただしでございますが、来年、民営化はされますけれども、町の子供には変わりはないと。預かっていただくことには変わらないということで、今後も保育園とともに協力しながら保育士確保に向けた取り組みといったところを連携して、確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 確保に努めるというような答弁が、今、ありましたけれども、現実的に町から今、3名の職員がいて、あと、聖和幼稚園から14名で、17名で運営されているということ。来年になれば、3名がいなくなれば14名体制という。実質、ポプラの木もやっているわけですから、その中であさひ保育園も運営していくというふうなことで、本当に保育士確保が大丈夫なのかどうかを再度お尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 再度、5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、現在、町でも保育士の新規の確保事業、就職準備金を実施しております。さらには、潜在保育士についても制度化して、潜在保育士の確保に当たっているところでございます。そういった中、さらに在職の定着策やら、さまざまな今後、保育士確保に向けました事業の取り組みを拡充やら、さまざまな視点で検討を図ってまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 課長、そのさまざまなところを説明しないと納得してもらえないので、その辺、もうちょっと詳しくお願いします。

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、現時点で行っています確保の事業の一つとしましては、保育士の新規確保の事業でございます。さらには、潜在保育士の確保に当たった事業、さらには現在、働いている方にも残ってもらうといったところでの定着される制度なんかも検討してまいりたいなど。さらには聖和学園で採用試験も予定していると聞いておりますので、随時継続した保育士確保に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） それでは、保育士確保に努力していただいて、来年度、民間にスムーズに移行できるようにお願いしたいと思います。

最後に、子育て支援の関係で、（仮称）複合施設の整備計画の子育て支援機能でございます。

先ほど答弁いただいて、いろいろ教育長から答弁いただいた内容を見ますと、私は現在、未来くるやぶきの2階にあります子育て支援センター、これよりかなり充実してくるのかなというふうな感じを持ったわけですが、そうしますと、この（仮称）複合施設内の子育て支援機能と現在、未来くるやぶきの2階にある子育て支援センター、これの位置づけ、連携しながらいくのか、どういうふうな位置づけで対応していくのか、そこら辺がどこら辺まで検討されているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、5番、薄葉議員の再質問についてお答えいたします。

子育てセンターと複合施設の連携の仕方といったところでのおたがしでございますが、まず、子育て支援センターと図書館、例えばですけども、読み聞かせなどのイベント、あるいは公民館もございますので、公民館に来ておりますお年寄りとの交流ということで、昔遊びだったりというところでの多世代にわたる交流事業の場として連携ができるんじゃないかというふうに考えております。

未来くるやぶきにあります子育て支援センターと複合施設との連携でございますが、現時点におきましては協議の段階というところで、今後、連携の方法というところで検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 連携の話は、位置づけがどうなるかを質問したので、私は先ほど言ったように、教育長の答弁からすると、この（仮称）複合施設内の子育て支援の部分が、逆に支援センターになる要素が多いのではないかなというふうに思ったわけで、だから、逆に言えば、未来くるやぶきの2階の支援センターというのはこれから、そこら辺の位置づけも、連携も含めてどうなるのかなというふうなことだと思って質問させていただきましたので、そこら辺です。未来くるやぶきの機能を、逆に（仮称）複合施設内の子育て機能のほうを今後、支援センターとしてのほうを主体的にやっていながら連携していくとか、そこら辺の考え方とか、どうなのかなという点を質問したので、そこら辺をできればご答弁お願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

今、未来くるやぶきにある子育て支援センターと、それから、新しくできます子育て支援の複合施設において、どのようなものにしたらいいかということは内部で慎重に検討しているところではありますが、議員おし

やられるように、複合施設の中で支援センター的な役割も果たしていける部分もあるというふうに思いますので、この複合施設にできるものについては、子育てについて相談できるものも含めておりますし、幅広く活用できるというところでもありますので、それを主にしながら、現在、未来くるやぶきであるものについては、どのような連携を図っていったらいいかということで、いわば複合施設のほうを主としながら、その一部を未来くるやぶきのほうが担うというような関係になるのではないかということで、今、慎重に検討しているところでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 最後に要望したいと思います。

○議長（熊田 宏君） 質問という形にしてください。

○5番（薄葉好弘君） 質問した中で、そういうふうな部分も、要望も含めて質問させていただきますが、大変、町民の方も注目している施設でございますので、こういうふうな、町でも複合施設の中でこういう子育て支援機能を持たせるというふうなことで、大変期待もしておりますので、そこら辺も早目に提案できるような形で討論いただいて、進めていただければというふうに思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めたいと思います。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員への再質問にお答えをいたします。

（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会で現在、検討していただいておりますこの子育て支援機能の部分について、まだ明確なものできておりませんので、それができますと支援機能として、教育委員会として、子育て支援課としてどのようにかわっていくかというか、そういうことになってまいりますので、そこで方針が示されましたら、それに基づいて子育て支援機能が一層充実するように、そして、その内容につきましては、議員からもご指摘いただきましたように、なるべく早く検討して、固まり次第、公表できるように努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り20秒です。

質問ありませんか。

○5番（薄葉好弘君） ありません。

○議長（熊田 宏君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため休議いたします。再開は午後1時ちょうどでございます。議場の時計で午後1時です。

（午後 零時00分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 鈴木一夫君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告3番、6番、鈴木一夫君の一般質問を許します。
6番。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） それでは、聞こえますか。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目で2点でございます。

1、買い物弱者対策についてということで質問をさせていただきます。

一般に言われます買い物弱者、あるいは言葉を変えれば買い物難民でございますが、推定600万から700万、大きな数字ではございますが、600万から700万人いると推定をされております。高齢化や人口減少で身近な場所にお店がなくなり、ひとり世帯になると買い物さえできなくなる方々が随所に見受けられてきました。

今、4人に1人が高齢者となる超高齢化社会が到達しており、急速な少子高齢化、郊外型のスーパーの進出によります中心市街地の空洞化、JAの統廃合に見られるように店舗の統合・閉鎖あるいは個人商店の閉店、公共交通機関の衰退の影響を受け、自家用車を所有せず子供世帯から生活支援を受けられない高齢者が、十分な食材を入手できないという環境に置かれている現況であります。

とりわけ、中畑地区、三神地区においては日本の縮図であります。お店がありません。届けてもらえません。さらに、昨今言われておりますようにネットスーパーの活用などと言われておりますが、インターネットの使い方もわかりません。子供とは別居しておりますから、買い物に遠くまで出かけることもできません。

そこで、質問をするわけでございますが、行政でしかできないことがあります。採算ベースに乗らないかもしれないませんが、採算性、継続性が最大の障害となっているからでしょう。営利と福祉の両域にまたがる買い物弱者の対策が急務であります。

商店が減りまして、対象地域が広がる一方、人口減少で売り上げが伸び悩んでいるため、事業の継続を断念した例が多くあり、国や自治体が補助金などを支援しているケースがありますが、総務省の報告によりますと、今残っている数字で193事業において、黒字または均衡、要するに赤字ではないと答えているところが、ごめんなさい、黒字であるということが3割であります。だから、実質的にはもう多くの事業が実質的な赤字だという報告であります。

そこで、ここは行政にしかできないサービス。例えば、ここは行政サービスの一環と割り切っていて、他市町村に先駆けた大胆な施策を講じていただきたいと考えるわけであります。事例は多く、もちろん知られておりますが、官民一体で知恵を絞りまして、買い物弱者に対して優しいまちづくりを進めていただきたいと考えるべきであります。所感をお尋ねいたします。

次に、2番、中畑地区の公園整備について。

今議会において、矢吹町公園条例及び矢吹町都市公園条例改正案が上程をされました。三城目、神田、田内農村公園が都市公園として移管される等の内容であります。中畑地区にはそもそも小規模な公園しか存在しておりません。

少子高齢化が進む中、中畑地区にも子供やお年寄りが集う安心で設備の整った公園が必要であるというふう
に考えるわけでございます。議会報告会、地区懇談会、あるいは子供議会でも何度か要望がなされております。
具体的な取り組みをお願いをしたいと思います。

1回目の質問をこれで終わります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、買い物弱者対策についてのおただしであります。昨年6月の第396回定例会において、三村議員
へ買い物弱者対策について同様の答弁をさせていただきましたが、平成27年5月末時点での人口1万7,748人
に対する65歳以上の高齢者数は4,735人であり、全体に占める高齢化率は26.6%でありました。

本年7月末現在では、人口1万7,590人に対する65歳以上の高齢者数は5,040人、高齢化率は28.4%となっ
ており、2年前と比較して65歳以上の高齢者数は305人、高齢化率は1.8%増加しており、高齢化がさらに進行し
ている状況にあります。

このように、高齢化の進行に伴い、移動手段がないため食料や生活用品の買い物をするのに不便や苦勞を感
じる、いわゆる買い物弱者となる高齢者への対策は重要なものとなっております。

買い物弱者の実態調査及び人数につきましては、矢吹町社会福祉協議会への委託事業である矢吹町地域福祉
等推進特別支援事業、いわゆる福祉マップ事業において、民生委員等の協力により独居世帯や高齢者のみの世
帯を調査しております。

その調査結果では、地域の援護を必要とする世帯は、平成28年度調査で、70歳以上の独居世帯では397世帯
397名のうち308世帯308名、75歳以上の高齢者のみの世帯では198世帯395名のうち163世帯326名という数字と
なっております。これらの方が全て買い物弱者とは限りませんが、多くの方が買い物が困難であると感じてい
ることが考えられます。

現在、買い物弱者への支援となる事業としましては、矢吹町健康センターが毎週、月・水・金曜日に運行す
る無料健康バスがあり、4コースの運行経路、28カ所の停留所のほか、バス走行区間で乗降することができ、
買い物等に利用することが可能となっており、平成27年度は延べ3,668名、平成28年度は延べ3,391名の方が利
用されました。

また、矢吹町社会福祉協議会へ委託し実施している配食サービスふれあい弁当事業では、ひとり暮らしの老
人等に対し、月2回、地区の民生委員が昼食の弁当を配達し、1食につき200円の利用者負担で提供する事業
を実施しており、平成27年度は86名、平成28年度は66名の方が利用されました。

さらに、本町の買い物弱者を支援する特徴的な取り組みとしましては、これまで事業主が自主的に行ってき
た宅配サービスを矢吹町商工会を通じリスト化し、本年4月に取りまとめたところ、28社が宅配事業者リスト
に登録されております。

依頼を受けた宅配事業者では、食料品・日用品等の販売のほか、クリーニング、自転車等の修理、メガネ・
補聴器の販売等、電話一本で利用者宅へお伺いするサービスを実施しております。

このような取り組みを含め、町では平成28年4月から、生活支援体制整備事業として矢吹町地域包括支援センターに委託し、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを行っております。

具体的には、高齢者との相談等によってニーズを把握し、宅配事業者リストを活用し、宅配事業者や移動販売を行う事業者と高齢者を結びつける事業を実施しております。

このような各種支援策のほか、議員ご指摘のとおり、中畑・三神地区等のように、地域の特性や実情に即した対策や都市づくり、まちづくりの必要性も強く認識しているところであります。

本町の都市づくり、まちづくりにつきましては、矢吹町都市計画マスタープランに基づき進められており、町の都市計画、土地利用、交通体系、緑地整備、環境、景観、防災、及び人にやさしいまちづくり等、まちづくりの最も基本的な考え方、基本方針を定め、第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定にあわせ、平成28年12月に見直しを行いました。

本計画では、矢吹地区、中畑地区、三神地区と、地区ごとの特性を生かした都市づくりについて、一定の方針を示しております。

中畑地区につきましては、「豊かな自然に包まれた潤いの地域」を将来像として、泉川沿いの良好な田園環境や山並みの緑等を適正に保全し、集落における良好な生活環境を整備することによって、豊かな自然に包まれて快適に暮らすことができる地域づくりを目標としております。

また、三神地区につきましては、「豊かな自然と共生する潤いと創造の地域」を将来像として、農地、山林等を適正に保全するとともに、生活環境を周囲の自然環境に配慮して整備することにより、豊かな自然と良好な環境を有する集落や、工業地が共生する地域づくりを目標としております。

こうした地区ごとに設定した都市づくりの推進は、人口減少と少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した既存集落を維持していく上で、非常に重要であると考えております。

また、町が目指しているコンパクトシティ形成においては、このような地域の拠点同士をつなぐ交通体系の整備が必要不可欠であると考えており、鉄道を含め、コミュニティバスや乗り合いタクシー等、地域の特性や実情に即した公共交通体系の形成を目指してまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、本町においても、人口減少、少子高齢化の進展により、今後ますます交通弱者の増加が見込まれますが、そうした方々の生活環境の維持・向上はもとより、優しいまちづくりを目指し、さまざまな問題、課題等について、他自治体の取り組み事例等を調査しながら全庁的な体制で十分に議論し、新たな支援策、行政サービスの検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、中畑地区における公園整備に向けた具体的な取り組みについてのおただしであります。初めに、今回上程いたしました矢吹町公園条例及び矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例の一部について説明をさせていただきます。

農林水産省所管の補助事業で整備いたしました田内、三城目、神田の農村公園につきましては、設置から20年以上が経過し、遊具等の老朽化が進んできたことから、それらを更新する補助等を模索いたしましたが、該当する補助等がないため、今回、3地区の農村公園を都市公園に移管し、長寿命化計画を策定した上で国土交通省の補助を活用して、改修、更新をしていくことを目的に改正するものであります。

今回、3地区の農村公園の移管及び（仮称）中町ポケットパークの指定により、大池公園を初めとする10地区の都市公園と三十三観音史跡公園を含めた3地区のその他公園、併せて13地区の公園を一元的に管理することとなります。

中畑地区における公園整備については、議員ご指摘のとおり、地区集会所等に併設された小規模の公園はありますが、都市公園、農村公園と称される町が管理する公園はありません。一方、町では東日本大震災後、国の政策による子ども元氣復活交付金や社会資本整備総合交付金により、大池公園やひまわり公園、新町公園、小池公園において遊具やトイレの更新等の整備を行っており、地域住民はもとより地区外からも利用者が訪れ、大変喜ばれております。

こうしたことから、公園整備に対する住民の関心が高まり、地域住民のほか、町内の小学6年生を対象とした子ども議会においても、毎年、子ども議員の皆様から、公園の整備計画についての質問や新たな公園の設置要望など、さまざまな方から公園整備に関する意見を多数いただいております。

しかしながら、こうした街区公園と呼ばれる広さが2ヘクタール以下の公園については、国からの補助等がなく、町単独による整備は困難な状況であります。町といたしましても、先ほどの答弁で申し上げました矢吹町都市計画マスタープランにおいて、中畑地区は集落の拠点として位置づけられており、地区住民の多世代交流を醸成する場として大変重要であり、公園整備の必要性を十分に認識しているところでありますが、現在、中畑地区を含め、町内に新たな公園を整備する計画はございません。

このように、公園整備については子供を含め多世代の皆様から強い要望、要請があることから、今後も国の政策を注視し、国・県と補助等に関する情報交換を密に行うとともに、公園整備に向けての用地、財源等の課題について十分検討を進めながら、公園整備に向けた体制を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、買い物弱者の項目から3点質問をさせていただきます。

1点目、まず、町で調査をしております。先ほどの答弁の中にありましたように、町で調査をしておりますが、高齢化の皆さんの実態調査ですね。人数についてもということでございますが、実はお願いしたいことがございます。各地区のそれぞれの高齢者の人数あるいは状況を実態調査をしておるわけですが、そこにおいて、例えばそこにお店があるかどうか。多分ないといいますか、あるところとないところがあるわけですが、そこから辺の分布を実は調査をしていただきたい、あるいはマップをつくっていただきたいと思うんです。

というのは、人数が、要するに住民の方が多くてもお店がないという地域がかなりあるはずです。皆さん、私も、矢吹町が広い地域ではないのでわかってはいるんですが、例えば、これは農村部であっても、あるいは都市部であっても中心市街地であっても、お店がないというところがもうかなり存在をしているわけです。当矢吹町におきましても。

そうすると、人口におきましてお店がないというところがこれだけあるんだというのを、ちょっとマップも

含めて、ぜひそこら辺を調査をして作成をしていただきたいと思いますと思うんですが、その点についてどう思われますか。回答をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 6番、鈴木一夫議員の再質問にお答えをいたします。

高齢化に伴う買い物弱者の対策ということで、まず、買い物に困っている方がどこにいるか。それから、この地区にはお店があるのかというふうなマップの作成というふうなことだと思いますが、今現在、地図上にひとり暮らしの方の表示等は可能な状態になっております。そこにお店等の情報を入れ込んでというふうなことで、作成することは可能だと思いますが、ある程度お時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） つくることは可能だということでございますので……

○議長（熊田 宏君） マイクをもう一度正面に。すみません。

○6番（鈴木一夫君） つくることは可能だということで、少し時間をほしいということだったんですが、ぜひつくっていただきたいということと、それをどういうふうに関後活用していくかというのは、お互いにいいですか、議会も含めて協議をさせていただきたいというところではございます。

まず手始めとして、今、答弁にありましたように、マップの作成を急いでつくっていただきたい。できれば要望という形ではありますが、早くという言葉ではなくて、例えば年内につくりますとか、そういう回答をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（熊田 宏君） 時期についてということですね。

答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 年度内の作成に向けて努力をいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 6番。

○6番（鈴木一夫君） 年度内という回答をいただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに質問ございませんか。

○6番（鈴木一夫君） あります。

○議長（熊田 宏君） 6番。

○6番（鈴木一夫君） すみません。なれていないわけではないんです。再質問。

○議長（熊田 宏君） 6番。

○6番（鈴木一夫君） 次に、商品を届けるということについて質問をさせていただきます。2つあります。

まず、今、町長答弁にありましたが、宅配業者の宅配事業者リストがあるということでございます。依頼を受けた宅配事業者は、食料品、日用品等の販売のほか、電話一本で利用者宅へお伺いするサービスを実施しておりますという回答をいただいておりますが、なかなかこのPR不足ではないのかという認識を持ちました。これは周知徹底をされていないのではないかというふうな認識でございますが、この点について回答を求めたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、6番、鈴木一夫議員の再質問にお答えします。

商工会で今現在、取り組んでいる中で、リストが28社の宅配事業者のリストをつくっているというふうなことでありますが、商工会並びに商店街連合会のほうで、さきの震災の復興に係るグループ補助金という制度を国のほうから受けております。その中のハードはお店の修繕・修復なんですけど、ソフト事業が何点かありまして、その中の事業の一つといたしまして、御用聞き制度というふうな宅配制度を申請して事業を受けているところでもあります。

そういった中で、まだ具体的に事業が広くPR等もまだ行っていないんですが、準備段階として、まずはどのような宅配をやって、今の現状がどういうふうなお店があるかということでリストアップした段階でありますので、今後さらに議員さんのおただしとおおり、宅配に向けて事業をPRもし、事業も進めていくように伺っております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 今の答弁に関しまして、実際的にはこの宅配事業者リストを活用し、宅配事業者や移動販売を行う事業者と高齢者を結びつける事業を実施してまいりますということでございますが、現時点では目に見える形ではございませんので、ぜひこれも、当然実施をする方向で進めているのは事実でしょうけれども、具体的に見えない部分がございますので、これも早急に手を挙げていただいた事業者の方も含めて、こういう事業についていつぐらいの実施を予定しているのか、明確でなくてもという言い方は失礼ですが、いつぐらいまでに実施をしていきたいということを計画の実現性に向けて答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、6番、鈴木一夫議員の再質問にお答えいたします。

今、ご説明しました事業につきましては、商店街連合会のほうで国のほうからの補助事業として実施してい

る事業でありますので、町が直接ではありませんので、具体的な日程等はちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、ただ、町及び商工会のほうも連携しまして、商店街さんのほうと協力しまして、なるべく早い段階で事業が実施できるようには支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 答弁ありがとうございました。

具体的な日程についてはまだ未確定という答弁でございますので、深くこれ以上、追求はしたくはありませんが、確かに困っている人がいるわけですし、こういうふうにはPR、いまいち皆さんに広く浸透していないということも含めまして、実施に向けて町のほうでも関係各所にプッシュしていただきたいということと、皆さん全員でこの方向性につきまして、皆さんと協議をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、

3つあると先ほど述べましたが、これで2つ目終わります、3つ目でございますが、次に、今、足の問題でございます。先ほど、町長答弁の中に無料健康バスがあり、4コースの運行経路あるいは28カ所の停留所のほか、バス走行区間で乗降することができて、買い物に利用することが可能であるという答弁をいただきました。その人数についてもご答弁をいただきました。

さらに、買い物をする上において、そのほかの例えば無料健康バス以外に町として考えているものがありますかという質問をさせていただきます。例えば具体的に言いますと、よく実施しているところがたくさんあるとは思いますが、よく言われるようなコミュニティバスですとか、要するに乗り合いのタクシーですとか、そういうものが結構頻繁に広い範囲、自治体の中で実施をしているわけですが、なかなか矢吹町健康センターでやっていただいております無料健康バス以外についても利用したいという声、そういう足があればということと要望が実はございまして、その点について検討されているのかどうか。実施に向けてですね。その点についてお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 鈴木一夫議員の再質問に答弁させていただきます。

以前より交通環境の整備ということで、企画経営課のほうでデマンドバスの調査というものを断続的にはありましたが、実施してまいりましたが、なかなか実現の方向には持っていけない状況にあります。ただし、現時点での状況からしますと、高速バスの関係で、バスの駐車場までデマンドバス、デマンドタクシー、そういったものが必要ではないかということで、国のほうから提言をいただいております。

そういったものを含めまして、高速バスの駐車場だけでなく町内にデマンドタクシー、デマンドバス、そのようなものを、バスストップの整備は延びましたけれども、バスストップの整備に合わせてそういった交通環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

○6番（鈴木一夫君） 買い物弱者については以上でございます。次、よろしいですか。

○議長（熊田 宏君） あるんですね。

○6番（鈴木一夫君） はい。

○議長（熊田 宏君） 6番。

○6番（鈴木一夫君） 続きまして、中畑地区公園整備について再質問をさせていただきます。

先ほど、町長答弁の中で、要するに今現在、中畑地区を含めて町内に新たな公園を整備する計画はないというふうな答弁がございました。今後、公園整備に向けての用地、財源等の課題について、十分検討を進めながら、公園整備に向けた体制を整えてまいりたいという答弁をいただいたわけではありますが、要するに、地域格差があってはいけない。当然の話でございますが、福祉の対策としましてもコミュニティ広場的な整備への応援が……

○議長（熊田 宏君） すみません。もう一度マイク、すみません。

○6番（鈴木一夫君） もう一度質問をいたします。

○議長（熊田 宏君） もうちょっと正面でお願いします。

○6番（鈴木一夫君） 町長答弁の中で……

○議長（熊田 宏君） まだだめですね。

○6番（鈴木一夫君） 町長答弁の中で、新たに町内に公園を整備する計画はないという答弁がありましたが、福祉対策としましてもコミュニティ広場的な公園の整備は必要だというふうに考えておりますし、地区によって公平に整備をすべきものであるというふうに考えております。

その点につきましては、多分、町執行部も同じだと思いますが、ぜひ公園整備に向けての用地、財源等の課題があるにしても、公平性の観点からもぜひ実現に向けて前向きに進めていただきたいんです。子供たちが集まる場所あるいは高齢者が集まれる場所、具体的に何かをできる場所というのを、ぜひ地元の議員、中畑地区の議員ということも含めまして話をしているわけでございますが、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいということと、要望ではありません。ぜひつくってくださいというお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（熊田 宏君） お願いという形ではないので、つくりたいと思うがどうかということによろしいですか。答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 鈴木一夫議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになります。現時点で中畑地区への新たな公園の整備については計画はないということで話をさせていただきましたが、ただ、公平性も含めてぜひつくるべきだという、その強い思いは私も同感として受けとめさせていただきたいと思います。

子供からお年寄りまで多くの方々から強い要望、要請があることについても十分承知しております。鈴木一夫議員言われるとおり、用地の取得、そしてそれら財源の確保等々、公園整備に向けて十分前向きに検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

○6番（鈴木一夫君） ありがとうございます。ありません。

ただ、最後に一言だけつけ加えさせてください。今の町長答弁にありましたように、ぜひ公園につきましては注視をしていきたい、ずっと注意深く見守っていきたいと思いますので、前向きな検討、具体的に実施に向けて検討していただきますよう、要望という形になるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、6番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告4番、13番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴に足をお運びになっていただいた方々に対して、敬意と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

初めに1点目、道路側溝の堆積物除去についてでございます。

本町では、今年度、平成29年度から国の全面的な支援を受け、道路側溝の堆積物の撤去事業がとり行われております。この件に関しましては、震災以降なかなか手がつけられずに、各所で道路の冠水や衛生面での問題が指摘されてまいりました。

私自身も定例会においての一般質問で、何度か取り上げさせていただいておりますので、以下の点につきまして質問をさせていただきます。

1番。改めて、本町の道路側溝の状況につきまして、現状をお伺いをいたします。また今般、この事業に至った経緯、国の支援策についてお伺いをいたします。

2つ目です。事業の全容、規模、予算、実施計画についてお伺いをいたします。

3番目で、今年度実施されている事業前調査について。調査現場を余り見かけませんが、調査の手法、進行計画、現在までの進捗状況についてお伺いをいたします。

2つ目の質問です。予算編成における若者への分配率についてお伺いをいたします。

矢吹町の将来、未来、また、当町での持続・継続的な発展等を考えた場合、子供や若い人たちの存在は極めて大きいものがあります。そこで、子供たちや若者への支援策、育成策についてお伺いをさせていただきます。

1点目。昨年度決算並びに今年度の予算編成に当たりまして、子供や若い世代たちへの予算の分配について、町長の所感並びに分配率についてお伺いをいたします。また、予算額についての分配についての額は適当であると思っているかについてお伺いをいたします。

2つ目です。健全な青少年育成にかかわるスポーツ少年団等の学校以外の活動における支援については、十分であるか。また、当町の大学進学率について、国や県との平均に照らし合わせてどういう状況であるかをお

伺いをいたします。

3番目です。昨年末現在での当町の30歳以下の人口比率は、町全体の何%であるか。また、町が考えている若者定住策、さらに、子育ての支援策の一環としての保育料の無料化並びに学校給食の無償化について、現時点での検討している内容について伺いをいたすものであります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、13番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、道路等側溝堆積物撤去処理事業についてのおたただしであります。最初に、本町がこれまで実施した除染の経過について説明いたします。

本町では、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、矢吹町除染実施計画に基づき平成23年度から平成27年度にかけて、空間線量率毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について除染を行いました。除染を行った地区につきましては、柿之内、田内の面的除染、さらには井戸尻、堰の上、川原、北浦、赤沢、大和内、及び五本松地区の部分除染、スポット除染を初め、町内全域において該当する箇所の除染を実施いたしました。

道路除染につきましては、平成27年度末までに全て完了したところではありますが、道路除染では対象とならなかった箇所の道路等側溝堆積物につきましては、対応に苦慮したところでもあります。

そうした中、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的として、道路等側溝堆積物撤去・処理支援を行う福島再生加速化交付金実施要綱が平成28年12月に制定され、通常の道路等側溝の維持管理活動を中断している地域に対し、1回に限り、道路等側溝堆積物の撤去・処理について国からの支援を受けられるため、通常の道路等側溝の維持管理活動を再開いたしました。

当該事業の実施期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年で、財源につきましては福島再生加速化交付金で50%の補助、補助残分については震災復興特別交付税で全額措置され、全て国の支援により実施されるため、町の負担はございません。

本町では、当該事業の交付申請受け付けが開始されてから、復興庁と事業対象地区の設定や全体事業費、作業工程等の協議を進め、4月に道路等側溝堆積物・処理支援事業計画書の協議・申請を行い、6月に交付決定を受けたところであります。

今後、復興庁や環境省、福島県などの関係機関と連絡調整を密にし、地域の実情や要望等に対し、可能な限りきめ細やかな対応を心がけながら、事業が計画的かつ効率的に実施されるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路等側溝堆積物撤去処理事業の予算、実施計画等についてのおたただしであります。まず、本町の全体事業の概要につきましては、事業費が約24億5,000万円、調査対象の道路側溝等の延長が約600キロメートルを見込んでおります。また、当該事業のエリア分けについては、矢吹町内を、JR東北本線から西側のエリアを矢吹第1地区、東側のエリアを矢吹第2地区、中畑地区及び三神地区の合計4地区に分けて事業を実施する計画としております。

平成29年度の具体的な事業内容といたしましては、道路側溝等の延長が約43キロメートル、想定される土砂堆積量が約800立方メートルで、事業費は約1億1,000万円を見込んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、現在、調査業務の委託設計を行っており、9月中の調査業務委託の発注、12月までに現地調査を完了し、速やかに土砂撤去作業を発注し、3月までに矢吹第1地区の一部の土砂撤去を完了させる予定であります。

平成30年度以降は、矢吹第1地区の残りの地区の土砂撤去を進め、事業進捗を見ながら、さらに矢吹第2地区、中畑地区、三神地区の順に作業を進めてまいります。なお、本事業の進捗状況や今後の実施計画等につきましては、定期的に町広報誌やホームページ等において、広く住民の皆様へお知らせしてまいりたいと考えております。

本事業につきましては、町内全域の該当する道路側溝等の土砂撤去を平成32年度末までに完了する計画となっておりますが、復興庁や環境省、福島県などの関係機関と連絡調整を密にしながら、計画どおりに事業が進捗するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事業進捗状況等についてのおただしであります。事前調査の状況につきましては、本年度、JR東北本線から西側地区のエリアである矢吹第1地区の道路側溝に堆積している土砂等の放射能のサンプル調査を実施いたしました。

調査方法につきましては、復興庁から示されたマニュアルに基づき、矢吹第1地区内の10カ所から堆積土砂のサンプルを100グラムずつ採取し、合わせて1キログラムのサンプルとして、町の放射能測定センターで堆積土砂の放射能濃度を測定いたしました。

測定の結果、1キログラム当たりの放射能濃度は1,875.8ベクレルであり、環境省の基準による保管や運搬、処分等を義務づけられる一定濃度である1キログラム当たりの放射能濃度8,000ベクレルを大きく下回り、指定廃棄物ではないことが確認できました。

現在、一般廃棄物または産業廃棄物としての処分について、復興庁、及び福島県と具体的な処分方法について協議を行っているところであります。なお、矢吹第2地区、中畑地区、三神地区の道路側溝に堆積している土砂等につきましても、今年度中に放射能のサンプル調査を実施する予定であります。

また、このようなサンプル調査と並行し、先ほども申し上げましたが、より詳細な土砂堆積量や土砂堆積分布などを事前に現地調査するため、9月末までに道路等堆積物除去処理量調査委託業務の発注を予定しております。

この委託業務は、本年12月までに完了し、その調査結果を踏まえ、来年1月より3月までの期間において、矢吹第1地区の一部のエリアにおいて土砂撤去作業を実施いたします。当該事業は、現在も復興庁と環境省での細部の調整が決定していないため、詳細が未確定な部分もありますが、今後も事業の進捗状況に合わせ、議員の皆様及び町民の皆様に対しましても適宜お知らせしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子供を含めた若い世代への予算配分の所感と分配率についてのおただしであります。平成28年度よりスタートしました第6次矢吹町まちづくり総合計画では、16の政策、34の施策、216の事務事業を「人」、「支えあい」、「子ども」、「仕事」、「くらし」、「復興」、「計画実現のために」の7つの分野に位置づ

け、将来像である「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向けて取り組んでいるところであります。

その中において、「子ども」分野では、「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります」を指針として示し、指針に沿った事業の実施に取り組んでおります。

さらに、平成29年度の政策方針及び予算編成方針においては、子育て支援を重点分野の一つとして掲げ、出産や育児にかかる家庭の負担軽減と保育料の段階的な軽減を図り、若い世代が結婚、出産、子育てに希望を持てる地域の実現を目指すこととしております。

喫緊の課題である少子化対策や人口減少対策、地方創生に向けた取り組みを加速させたいと考えており、多様化する住民ニーズを的確に捉え、子育て支援の充実、学力向上や魅力ある教育の推進等を目指してまいります。

なお、予算額につきましては、実施計画に基づく政策経費の当初予算における事業費は、平成28年度は総額65億3,563万7,000円、そのうちの「子ども」分野では45事業10億9,363万6,000円、構成比は16.7%であります。平成29年度は総額67億8,256万円。そのうちの「子ども」分野は、45事業11億8,438万1,000円、構成比は17.5%であります。

重点分野への位置づけ及び事業費の前年比からして、最大限に考慮した予算額であると認識しておりますが、引き続き、町民ニーズや社会情勢の見通しを適切に踏まえた上で、事業の優先順位をつけ、限られた財源や資源を必要な分野へ重点化しながら、施策の選択と集中のもと、費用対効果を最大限に発揮した町政運営に取り組んでまいります。

いずれにしましても、少子高齢化の進行や人口減少といった経済・社会構造の変化を背景とするさまざまな課題を克服しながら、経営資源を効率的かつ効果的に活用し、若者世代の支援や育成策のほか、複雑・多様化する幅広い町民ニーズ、身近な要望にも的確に対応していく柔軟な行財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、若者世代の支援、育成策についてのおただしであります。平成28年度末現在の本町の総人口は、住民基本台帳の人口によると、男性が8,825人、女性が8,796人、合計1万7,621人となっております。議員おただしの30歳以下の人口につきましては、男性が2,706人、女性が2,318人、合計5,024人となっており、全体の28.5%を占めております。

このような中、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、約20年後の平成47年の本町の30歳未満の人口は、男性が1,671人、女性が1,489人、合が計3,160人、全体の21.2%となっており、30歳以下と30歳未満の違いがありますが、平成28年度末現在と比較し、1,864人の減、率にして7.3%減少すると推計されております。

こうした大きな課題が浮き彫りとなる中、本町では人口問題に関する町民の皆様との認識を共有し、目指すべき将来の方向と人口の展望を示すことを目的として、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを平成27年10月に策定いたしました。

また、人口減少及び地域経済の縮小を克服し、持続可能なまちづくりを目指すため、人口ビジョンとあわせ、

矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本計画に基づき長期的な視点のもと、戦略的な人口減少対策に努めているところであります。

中でも、本町の特徴的な事業といたしましては、住宅取得についての支援策である若者定住支援助成金事業が挙げられます。本事業は、次世代を担う若い方が町内に住まいを持ち定住することにより、活気あふれるまちづくりを目指すことを目的とし、平成24年度より事業を実施しております。

制度概要につきましては、町内に住居を取得した平均年齢が40歳以下の夫婦世帯を対象として、矢吹町に10年以上定住すること等の一定の要件を満たす若者夫婦に対し、助成金を交付する事業であります。当初は、若者定住促進助成金として、平成19年度から平成23年度まで、町内在住者が住宅を取得または町外から転入して住宅を取得する場合の助成金として、住宅の床面積及び転入区分により最低で年5万円の助成金を3年間、最高で年15万円の5年間の交付を行ってまいりました。

現在の制度は、15万円から50万円を一括で助成する制度で、平成31年度までの継続事業であります。現制度における助成実績につきましては、平成24年度29件、825万円、平成25年度46件、1,195万円、平成26年度34件、915万円、平成27年度35件、990万円、平成28年度41件、1,080万円の助成を行っており、過去5年間で185件、合計5,005万円の交付実績となっております。今年度につきましては、8月末時点で12件、330万円を交付しております。

このように、多くの方が本制度を活用し、町内外から矢吹町内に住宅を取得しており、懸念される人口減少対策として、また、将来の各種税収の安定的な確保も含め、非常に有効な助成事業であると認識しております。また、本事業は社会資本整備総合交付金事業の対象事業として認定されており、今後も補助財源を十分活用しながら事業の継続を図ってまいりたいと考えております。

なお、若者定住支援助成金の住民の皆様への周知方法につきましては、町の広報誌、ホームページ等で周知を行い、さらに町内の各金融機関の融資窓口にPRチラシを配置していただくなど、制度内容について、できるだけ多くの方の目に触れるようにしております。

今後の若者定住支援の取り組みにつきましては、今までの補助金交付状況等の検証と将来に向けた検討を行い、次世代の人口の増加、及び若者にとって魅力があり、豊かで活力あるまちづくりの実現を目指してまいりたいと考えております。

また、このほかの特徴的な事業といたしましては、移住・定住の促進に向けた積極的な情報発信についてであります。平成28年度は、移住者向け冊子「矢吹暮らし」を発行し、実際の移住者の生の声として、農業に従事するために家族でUターンした方と、首都圏でサラリーマンを早期退職し、念願の田舎暮らしを実現したIターンの方を紹介いたしました。

Iターンの方は、矢吹町を訪れた際、自然環境のよさ、生活環境のよさ、交通の利便性を実感し、「矢吹町は便利で夢が実現できる場所である」と移住を決めたそうであります。矢吹町は交通の利便性がよく通勤圏も広く、また、農業を勉強するにも福島県農業総合センター農業短期大学校が町内にあるなど、移住・定住に適した地域であり、矢吹町の魅力を生かし、各種住宅支援、空き家対策、職業紹介、子育て支援策を充実させながら、「住むなら矢吹町、生活するなら矢吹町」となるよう、長期的な視点のもと、戦略的な人口減少対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで暫時休議します。

再開は午後2時10分、議場の時計で午後2時10分です。よろしく申し上げます。

（午後 2時00分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 2時10分）

○議長（熊田 宏君） 続いて、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 13番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、子供を含めた若い世代への予算配分についてのおただしであります。平成29年度矢吹町政策大綱では、矢吹創生、子育て支援、健康・医療、協働のまちづくり、ブランド化・情報発信の5つを重点分野と定め、重点的かつスピード感をもった政策の展開、事業の着実な実施について方針が示されており、子供を含めた若い世代に関連する分野は重点分野と位置づけられ、当初予算が編成されているところであります。

初めに、子育て支援関連予算について説明させていただきます。

平成29年度一般会計当初予算では、歳出総額71億5,000万円のうち、民生費は16億6,014万9,000円、そのうち子育て支援関連予算は8億9,438万9,000円、構成比率は12.5%であります。

平成28年度当初予算との比較では、予算額では8,691万4,000円増であり、歳出総額に占める構成比率は1%増であります。主な子育て支援関連の事業費を分野ごとに分けますと、妊娠や出産の支援としては、第1子に対する出産祝い品の贈呈42万2,000円、第2子以降出産児への出産祝い金355万円、不妊治療費や不育治療費の助成100万円であります。

就園前の支援としましては、地域子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業559万8,000円、お母さん方へのサークル活動支援補助金12万円であります。

保護者支援としましては、放課後児童クラブ事業3,847万7,000円、子ども医療費助成事業6,962万4,000円、ひとり親家庭医療費助成事業263万2,000円、児童手当事業3億640万5,000円あります。

幼稚園・保育園等の分野においては、待機児童解消対策としまして保育士就職準備金貸付事業150万円、あさひ保育園運営委託事業8,054万5,000円、町内の民間保育園に対する運営費、いわゆる施設型給付費でございますが、2億5,950万円、屋内外運動場管理運営事業（未来くるやぶき）3,582万4,000円、第3子以降の子供の幼稚園・保育料の保育料無料化や幼稚園保育料の無料化事業であります。

このように子育て支援の充実を目指している本町においては、各種事業が有効的に計画に沿いながら進められていると考えております。今後も本町としましては、未来の矢吹を担う子供たちを育てるため、子供に適した環境を提供し、子供を安心して生み育てることができる町を目指し、さらなる子育て支援の充実に取り組みでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育振興関連予算について説明させていただきます。

平成29年度一般会計当初予算では、歳出予算71億5,000万円のうち、教育費は8億879万4,000円であり、構成比率は11.3%であります。平成28年度当初予算との比較では、予算額では3,472万3,000円増であり、歳出総額に占める構成比率は0.2%増であります。

平成29年度当初予算の教育費8億879万4,000円の内訳は、教育総務費1億6,584万円、小学校費1億572万2,000円、中学校費4,924万6,000円、幼稚園費2億3,506万3,000円、社会教育費1億5,715万8,000円、保健体育費9,576万5,000円となっております。

主な事業費で見ますと、第17回を迎えます中学生海外派遣事業1,230万8,000円、小中学校の維持管理費、各種大会負担金及び学校給食運営費等で1億7,517万8,000円、小学校施設改修事業は2,159万3,000円、中畑清旗争奪ソフトボール大会事業、スポーツ少年団育成事業、三鷹交流事業等で429万1,000円であります。

これまで説明いたしました内容を含め、教育委員会所管の事業数は、子育て支援関連が16事業、教育振興関連が50事業、合計66事業であり、事業内容の多くが子供たちに関連する事業となっております。

本町の矢吹町教育大綱では、第6次矢吹町まちづくり総合計画を基本にしながら「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を目指し、「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」を基本理念とし、人づくりの基本である家庭教育、幼児教育、学校教育の連携と充実、文化財の保護継承を初め、文化・スポーツなどの生涯学習活動を通じて、子供からお年寄りまで「健やかな体」と「豊かな心を育む」、「体験し学び楽しく交流し活動する」ことを目指し、各種事業に取り組んでおります。

子供たちの安全性を最優先に、子供たちの豊かな成長のための予算措置がされており、各種事業は計画的に執行されていると考えております。

今後も町の財政状況を十分に踏まえ、子供たち、若い世代が生き生きと育ち、みずからの可能性を伸ばし、活躍できる事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、青少年育成にかかわるスポーツ少年団等への支援についてのおたただしであります。まずもって、鈴木隆司議員を初め議員の皆様には、スポーツ少年団活動にご支援、ご指導をいただいておりますことに敬意を表したいと思います。まことにありがとうございます。

さて、現在、スポーツ少年団は、ソフトボール4団体、サッカー1団体、空手1団体、ミニバスケットボールは男女各1チームの2団体、計4種目、8団体が登録しております。各スポーツ少年団の支援については、昨年度のスポーツ少年団の理事会において、大会参加費などの活動費の負担が大きいとの意見があり、今年度より新たに活動費の支援として各団に1万円の助成を始めたところであります。

また、県大会出場が2万円、東北大会以上は5万円を激励金として支援しており、県大会以上の大会出場の場合には、町の共用車両バスの使用についても認めているところであります。

今年度は、善郷ソフトボールスポーツ少年団が福島県総合体育大会の県大会出場に際し、激励金の交付及び大会会場への移動支援として、基準に基づき町の共用車両バスを利用しております。さらに、スポーツ少年団本部では、例年開催している荒川博杯ティーボール福島県大会、ミニバスケットボールの春蘭杯に、それぞれ6万円を運営費として支援しているところであり、そのほか、4月当初に行う入団式では、わずかではあります各種目の用具の一部を提供し、3月の卒団式では記念品を贈呈するなど、各団を応援する取り組みを実施

しております。

現在のスポーツ少年団の加入状況につきましては、登録団員数は152名であり、昨年度より22名減であります。

ティーボールの大会では、出場選手が3年生以下との規定があり、単一の団では人数が集まらず、矢吹、善郷、中畑、三神の合同チームで出場した状況もあります。本年4月に開催しましたスポーツ少年団理事会では、来年度、全てのスポーツ少年団が集まり交流イベントを開催し、その際、入団希望者を募る取り組みを行ってみたいかどうかの提案も出されており、内容について検討しているところであります。

スポーツ少年団では、体力や技術向上に加え、挨拶や感謝の気持ちについて、監督、コーチが指導しており、健全育成につながるものであると認識しております。

今後は、どのような支援が求められ、より有効な支援となるのか、理事会等で協議し、青少年健全育成に係るスポーツ少年団の支援の充実をこれからも図るとともに、スポーツ少年団の諸課題の解決に鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町の子供たちの大学進学率についてのおたただしではありますが、過去10年間の進路状況をみますと、矢吹中学校卒業生の主な高校進学先は、県中地区・県南地区の県立高校24校と私立高校7校であります。矢吹中学校卒業生の高校進学率の過去10年間の平均は96.4%、平成28年度は98.2%であり、福島県の中学校卒業生の高校進学率98.2%と同率であります。

矢吹中学校卒業生が高校卒業後にどれくらい大学へ進学したかについては、各高校における中学校別の取り出し調査結果が公表されていないため、本町の生徒の大学進学率については情報がなく、把握できない状況にあります。

国が毎年行っております学校基本調査によりますと、平成28年度、福島県の大学進学率は前年より1.4%増加し、45.7%でありました。全国の大学進学率は54.7%でありますので、9%程度低い状況になっている現状であります。

平成22年度から28年度までの全国と県の大学進学率を比較しますと、9%から11%程度、本県の大学進学率は低くなっている現状であります。

首都圏と比べ福島県に大学が少ない環境や、各家庭の経済的な理由が考えられますが、今後の町の将来を担う子供や若い人たちの学ぶ意欲を支援するため、矢吹町では大学への進学の際に希望者に対し、昭和52年4月から奨学資金貸与制度を設けております。

この制度は、国公立大学と私立大学を区別し、自宅通学者と自宅外通学者の区別を設け、無利子で月2万9,000円から5万3,000円を貸与しております。返済期間は卒業後、就職して15年以内としており、過去10年間では12名の方に利用いただいております。

今後も、教育委員会としては、地域の皆様とともに子供たちが「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の魅力を感じ、日本各地あるいは世界に出ていっても郷土愛を持ち続け、ふるさとを大切に思う若者が大学等で学ぶ意欲を経済的な理由で失うことがないように、町の奨学金制度をPRするとともに、国・県の大学進学に対する支援策の情報提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子育て支援策の一環としての保育料の無償化についてのおたただしではありますが、保育料無償化につき

ましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点政策の一つに「子どもを安心して産み育てることができるまちをつくります」を掲げ、子育て支援策の一つとして重要であると認識しております。

特に、子供を安心して産み育てる環境づくりについては、子育て世帯の負担軽減策として、平成19年度から第3子以降の幼稚園・保育園保育料の無償化事業に取り組んでまいりました。そして、今年度新たに、幼稚園保育料の無償化を実施し、幼稚園保護者の負担軽減を図っております。

待機児童の解消につきましては、町では受け皿となる小規模保育事業所の開設を目指していたところ、民間事業者から開設申請書が提出され、新たに小規模保育事業所が開設することとなり、認可定員19名、ゼロ歳児から2歳児までの子供の受け入れができることから、年度当初の待機児童については解消が図れるものと考えておりました。

しかしながら、平成29年度保育園の入園申し込みを受け付けたところ、4月1日の時点で例年より多い323名の申し込みがあり、受け入れ総数308名、待機児童が15名、直近の9月1日では21名となっております。

あさひ保育園、ひかり保育園、認定こども園ポプラの木とイマジン・レインボーの4施設とも、施設的にはまだ受け入れが可能であり、受け入れ定員から見ると計33名は可能であります。保育士不足のため待機児童が発生している状況にあります。

そのため、平成29年度の保育士確保の対策としまして、保育士就職準備金貸付事業において新規採用者30万円、潜在保育士10万円を2年間以上勤務していただければ返還を免除する、近隣市町村にはない保育士確保の新規事業を立ち上げたところであります。

さらに、保育士養成の関係大学訪問や町保育園、幼稚園職員の知り合いへの呼びかけや、過去に保育士の経験のある方、ハローワークや保育実習に来る学生の皆さんにも呼びかけを行い、保育士確保に努めております。

これからも、待機児童解消を図る施策を行いながら、平成30年度以降も段階的な保育料無償化の実施に向け検討を深め、今後も子供を産み育てやすいまちづくりを目指すため、切れ目のない施策を充実してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、給食費の無償化についてのおただしであります。学校給食費については以前からご質問をいただいておりますが、学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち施設整備費や人件費等とし、それ以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められており、学校生活で使用する教材などの諸経費と同様に、学校給食費も保護者の皆様にご負担いただいているところであります。

近年になって、学校給食費の完全無料化、2分の1補助、3分の1補助や第3子を対象に無料化を実施するなどの取り組みが県内の自治体にも見られるようになりました。学校給食費の無償化につきましては、子育て支援の一環として有効な手段だとは思いますが、現在、町では、一定の収入基準内の保護者の方には就学援助制度において支援を行っております。

平成28年度の就学援助制度においては、学校給食費、学用品費、通学用品費等7項目について、年額6万4,000円から13万6,000円を小学校教育・生徒に合わせて約200名、その保護者に給付しております。このうち学校給食費については、合計で837万7,000円、就学援助費全体では1,349万7,000円を給付しております。

このほかにも、小中学校の支援策としましては、現在、本町では、学力向上の支援として小学6年生の夏期講習会を自己負担なしで行い、また、小学6年生対象のブリティッシュヒルズの英語研修では、食事代の一部

をいただくものの、最小限のご負担とさせていただきます。

また、今年度から中学校において、個人資格の取得につながる英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を町が全額負担することとしております。

本町では、このような子育て世代の負担の軽減に努めているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

〔「はい。議長、13番」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 16分ありますので、安心して質問してください。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 丁寧なご答弁、また、細則にわたるご答弁、ありがとうございます。

まず最初の道路側溝の堆積物撤去事業について、お伺い申し上げます。

この件に関しましては、先ほど申し上げたとおり、町民の本当に切実なる問題でございました。これに早急に取り組んでいただいて、まず感謝を申し上げたいと思います。

ただ、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、この事業は国の案件としては平成28年度から5カ年にわたる事業計画でございます。当町におきましては、今年度29年度から着手ということで、この1年間ちょっと本町がおくれた理由についてお尋ねを申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

ただいまの質問で、矢吹町が1年おくれた理由ということでございますが、おかれているという認識はございません。本町の事業着手につきましては、他市町村と比較しても早い時期に着手できたというような認識を持っております。

なお、これらの事業としましては、今後も、先ほど答弁させていただきましたように、現在も復興庁と環境省で細部の調整をしておりますので、できるだけ早い時期に具体的な内容等について議員の皆様、そして町民の皆様に明示しながら、計画的に万全を期して事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 28年から32年までの5カ年ということですが、当町だと29年から32年の4カ年になると思うんですが。

○議長（熊田 宏君） 鈴木議員、だから何だという質問を最後にしてください。

○13番（鈴木隆司君） ですから、先ほど、おくれた理由についてということですよ。

○議長（熊田 宏君） 1年おけているだろうと。

○13番（鈴木隆司君） そうです。

○議長（熊田 宏君） そこを質問したいわけですね。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

矢吹町の決定につきましては、平成28年度から1年おくれたのではないかとございます。平成29年1月の第1回配分としまして、福島、いわき、西郷等々、配分されたわけでございます。矢吹町は平成29年6月の第3回配分ということで、矢吹町と桑折町合わせて9市町村のみの配分が決定された段階にございます。したがって、残された市町村、数多くありますので、矢吹町については配分がおけているというような認識ではない。

なお、先ほど答弁させていただきましたように、当該事業は現在も復興庁と環境省での細部の調整が決定していないため、先に配分された市町村もまだ細部の調整が決定していないというようなことがございますので、先行している市町村についても具体的な事業等についての取り組みはこれからになります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） この堆積物撤去事業に関しましては、以前から私も質問していたとおり、これは以前は東京電力から自肅要請が出ていたということを改めて確認したいんですが、それでよろしいですか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

東京電力からの自肅要請というものはございませんでした。ただし、町として放射能関係の測定等がございましたので、各行政区で行っていたクリーン作戦時の道路側溝の土砂上げについては、当分の間は見送るというようなことをしておりますが、東京電力からの自肅要請というものはございませんでした。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 今のことに関連しまして、私が一番懸念して、また、警笛を鳴らしておったのは、クリーン作戦等で各自治体で既にこの問題に関しましては除去作業が始まっております。そのときの以前の説明では、地上から1メートルで0.23マイクロシーベルト以下なので安全だというような判断の説明でした。

ただ、今般の説明のとおり、環境省からこの物体そのもののサンプルを検査しているわけですが、この堆積物除去というのは地上1メートルで作業するのではなくて、その物体そのものに触れたり、その際、口や鼻から

この物体そのものが入る可能性もあって、その辺を私は懸案していて、今回のこの事業に関しまして環境省が事前調査をして、さらにその堆積物のサンプルを検査するということですので、私はこれが本当の正解だと思います。

確かに、矢吹町の各団体で道路が冠水するとか、さまざまな問題で事前着手をした経緯がありますが、その中で、町としてももうちょっとこの辺を懸案して注意を促すべきだったと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

堆積している土砂については、震災前まではクリーン作戦等によっての地域活動によって、堆積物の除却がされておった状況でございます。

そういう中で、除染作業が入りました。除染につきましては空間線量0.23以下のエリアの除染ということで、それ以外、0.23以下のエリアにつきましては、なかなかその撤去についての具体的な国であったり県の支援がございませんでした。そういう中で、町としても非常に困っている状況にございました。

そういう中で、町、県、国のほうに要望を行いまして、この事業が昨年9月に創設されました。それによりまして今回、これまでなかなか進まなかった堆積物の除去、側溝の土砂撤去が今回の事業でさらに推進が図られるというふうに考えております。

今回につきましては、環境省からの指示で、実際の土砂に含まれるベクレルについてもきちっと調査をした上で、8,000ベクレル以下ということで、こちらは指定廃棄物ではなくて一般廃棄物であったり産業廃棄物として通常の処理ができるということになりましたので、今回、事業を実施しているところでございます。

今回、矢吹地区、4地区に分けておりますので、今回は第1地区ということで、ここできちっとノウハウを蓄えて今後の第2地区、あとは中畑、三神につきましてもこの期間内に土砂撤去ができますよう、今後事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 今、課長からの答弁のとおり、8,000ベクレルという言葉が出まして、本当に8,000ベクレルを超えると危険だと言われております。ただ、私も矢吹町で実際そういうものが今のところ出ていないということなので安心しておりますが、ただ、ここからわずか二十数キロの堀川ダムですか。震災から数年後に堀川ダムの湖底から取り出した汚泥に関しましては、1万ベクレルを超えたというような発表もありましたので、この辺は十分に安心することなく注意して取り扱っていただきたいと思います。

それから、今回のこの除去の堆積物に関しましては、放射能の汚染量が少ないということなので、この最終的な処分は、これは大熊町に行けるのか。それとも、これは町内で処理をするのかということをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

今回、土砂撤去で発生した土砂の処分についてでございますが、先ほども申し上げましたように今回の土砂は8,000ベクレル以下ということで一般廃棄物、あとは産業廃棄物という扱いになりますので、現時点では町外のそういった処分場、一般の処分場に搬出する予定で、現在、復興庁と協議をしているところでございます。以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 本事業が計画的に順調に進むことを願ってやみません。よろしく願いいたします。続きまして、2番目の質問に関しまして再質問させていただきます。

子供、若者世代への予算配率は十分であると。さまざまな細則にわたって説明をさせていただきました。本当に、本来、町長が日ごろから子供は町の宝だと言っておるその理念は、まさしくそのとおりだと思います。

ただ、この理念と、一番大事なのがその理念に基づく政策ということでございまして、ちょっと教育長にお尋ね申し上げますが、この予算の中で学校活動あるいは学校事業そのものの活動以外のものに対する配分という点に対しては、どういう考えであるかをお尋ねします。

例えば、具体的に言うと、先ほど中畑清旗杯とスポーツ少年団と三鷹交流事業で400万を使っているというんですが、この内訳を説明してください。

○議長（熊田 宏君） 鈴木議員、今、2点になっているので、さきの1点に……

〔「時間がないので」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 一問一答なので守ってください。

○13番（鈴木隆司君） 時間がないので、先ほどの400万の配分のうち、中畑清旗杯とスポーツ少年団と三鷹交流事業の配分を説明願います。

○議長（熊田 宏君） 内訳ですね。了解しました。

答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

ただいまご質問ありました429万1,000円の内訳でございますが、中畑清旗争奪ソフトボール大会事業130万円でございます。スポーツ少年団育成事業が55万6,000円です。三鷹交流館事業243万5,000円。合わせて429万1,000円になります。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 残り1分です。質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 答弁ありがとうございました。

時間がないので、もっとこのスポーツ少年団にぜひとも力を入れていただきたい。その背景の中には、今般の初日の町長の町政報告があったとおり、本当にスポーツ少年団、中畑清旗杯で頑張っております。それから、低学年、4年生以下のティーボールでも、今回、福島県代表で矢吹のチームは埼玉県西武ドームに行きまして、1回戦で大阪代表を破っているんです。交流ブロックでも矢吹の子供たちが東京代表を破っている。

この東北の福島県の被災地の田舎町の矢吹町が大阪代表、東京代表を破るんですから、本当に矢吹の子たちは頑張っている。こういうことは町長もご存じだと思いますので、もう少しちょっとこの辺に力を入れていただきたいというのと、私がこの質問をなぜしたかといいますと、町の若者定住策も順調にいったおと思います。そして、この若者定住策と……終わりですか。

○議長（熊田 宏君） 鈴木議員の思いは十分通じたと思いますので。

以上で、13番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

○13番（鈴木隆司君） どうもありがとうございました。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告5番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴者の皆さん、本当にありがとうございます。それでは、通告に従いまして順次一般質問をいたします。

介護老人福祉施設事業者の募集がまもなくですが、9月13日から10月13日の期間で公募によって行われますが、今度は大丈夫との話も聞きますが、もしものときの手は考えているのか伺います。

私も去る8月25日で満70歳となりました。まだ70歳かと思う人がいるかもしれませんが、70歳です。70代と60代、大きな違いを感じたのが運転免許証の更新時、その手続に高齢者講習という、そういう1つの段階があります。その講習を受けないと更新の手続ができない。ことし無事5年間の更新をしてもらいましたが、私たち、団塊の世代と言われております。1947年、昭和22年生まれも、本当に高齢者の中堅といえますか、70代に入りました。

健康寿命、男性、71.1歳という数字でございますが、こうして見ますと、あと1年ちょっとで健康寿命になってしまいますが、そうしてもその健康寿命更新のためにも今いろいろ取り組んでいるところでございます。しかし、人は誰でも自分から体が弱くなるうなどという、そんな人はいません。ですが、いつ体が弱くなってもおかしくないのが生身の人間です。

2015年の介護の報酬改定で、介護事業所の経営もなかなか大変になってきたという声も聞こえてきます。前回は残念な結果に終わってしまいましたが、今度のこの事業の公募、結果でだめだったということでは行政の信頼度が下がってしまいます。

備えあれば憂いなし。自治体の大きな仕事であります。住民の福祉の増進を図る、そのためにも、もしものときの次の一手をどう考えているのか伺います。

次に、県道矢吹・須賀川線の歩道の建設が進められておりますが、三神幼稚園入り口付近の見通しはついて

いるのか。また、トラハイ道路の側道も、場所によって草木の勢いが目立つようになってきましたが、維持管理は誰がやるのかということで伺います。

町当局の大きな働き、力添えで、県道でございます矢吹・須賀川線、歩道の建設も、少しずつではございますがサンジヤムラ赤坂の坂、また新たに仕事が発注されるようでございますが、しかし、私が何回か質問した場所、三神幼稚園の入り口付近、これは町当局に県への強い働きかけを何回もお願いしているわけですが、なかなかこの結果が出ない。これが現状でございます。

私もずいぶん前から心配しておりましたが、ことしの4月から孫が三神幼稚園に通園するようになりました。その危険という感じは、個人的な話だとは思いますが、今まで以上に感じているわけでございます。

また、あの付近、本当にカーブがきつくて、カーブミラーも草木の成長で何回か切ってもらったんですが、カーブミラー、余り見通しがよくないという、そういうのが現状でございます。町にもまた県への働きかけも強くお願いしたいんですが、県も誠意と県の権威を持っての、あの見通しの悪いカーブの解消、そして歩道の早期実現を望むものでございます。

そうしたあの入り口付近の改良工事、見通しはついているのか伺います。また、トラハイの側道の草木の問題ですが、私もトラハイの側道はたまにしか利用していませんが、たまたまこの前、雨が降ったときでございましたが、トラハイの側道はどんな状況かと思って軽トラックで走ってみました。利用者が少ないとこんなになってしまうのかという、そうした通行にはなかなか厳しい現状の道路になってしまいました。

地権者の管理がコンライということでしょうか、地権者が管理できないのが現状ではないでしょうか。このまま放置しておいたら側道という言葉も出ない状況になってしまうのではないかと、そういう心配をしております。

町は、トラハイの側道の維持管理をどのように考えているのか伺います。

次に、全国民のうち相対的貧困率は15.6%という数字が出ていますが、矢吹町は18歳未満の数字が出せるような状況に現在あるのか伺います。前にもこの貧困問題で質問をいたしましたが、そのときの答弁で、アンケート調査等をしていると、そういう状況の答弁でございましたが、そういうアンケートの結果も出たのではないかとということで質問をいたします。

質問の前に、きのうのお礼を言っておきます。きのうはやぶきフロンティア祭りで、子供、ふるさと支援の職員の方々、本当に遊具での遊び、ありがとうございました。私の孫も、おもしろくて4回、中に入ったというので、夕べははしゃいで、今朝ちょっと疲れたような格好で幼稚園に通園しましたが、確かにきのうはにぎやかな大変有意義なお祭りだったと感謝申し上げます。

子供の貧困対策法の制定から4年、子供の貧困は大きな社会問題になっています。豊かな家庭の子供たちと低所得の子供たちでは、教育機会に大きな格差が生じております。厚生労働省の発表では、18歳未満の子供の貧困率が2015年で13.9%で、子供の7人に1人が所得の少ない貧困状態であるという結果が出されております。

また、全国民のうち貧困率、相対的に15.6%、ひとり親世帯は50.8%に及び、生活が苦しいと答えた世帯は82.7%にも上りました。子供たちの授業、行事等の機会に私も出席いたしますが、どうしてもそういう場所は陽、ひなたの部分しか見えてきません。陰の部分、陰、日陰、そういう貧困状況にある子供たちの姿は、どうしても見逃しがちでございます。親の労働問題や経済問題を背負い、子供たち、将来が全然見えないでいるの

か、とても心配しております。

今の姿、矢吹町の現況はどうなっているのか。低所得世帯ほど就学援助制度が周知されていないという、そういうことも聞こえてきます。就学援助制度、また、施策が、そうした貧困家庭が知らない、わからないでは、本当にますますひどくなっていくと思います。そうしたことを防ぐためにも、実態をつかむ必要があると思います。学ぶこと、それは子供の権利です。矢吹の状況を伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、介護老人福祉施設整備予定事業者の公募についてのおたがしであります。平成27年3月策定の矢吹町第6期介護保険事業計画において開設を予定している特別養護老人ホームについて、広報やぶき8月号に募集に関する記事を掲載し、また、町ホームページでは8月10日より募集要項等を公表して、整備事業者を募集しているところであります。

募集の受付期間は9月13日からであります。現在、申請を検討している複数の事業者より連絡を受けており、相談者からの問い合わせに丁寧に対応しております。万が一、受付期間終了となる10月13日までに応募がなかった際は、募集を検討していた事業者等から、なぜ今回申請を見送ったのか等を聞き取りし、原因を把握し、さらに、町からの助成の必要性等を再度検討してまいりたいと考えております。また、今後、施設整備の手法の一つとして、町による施設整備という方法についても検討をしております。

いずれにしても、高齢化が進む中、町民の皆様が安心して老後を迎えられるよう、町としても介護福祉行政の充実に努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般県道須賀川・矢吹線歩道整備等についてのおたがしであります。当該路線は三神地区の児童生徒の通学路として指定されている一方、主要地方道棚倉・矢吹線及び一般県道石川・矢吹線との接続により、通勤経路及び物流の通過路線として、自動車や物流関連のトラック等の往来が非常に多い路線であります。

さて、三神幼稚園付近の道路改良についてであります。児童生徒の登下校時において歩道が未設置のため危険であることは、私自身も十分に認識しており、当該路線を管理している福島県県南建設事務所に対して、これまでも継続的な整備の要望活動を行ってまいりました。

また、毎年2回、福島県県南建設事務所主催で開催している連絡調整会議、同報告会において、福島県県南建設事務所長に対し、私が直接、県道拡幅事業や歩道整備事業等を要望しております。本会議は、町内の福島県の所管する道路や河川等の各種事業についての要望や進捗状況を確認し、情報を共有することで事業の整備促進を図ることを目的としております。

本会議における要望活動により、これまで主要地方道棚倉・矢吹線の中畑バイパスや三文橋の拡幅、矢吹大橋の開通、阿由里川の堤体かさ上げ、平鉢地区の急傾斜地対策事業等、多くの事業が実施され、周辺住民及び利用者の利便性の向上が図られてきました。

最近では、一般県道須賀川・矢吹線、寺内地区の狭小区間についてバイパス化の事業決定がなされ、現在、用地買収等に着手しております。

本年度の連絡調整会議は6月28日に開催され、道路拡幅、歩道設置について12カ所、阿武隈川の河川改修について2カ所、急傾斜地対策事業として1カ所、合計15カ所について、整備促進と事業化に向けての要望を行いました。

議員おただしの当該箇所につきましては、連絡調整会議の要望の中でも事業化への優先順位が1位となっている地区であり、町といたしましても最優先で取り組む必要がある箇所として、毎回強く要望を行っているところであります。

これからも引き続き福島県南建設事務所と連携し、地権者との協議を進め、地権者の理解を求めていきたいと考えております。また、同路線の他工区ではありますが、8月29日に福島県南建設事務所主催による天開工区の道路拡幅の説明会があり、本年9月から用地測量を実施することについての説明がありました。

特に、道路関連事業につきましては、道路管理者である福島県に対し、一般県道須賀川・矢吹線における三神幼稚園付近の道路拡幅の早期事業化や同路線の寺内バイパス、天開工区の道路整備の事業促進はもとより、当該路線の地区住民からの要望、本路線の危険性及び抜本的な事故防止対策等の事業化について、今後も継続的に強く要望してまいります。

また、福島県所管の事業調整会議で要望している各種事業の実施、推進に関しましては、これまで同様、町といたしましても県と密接に連絡、連携を図りながら未整備地区の事業推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あぶくま高原自動車道の側道の維持管理についてのおただしではありますが、あぶくま高原自動車道の側道につきましては、本線の維持管理用道路として、また、隣接する周辺農地の耕作用道路、及び本線を横断する道路間往來の利便性確保を目的に整備された道路であります。

当該路線につきましては、整備完了後、本線の供用開始にあわせて町に移管され、平成13年3月に町道認定を受けており、これまでも町道として道路の維持管理を行ってまいりました。本線の敷地内、フェンス内側の除草、支障木の伐採等につきましては、福島県が維持管理を行うこととなっております。

通常、倒木などにより道路の通行に支障を来す場合や車両の通行幅が確保できないような状況の場合、町が応急措置として倒木の伐採等を行うことがありますが、道路にはみ出している雑草や枝などについては、原則、土地の所有者によって適切に管理をしていただくようお願いしております。

当該路線の沿線の多くは水田や畑等の農地と山林であり、農地については耕作者の自己管理により定期的に除草等がなされております。しかし、特に隣接地の多くが山林である地域につきましては土地所有者の自己管理が十分でない土地が多く存在し、雑草等が生い茂り、敷地内から道路に覆いかぶさるような状況にあります。

今回、改めて現地の状況を確認いたしました。草木が道路まで繁茂し、通行できる車道幅員が狭く、自動車や自転車等の交差、往來に支障がある箇所を数箇所、確認いたしました。

道路の維持管理につきましては定期的なパトロール等を実施し、緊急性と安全性を最優先に道路の陥没、除草等の対応を行ってまいりましたが、議員ご指摘のとおり長雨による影響もあり、今年度は特に雑草の生育速度が早く、除草作業に大変苦慮している状況であります。

除草作業の優先順位につきましては、通学路、歩行者や自転車及び自動車等の安全な通行の確保を最優先に、特に交差点周辺の視界と待機スペースの確保を図るため、計画的に除草作業を行ってまいりました。

今後は、優先順位の考え方を基本に緊急性等を十分勘案し、土地所有者の協力を得ながら、計画的な除草作業及び道路の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

本町における18歳未満の貧困率についてのおただしであります。今年6月に厚生労働省が公表した平成28年国民生活基礎調査によると、世帯所得から税や社会保険料などを除いた1人当たりの手取り収入が122万円に満たない相対的貧困の家庭で暮らす17歳以下の子供は13.9%となっており、過去最も高かった前回24年の調査より2.4%低下し、12年ぶりに改善した状況にあります。実に7人に1人の子供が貧困に直面しているとされています。

本町においては、昨年9月に国の子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を活用し、5歳児135世帯、小学5年生163世帯、中学2年生177世帯、高校2年生173世帯、児童扶養手当受給者197世帯への実態調査を行っております。回収率は、児童生徒の保護者が64.9%、子供本人が46.8%となり、質問事項が多いアンケートであったにもかかわらず全体回収率は55.8%に上っており、回答いただいたご家庭に対して感謝申し上げます。

町のこの実態調査では、子供の貧困率を把握するため、保護者への設問により世帯の所得や人員数について回答いただき集計したところ、17歳以下の子供の貧困率は13.1%という調査結果となっており、全国と比較して0.8%下回っております。

本町では、これまでも経済的に困窮する子供やその保護者に対して、幼稚園・保育園保育料の軽減、18歳までの子供を対象としたこども医療費助成、18歳までの子供とその保護者を対象としたひとり親家庭医療費助成、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給、奨学資金の貸付事業、生活困窮者への自立支援など、さまざまな事業を実施しておりますが、本調査結果に基づき、これまでの既存事業の取り組みと新たな施策を組み合わせた子供の貧困に対する計画である矢吹町の未来を担う子ども応援計画を本年3月に策定しており、「学び育つ環境づくり」、「健康と暮らしの支援」、「支援ネットワーク体制の構築」を核として、子供の発達、成長段階に応じて切れ目のない支援と地域ネットワークの形成に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ここで暫時休議いたします。

再開は議場の時計で午後3時30分をお願いします。

(午後 3時17分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 3時31分)

◎会議時間の延長

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 福祉行政について再質問いたします。

この介護老人福祉施設の整備事業、この事業は町政への町民の信頼度のバロメーターと思います。今町民に、矢吹にとって一番必要な公共施設は何だいというような質問をしますと、私は、特別養護老人ホーム、そういう答えが返ってくるのではないかと思っております。そうした中で、今次の一手ということで、整備の手法の一つとして、町による施設整備という方法も検討するという、そういう答弁がありました。これは今までになかったような前向きな答弁と思います。もし公募で結果が出なかった場合、こうした町の手法の一つで事業を実施していくという、そういう判断もなされなくてはならないと思いますが、町長はそうした判断をどのように考えているのか、再度質問をいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁と繰り返しになります。基本的には、公募による民間事業者の参入、これを大いに期待しているところでございます。9月13日から受け付けが開始して、10月13日まで募集を、経過を見守ってまいりたいというふう考えております。

また今回、前回と同様にもし応募がなかったというようなことにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、繰り返しになりますが、前回の事業予定者、さらに今回応募を予定している方、何件かありますので、なぜ最終的に応募に応じなかったのか、原因究明というものも探っていかなければならないのではないかというふうにも考えております。

以前の場合には土地の問題、さらにはスタッフの確保の問題、そうしたことがございました。また、現在は少子高齢化と言われておりますが、この後の人口推計を見ていきますと、人口がどんどん縮小していく、高齢者の数も減っていく、そうなってくると、長期的な展望に立った場合に経営が果たして成り立つのかどうか、その辺まで見きわめている、そういった事業者の考え方についても聞かせていただいております。

したがって、そうしたことを勘案し、十分に検討を踏まえ、しかしながら矢吹町の待機者の動向、そうした数もきちっと推しはかりながら、やはり必要なものはつくっていかなくちゃならないだろうというような、そういう状態に陥ったときには、今後の策として、町自体がやはりこの介護老人福祉施設の建設もしていかなければならないだろうというような判断の時期も来るだろうというふうにも考えておりますので、そうした

ことを総合的に勘案しながら検討を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 続きまして、三神幼稚園の入り口付近、建設の問題で質問いたします。

なぜ、どうして大多数の人の思いがなかなか実現できないのか。どうして、どこが地権者の理解を得るのが大変なのか。実行力があると言われております町長ですから、こういう難題にも自分自身、地権者ともぶつかりながら、ぜひそういう父兄、子供たちの夢の実現、事故のないような入り口付近の解消、あそこは結構道路付近の住宅の方も、どんどんとすごい音がするなんていうような道路の区間ですから、そういうこともあわせてやっぱり早期実現を、町長の力があればできるなんては思わないかもしれませんが、そう町民は期待していますから、ぜひ頑張りでひとつ、孫が突然できる前に実現、そのくらいお願いします。町長の考えをひとつまたお聞きします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

三神幼稚園の近くの道路については、非常に問題だと思っております。本路線、須賀川矢吹線でございますが、これらについては、藤井議員も既にご承知のとおり、十数年にわたってこの問題を町のほうでは大きな課題として取り上げながら、先ほど県との連絡調整会議の話をさせていただきました。要望はしてまいりました。それで、県が全く今まで何もしてこなかったのか、町が何もしてこなかったのかではなくて、できる限りの手当ということではしてまいりました。県と町の職員が道路拡幅についての用地の売買についてご理解をいただけるようにということで、直接地権者のところに何度も足を運ばさせていただきましたが、どうしても地権者の理解が得られなかった。

また、地権者と親しい三神地区の方やそれ以外の方にも、そうしたよしみでどうか町と県のほうにご協力いただけないかというような、そんな手助けもいただいたりしながらも、この道路拡幅については努力を傾けてきたわけでございますが、最終的には理解を得られずに、今現在もあのように道路が狭く、そしてカーブが多くて見通しが悪くて、さらには歩道もないというような状況になっております。

その思いについては、藤井議員、またここにいらっしゃる議員の皆さんもひとしく理解し、同じ思いで一日も早い整備を祈っていることについては間違いございません。ただ若干、直近の県との事業連絡会、連絡調整会議の中では地権者の考え方が多少変わってきたというような、そんな話も伺っておりますので、この後も県と町のほうで地権者のほうに出向きまして、理解を得られるようなことで行動に移すという予定をしておりますので、そうしたことについての経過も見守っていただければと思っております。町民の期待に応えられるよう全力を尽くす、その思いには変わりはありませんので、よろしく願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 次に、教育長にお尋ねいたします。

貧困の対応の問題でございますが、アンケートの全体回収率が60%近くになっているという、そういう答弁がありました。この回収率は、本当にやっぱり60%近くは高い回収率だと思います。矢吹町の子供の貧困の実態がある程度つかめたのかなと思いますが、今答弁にありましたようにいろいろな施策がございます。貧困の支援事業、そうした施策、事業がそういう家庭に周知はきちんとなされていると思うのか。町長はなされているとお考えかと思いますが、もしなされていないと思うそういうときはどういう方法を考えているか、再度教育長にお答えをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの後半の答弁で、子供の貧困に対する計画として、矢吹町の未来を担う子ども応援計画というものを昨年度末に策定いたしました。その中で核となる3つの施策、軸と言いますか、それについて答弁させていただきました。その3つといたしましては、学び育つ環境づくり、2つ目が健康と暮らしの支援、3つ目が支援ネットワーク体制の構築ということで答弁させていただきました。それで、この支援ネットワーク体制の構築ということが大事であるというふうに思っております。

と申しますのは、この計画をつくる、あるいはその後も含めて、現在と言ってもいいかと思いますが、矢吹町で、ではどういう施策を講じているかということ、子育て支援課だけではなくて、保健福祉課やいろんな課でいろんな施策を講じておりました。それで、それらの施策が全体として保護者あるいは支援を受けるべき人のところによく届いて、あ、こういう施策を講じている、ついてはこういうことも、じゃお願いしていいのかなというような、そういうことが必ずしもネットワークとしてしっかりまとめられていないことがわかりました。

そこで、支援のネットワーク体制をしっかり固めて、だから、生活困窮者というそれらの方々には、あなたはどのように困っていますか、あるいはこういうことは困っていませんかというようなコーディネーターという形、そういう専門家をお願いをして、場合によったら戸別訪問をして、その方々は実は困っているかどうか、あるいはそういうことを誰にどう話していいかわからない場合もあるわけです。そういう実態をはっきり捉えて、そして一人一人に届く支援をどうしたらいいかということはこのネットワーク体制をしっかりつくって、貧困対策を講じていきたいというふうに考えております。

それで、この支援ネットワーク体制をつくるために、コーディネーターを専門家をお願いをして何とかそういうお仕事をしてもらえないかということで、実は今人材を探しているところであります。そういう人に就任をしていただいて、困っている人たちの願いを吸い上げて、そして具体的な施策をつくっていききたいと、このように考えております。ネットワーク形成に取り組んでまいりますというふうに先ほど答弁したわけですが、ネットワークがまだできていないので、これについては何とか人材を発掘しながらお願いをしたいと。そして、貧困で困っている人たちに少しでも手の届く、支援が目に見える、そういう事業にしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

○12番（藤井精七君） ありがとうございます。終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、12番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 富 永 創 造 君

○議長（熊田 宏君） 通告6番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。

では、通告に従い質問させていただきます。

仕事、人を地方に呼び込み町を活性化する総合的な国の政策、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」を受け、第6次矢吹町まちづくり総合計画とともに、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を取り入れた事業を展開してまちづくりを推進していると理解しております。そこで、「つくろう、住みたいふるさと矢吹町」をテーマとして活動しています私としては、これらまちづくり推進事業の中で平成29年度最重点事業の一つ、「遺魂し運動」をもとに質問をさせていただきます。

この事業はまちづくり推進課を所管とし、クリーン作戦やリサイクルを中心に町民の協力を得て推進されており、ほかにも自然環境保全事業、再生可能エネルギー事業等がありますが、この事業の原点は、自立可能な循環型社会を目指すことにあると思います。すなわち、天然資源の消費を抑制し、環境への負担ができる限り低減される社会形成を目指していると考えられます。

具体的には、空き缶、古紙、プラスチック等のリサイクル推進や太陽光、風力、地熱を利用した自然エネルギーへの転換、牛ふんや発酵した鶏ふん、米ぬかなどを有機資源として循環させながら、農業に頼らない生態系に優しい有機農業への取り組みが挙げられると思います。こうして、「さわやかな田園の町、矢吹」こそ循環型社会、資源循環型農業、自然環境保全を生かしてさらにこの地域に磨きをかけ、この町にある地域資源の可能性を最大限に引き出す、そうして産業と働く場が創出されるまちづくりが必要であると私は考えます。

そこで、質問事項1、自然と共生した環境に優しいまちづくりについてであります。3つほど質問します。

1、まちづくり総合計画の基本計画「支えあい」では、自然環境保全とリサイクル推進のための「遺魂し運動」を推進しているが、この事業方針は自立可能な循環型社会を目指すものだと考える。循環型社会とまちづくりについてどのように考えているのか。

2、自然と共生した環境に優しい我が町農業のあるべき姿とその価値をどう捉えているのか。

3、定住促進事業、タウンプロモーション事業を通じて、田舎暮らしを考えている人たちが、我が町へ移住を決める戦略やその取り組みを聞かせていただきたいのであります。

次の質問事項であります。2つ目として、教育振興対策についてであります。3つほど質問をします。

1、生涯学習推進計画の策定に向けた作業が始まっています。この計画の目的と方針を改めてお尋ねします。

2、複合施設の図書館は地域活性化を促すまちづくりの核となり得ると思うが、現在7回までの検討委員会議事録によれば、視察を含め2回ほど図書館をどのようにしたいのかを検討しているが、検討時間を十分とつ

たと言えるのか。

3、待機児童解消に向けた政府の新計画「子育て安心プラン」で、幼稚園による2歳児の受け入れや預かり保育の推進が打ち出されたが、本町はその可能性を含めどのように捉えているのか。

最後に、公園整備についてであります。東京農業大学と連携した大池公園整備計画の策定が進められているが、従来のハード面の整備に偏らない、動植物の共生を含む自然環境保全や公園景観のソフト面をどのようにこの計画に反映していくつもりなのか。

以上、答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、循環型社会とまちづくりについてのおただしであります。我が国では高度経済成長を背景に、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが構築され、その結果、生活が豊かで便利になりましたが、一方で廃棄物が大量に発生し、その処分に起因する地球温暖化など、さまざまな環境問題を引き起こしてきました。そのようなことから、資源の消費を抑え、環境への負荷が少ない循環型社会を形成する基本的な枠組みとして、循環型社会形成推進法が平成12年6月に施行されました。

この法律により、廃棄物の発生抑制や資源の循環的な再利用、廃棄物の再生利用と適正処分によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会形成へと大きく転換するための取り組みが実施されております。町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画の「支えあい」の分野において、自然と共生した環境に優しいまちづくりの実現を目指しており、自然環境保全やリサイクル推進を図るため、平成18年度より「遺魂し運動」推進事業を展開しております。

「遺魂し運動」とは、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、「人・モノ・自然」を大切にす「遺魂し」の心を活かして、「もったいない精神で資源を大切に、地球環境保全に貢献するまち」を目指す運動であります。この「遺魂し運動」に具体的に取り組むため、平成29年1月に矢吹町ごみ減量化推進計画を策定いたしました。計画期間を平成29年度から平成32年度までの4年間とし、平成23年度から平成27年度までの5年間平均のごみ総排出量4,832トンの10%である年間484トンの削減を最終年度の目標値として掲げております。ごみ減量化や資源化に関する具体的事業として、これまで家庭用生ごみ処理機購入補助事業、資源回収奨励金交付事業、資源物回収ステーション事業に取り組んでおります。

家庭用生ごみ処理機購入補助事業は、家庭の生ごみの減量化と有機物循環による生ごみの資源化を図るため、機器の購入代金の2分の1以内で2万5,000円を上限に補助する事業であります。

資源回収奨励金交付事業は、ごみの再生利用と減量化を図るため、資源物の回収量1キログラムにつき定額の単価を乗じた額を奨励金として、PTA、育成会、スポーツ少年団、行政区等の地域団体に交付する事業であります。なお、定額単価につきましては、昨年度までは1キログラム当たり5円としておりましたが、平成29年度より、さらに積極的に取り組んでいただくため、単価を7円に増額し事業を推進しております。

資源物回収ステーション事業は、白河地方広域市町村圏整備組合が実施主体となり、資源物の再生利用を図

りながら、地域での活動資金の確保を図ることを目的として行政区にコンテナを無償で貸与し、リサイクル業者が回収し、行政区に買取額が支払われる事業であり、これまで一区、二区、三区、五区の4行政区で実施しております。

さらに、今年度より新たな取り組みとして資源物回収ミニコンテナ導入事業を実施しており、行政区が主体となり、地域で資源物を回収し、リサイクル業者に売却することでごみの減量化、資源化を図るとともに、地域での活動資金を確保することを目的としております。昨年度の行政区長意見交換会や各行政区総会において本事業の内容を説明したところ、根宿、松倉、鍋内、三城目、神田の5つの行政区でミニコンテナ事業に取り組んでおり、今後さらに拡大していきたいと考えております。

また、ごみ減量化・資源化に関する啓発活動事業としてごみ減量化学習を実施し、8月2日に三神小児童クラブで24名、8月8日に中畑小児童クラブで28名が参加しました。前半は、家庭からアルミ缶や新聞紙を持ち寄り、それらを架空通貨と交換し、その架空通貨をお菓子と交換し、ごみは分別することにより資源化されることを学びました。後半は、家庭から持ち寄った牛乳パックを活用して万華鏡を作成し、ごみもアイデアによっては別の用途に再利用できることを学びました。なお、このごみ減量化学習は来年度、矢吹小児童クラブと善郷小児童クラブにおいても実施する予定であります。

このほかにも、町で実施しているごみに関する事業や行政区における取り組みについて、町広報誌や今年度から区長会で取り組んでいる区長会広報誌「行政区かわら版」を活用し、住民の皆様へお知らせしながら、ごみ問題に関する意識高揚に努めております。今後も、ごみの減量化・資源化に向け、全町民参加型の新たな取り組みを検討するとともに、町全体、町民一人ひとりのごみの減量化・資源化への意識醸成を図り、自然と共生した環境に優しいまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自然と共生し環境に基づいた本町の農業のあるべき姿についてのおただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、「農業が元気なまちをつくります」との政策を掲げ、農業の担い手の育成や農業生産基盤の充実、農山村環境の整備推進等、さまざまな取り組みを行っております。

自然と共生する農業の実践として、東京農業大学の協力を得て、カブトエビを活用した有機農法による「田んぼの学校」を平成25年度より善郷小学校と中畑小学校の5年生とともに、春には田植え、秋には稲刈りを大池地区の圃場で農業体験活動を行っております。昔はカブトエビが全国各地の水田に当たり前のように生息しておりましたが、農薬等に非常に弱いため、現在の水田では確認が少なくなっているところであります。カブトエビは、水田に生えた雑草の新芽を餌にするため除草効果が得られ、水中を泳ぎ回ることにより土が攪拌されて水が濁り、太陽光が遮断されることにより雑草の生育を阻害するなど、昔ながらの環境に優しい有機農法であります。

平成22年度より、三神地区の圃場でカブトエビ農法の実証実験に取り組んでおり、取り組み当初は卵をふ化させることが困難でありましたが、圃場を大池地区に変更したところ、目視で数匹のカブトエビを確認することができました。これは、カブトエビのふ化に係る条件である水温25度以上と圃場に残る農薬が少ないことが要因と考えております。しかしながら、カブトエビ農法の実践が出来る数のカブトエビの大量発生までには至っておらず、大量発生の実現に向け、東京農業大学から助言をいただき、カブトエビのふ化を促進させるため、水温が25度以上に保てるふ化専用のプールを大池地区圃場内に設置することや圃場内の卵の残存確認や土壌分

析を行い、カブトエビの大量発生による有機農法の実用化を目指してまいります。

また、そのほかの農業が元気になる取り組みとして、JA夢みなみ三神支店において、25年ほど前からアイガモを活用した有機農法を実施しており、現在は約1.7ヘクタール作付し、環境に配慮した農業と付加価値を付けた米の全国販売により農業所得向上を目指しております。

いずれにしましても、「農業が元気なまち」を実践するため、関係機関と連携し、さまざまな研究、実証実験を行い、昔ながらの自然環境に配慮し、自然と共生した安全・安心で魅力ある農業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、移住・定住促進事業の戦略や取り組みについてのおたただしありますが、議員ご承知のとおり、人口減少による地域の縮小化や持続可能なまちづくりへの対策として、田舎暮らしや移住などの取り組みが全国各地で積極的に展開されております。本町においては、平成27年10月に「矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、矢吹町への交流・流入人口を増やすための施策の方向性として、本町の交通の利便性を活かし、地域資源を活用したタウンプロモーションを図ることで、移住・定住を促進し、魅力ある地域づくり、郷土の誇りの醸成を図ることとしております。

平成28年度には、町内で開催した各種イベントにおいて移住・定住のアンケートを実施しており、その結果、矢吹町について、「住みやすい」が332名で全体の83%、「住みにくい」は14名、「定住・移住してみたい」は17名、「今住んでいる町がいい」が37名でありました。アンケートに回答いただいた方のうち、町外の方は138名であり、このうち17名の方が「定住・移住してみたい」と答えておりますので、この点を見ても、矢吹町が魅力的で、交通の利便性を初め高いポテンシャルを持った地域であることが分かります。

また、平成28年度には、首都圏向けの移住者向け冊子「矢吹暮らし」を発行し、首都圏イベントでの配布やホームページにおいてPR活動を行いました。矢吹町の強みである「便利で快適な田舎暮らし」のコンセプトのもと、福島県農業総合センター農業短期大学校を活用した就農支援や住宅・空き家改修支援、職業紹介や子育て支援など、移住希望者が必要な情報を網羅したものとなっております。相談体制といたしましても、今年度から移住希望者のニーズに応え、民間を含めたきめ細やかな対応を図るため、移住サポーターとしてNPO法人ふれっしゅ・すてーじと連携し、対応窓口や現地案内等について協力をいただくことになっております。

さらに、今年度からは町内全域の空き家調査に向けて準備を行い、空き家情報の提供や本町へのお試し移住など移住へ向けたきっかけをつくるため、体験型の支援策を検討し、遊休農地等の活用を含めた本町の魅力を直接体験、体感していただくことを予定しております。

いずれにしましても、人口減少に歯どめをかけるためには、本町の魅力、ポテンシャルを最大限に活用し、タウンプロモーションを図りながら新たな支援策を検討し、Uターン対策、Iターン対策を含めて移住・定住希望者のニーズに沿った対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大池公園整備計画策定について、計画づくりにおける東京農業大学の関与と役割についてのおたただしありますが、初めに、大池公園整備計画（以下、整備計画）についてであります。

これまで、大池公園を初め町が管理する公園整備におきましては、多くの町民の皆様安全に、安心して利用していただけるよう、遊具や護岸の更新などハード面の整備が主であり、近年では古くなったり壊れたりしたものを新たに更新するという整備内容でありました。大池公園は古くから町民の憩いの場であり、自然環境

に恵まれたところであります。大賀ハスや睡蓮等、四季折々に咲く草花を見るために朝早くから来園者が訪れ、健康増進を目的としたウォーキングに汗を流す方も大勢いらっしゃいます。

一昨年頃から、彼岸花や花桃、水仙等の植樹が住民との協働事業により積極的に進められ、さまざまなところで草花が見られる一方で、周辺に生息、生育する動植物の生態系に関する認識や景観への配慮が必要なことから、大池公園の将来像をハード、ソフト両面を示す整備計画を本年度策定することといたしました。整備計画の内容につきましては、東京農業大学と連携して取り組んでいる大賀ハス再生プロジェクトの推進を図るほか、町の木である赤松の保全や植栽のゾーニング、案内看板の統一等を検討し、公園全体の景観について方向性を示すこととしております。

整備計画策定に当たっては、住民目線での配慮、整備に重点を置き、公園利用者へアンケートを行うほか、地元行政区、まちづくり団体、その他さまざまな分野の方とワークショップを通して意見集約を図りながら、来年3月の完成を目指しており、今後の大池公園整備はこの整備計画に基づいて推進してまいります。

また、東京農業大学との連携につきましては、平成26年12月に連携協定を締結し、「田んぼの学校」での子供たちの田植え、稲刈り体験を初め、その専門性を活かし、さまざまな成果が得られております。大池公園におきましても、平成27年度から大賀ハス再生プロジェクトに取り組んでおり、昨年は13輪、今年は37輪の大賀ハスが咲き、徐々にではありますがその成果が見え、訪れた来園者の目を楽しませております。東京農業大学には、整備計画策定においても、動植物の生態調査や赤松の個体調査を初めとした各種調査、策定に向けた監修、アドバイスをいただいております。今後もさらなる連携を深め、より良いまちづくりの推進に向け、さまざまな分野において協力体制を整えてまいりたいと考えております。

このように、住民の憩いの場である大池公園がより多くの方々に愛され、親しまれるよう、自然環境にも配慮した適切な維持管理と整備計画に基づいた統一性のある施設整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、生涯学習推進計画の目的と方針についてのおたがしであります。教育基本法では、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる社会の実現が図られなければならない」としております。また、その場所として、「地方公共団体は、図書館、公民館などの社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供によって社会教育の振興に努めなければならない」と定めております。このため、教育委員会ではこれらに対応するため、第6次矢吹町まちづくり総合計画及び第3次矢吹町教育振興基本計画に基づき、生涯学習に関する各種事業を計画的に推進してまいりました。

しかし、今日の科学技術の進展や情報化、国際化等急激な社会の変化に伴い、人々の学習活動は一層盛んになり、また学習欲求も多様化、高度化、個別化しております。また、中央公民館の老朽化への対応、図書館、

子育て支援施設を含めた各施設の連携による生涯学習の活性化、利便性の向上を目指し、複合施設の整備が進められているなど、生涯学習を取り巻く環境の変化に対応する必要があります。

そのため、まちづくり総合計画及び教育振興基本計画から生涯学習に関する事業を集約し、個別の計画として生涯学習推進計画を策定し、当該計画に基づき、今後の生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。計画の方針については、今年度中の計画の策定を目指し、ニーズ把握のためのアンケートの実施及び作業を進めているところであります。まだアンケート結果等については現時点でお示しすることはできませんが、生涯学習推進の新たな拠点となる複合施設の複合化のメリットを最大限に生かしながら、町民の皆様の自主的学習活動を活発にし、効果的な学習を支援する計画となるよう作業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設整備検討委員会での図書館の検討時間は十分なのかのおたただしであります。が、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会では、昨年10月に策定された（仮称）矢吹町複合施設基本構想に基づき、現在、基本計画の策定のため協議を行っているところであります。計画策定に当たり、直近で行われた8月29日の協議を含め、これまで8回検討委員会を開催し、中央公民館や図書館等、複合化を予定している施設ごとに現在の施設の課題や問題点の整理、施設に対する意見、要望等を踏まえ、施設のあり方等について議論を深めております。

図書館の議論については、第2回の検討委員会において、他の自治体の事例を参考としながら、新しい図書館について協議を行っており、その後も第3回で先進事例を参考とするため、栃木県茂木町の複合施設、ふみの森もてぎ、茨城県筑西市の筑西市立中央図書館の視察、第5回においては図書館と他の施設との機能関係の整理、第6回では図書館の現状を確認するため町の図書館、中央公民館を視察したほか、先進事例との比較のため白河市の施設の見学を行っております。8月29日に行われた第8回の委員会では、事務局が図書館職員と意見交換を行った内容を報告したほか、図書館に関するアンケートにおいて寄せられた意見、要望を配布し、今後の整備の参考としているところであります。また、社会教育委員会や文化振興審議会の合同会議を開催し、中央公民館と図書館機能を有する複合施設のあり方について意見を伺うなどしながら、よりよい複合施設づくりに向けて検討してまいりました。

そのほか、検討委員会事務局としましても、中島村生涯学習センター輝ら里、天栄村文化の森てんえいの図書館を視察し、委員の皆様へ情報提供を行っているほか、耐震機能を有する書架や蔵書管理、図書の貸し出しシステムの導入検討のため、業者から説明を受けるなどの情報収集を行っております。

今後、これらの議論を踏まえた基本計画（案）により住民説明会を開催し、10月を目途に基本計画を策定する予定でありますが、基本計画策定後も基本設計、実施設計に向けて引き続き検討を深め、よりよい施設となるよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、待機児童解消に向けた政府の子育て安心プランについてのおたただしであります。が、平成29年6月に策定された子育て安心プランは、国として自治体を支援するため、待機児童解消に必要な約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保し、全国的には遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するというものであります。

また、女性の労働力率、すなわち15歳以上人口に占める労働力人口、就業者プラス完全失業者の割合が、結

婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ちついた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する内容となっており、これを確実に実現するための支援策を6つのパッケージの形で取り組むこととされております。

6つのパッケージの主な内容は、1つ目、保育の受け皿の拡大、2つ目、保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保、3つ目、保護者への寄り添う支援の普及促進、4つ目、保育の受け皿拡大と車の両輪となる保育の質の確保、5つ目、持続可能な保育制度の確立、6つ目、保育と連携した働き方改革となっております。

この子育て安心プランにおいては、幼稚園における2歳児の受け入れと預かり保育の推進を図ることとしておりますが、これは、待機児童のうち1、2歳児が7割以上を占めており、今後、育児休業の最長2年への延長や働き方の多様化により、2歳児以降の保育ニーズがさらに増大、多様化していくことが見込まれているためであります。

また、幼稚園がこれまで3から5歳児に対する預かり保育や2歳児を中心とした未就園児に対する保育、親子登園や未就園児教室などを行う中で培ってきた知見を活用し、迅速な対応が可能であると考えられることを踏まえたものということであり、幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れについては、保育園とは異なり、幼稚園教育への円滑な接続の観点から行うものであるため、3歳児以上の幼稚園教育に円滑に移行していただけることにも留意し、受け入れ体制を整備することが必要となります。

そのため、文部科学省では平成30年度に幼稚園における2歳児の円滑な受け入れ方法等について調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応、幼稚園接続保育の実施を推進するとともに、幼稚園における待機児童解消に向けた取り組みを推進することとしております。本町におきましても、国の動向を注視し、町立幼稚園の状況及び利用予測を十分踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 最初の質問事項1に関して、町の循環型社会づくりに対して、今までに相当の実績、具体的な事業を行ってきたという印象を強く受けました。ただ、私の質問なんですけれども、こういったごみが年間どれだけ減っているかとか、あと、こういったものに対してごみをどれだけ年間に減らすとか、実際は年間10%減らすという目標を掲げてはいるんですけども、こういったものを数値化し、なおかつ見える化、そういったもので我々にお示しいただければと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 1番、富永議員のご質問にお答えいたします。

今数値的な目標のお話があったと思います。町長答弁のとおり4年後に10%、約4トン为目标としております。この数字につきましては、4,832トンの10%ということで、これから4年後、32年度の1年間でこの数字

を達成したいと考えております。具体的に、今後広報等に周知をしながらやっていきたいと思うんですが、大体1人当たり1日みかんの皮2つ分です。1日大体1人が50グラム弱ごみを減らせば、1年間で大体480トンということであります。このようなことにつきましては、先ほど広報誌や、あと行政区のかわら版、ことしから新しく広報誌発行しておりますので、いろいろな媒体を通してごみの減量化、あるいは資源化に向けた町の施策であったり現状であったりをPRしながら、そういった意識情勢を図っていききたいというふうに考えております。もちろん数値的なものも広報誌でお知らせしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 関連しまして、この「遺魂し運動」というこの事業に関して、やはり小学生から住民全般含めて、この町は環境に優しいまちづくりをしているんだとはっきりわかるように、そういう意味では、先ほどはごみに関連しての質問でしたけれども、ほかに空き缶とかそういったものがあり、そして、それに対して町のほうは交付事業等あるという答弁でした。これに対して、PTA、育成会、スポーツ少年団等が協力して、そうした協力に対しての奨励金というのが交付されていると思うんですけども、こういった推移というの、やはり見える化によって理解できると思うんです。

つまり、なぜこれにこだわるかと言いますと、この事業そのものというのは、先ほども何度も繰り返しておりますが、自然環境保全でもあり、そして循環型社会を目指すものであり、行く行くはこの地球に優しい環境に自分たちは貢献しているんだ、そういう町だ、そういう意識、そういったものがとても大切だと考えるからです。そんな考えで、質問ではないんですけども、一応しっかりと事業を進めている、その中で見える化をもう少し広く町民、そして我々も含めてわかるようにしていただければなと思っております。

次の質問、我が町の農業のあるべき姿に関してであります。

どちらかといいますと元気の出る農業、これは大きな農業、また所得向上、そういったものを目標として掲げて、それに関した事業が多い。しかし、私がここで取り上げる農業というものは、そういった農業のほかに小さな農業、小規模農業に対しての取り組みであります。この自然と共生した環境に優しいという、それを実現できるのはまさに農業であると私は考えます。そういった意味において、この小さな農業に対してどのようにお考えか、お聞かせ願えればと思っております。

○議長（熊田 宏君） 富永議員、小規模農家の何に対して、どのようにというふうにお答えを求めますか。

○1番（富永創造君） 町の取り組みが、印象として、事業、それが大規模農業及び農業者の所得向上、その対策に比重があるのではないのかと。これからは豊かな農業、また豊かな生活を考えるのであれば、小さな農業、小規模農業にも目を向けるべきではないか。それに対して町のお考えをお聞かせ願えればと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、1番、富永議員の再質問にお答えいたしま

す。

大きな農業、そういう大規模な認定農家さんにつきまして、国のほうがそういった今、政策を進めているというふうなことでありまして、なかなか小さい農家さん、小規模な農家さんというのに対する取り組みは目立たないというふうなことで、ちょっとそちらのほうに力を入れていないというふうなおただしではないかと思うんですが、町では今本当に兼業の農家さんとか昔からおりまして、大規模な農家さんが1人で何十町歩というふうな大規模な面積をやっているんですが、大多数の農家さんにつきましては、そういった今高齢化も言われておりますが、高齢者やらそういった兼業の農家さんやら、小さい農家がほとんど数的には多いというのは昔からそういった状況でございます。

そういった方々につきましても、さまざまな支援等を行っておりますが、そういった方々が元気にならなければ、当然矢吹町の農業は元気にはならないというふうなことでございます。町の重点プロジェクトの説明会等も行われましたが、その際にも道の駅なんかにつきましてでも、少量多品種の野菜やら農産物が必要だというふうなことで、そういったさまざまな規模の小さい農家さんのいろんな経営体の皆様のご協力も必要であるというのも、町で進めている施策の一つでございます。

あと、環境に配慮しました農業というのは、国の制度でエコファーマーというふうな制度がございます。そちらのほうにつきましても、大きい農家さんだけではなく、矢吹町の全体で野菜と水稻合わせまして、延べにしまして344件の農家さんが環境に配慮しました低農薬、減農薬でそういった農業に取り組んでおりますので、そういったことも国・県と合わせまして、町のほうも支援もしているということでございます。

以上でございます。

○議長(熊田 宏君) 質問はございませんか。

1番。

○1番(富永創造君) 3番目、定住関係の質問に移らせていただきます。

2番目の小規模農業ともかかわると思うんですけれども、今町のほうは、町長の答弁にありましたように、いろいろな支援、受け皿づくりに取り組もうとしているという説明をお聞きしました。私の調べたところによりますと、移住を希望するのは20代が一番多いという統計を確認しております。若干女性よりも男性のほうが多いです。

そうした中で、実際に移住を決める、それは何かと言うと、地元の人たちの温かい対応、支援にあるということなんです。この町は、支援はこういうのがありますよ、受け皿としてこういうのがありますよとは説明できるかと思うんですけれども、実際それを受け入れて、じゃ俺が、私が、農業のやり方、そしてみんなを温かく受け入れて、将来的にも町に住んで生活できるような、そういう方向をやるように支援してあげるねというそういう力、またはそういった団体がどれだけあるのか。そういった団体は、小さな農業関係者またはNPOとか、あと例で言えば東和町のふるさとづくり協議会、そういったところで積極的に随分前からやられています。そういったことで、真にこの町でやりたいんだというふうな気持ちを持たせるような仕組みづくり、それに対してどうお考えか、お聞かせください。

○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

定住化促進、矢吹町もさまざまな対策を講じている、また、矢吹町のポテンシャルという話もさせていただきました。ただ、やはり決定的な要因、移住を決める最重要ポイントというのは、受け入れ側の対応、温かく迎える、そして、一緒になってきずなを深めながら地域にいち早く溶け込んでいただける、そういうソフト面について富永議員協調されておりましたが、私も全く同感だと思います。

そういう意味では、町のほうでも今受け入れ側のソフト事業として、そうしたNPOの皆さんにお力添えをいただいて、そしてまた移住・定住希望者に支援をしていくというようなことは、事業としては取り組もうとしておりますが、団体数が少ないというご指摘もありますので、そうしたことも含めてさまざまな形で団体育成、さらには地域ぐるみでそうした人たちを温かく迎え入れられるような体制の構築、そんなことも今後十分に検討し、ハード、ソフト両面にわたった受け入れ態勢を盤石なものにして、移住・定住促進ということで、矢吹町に移り住んでいただくように努力を傾けていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 残り12分です。質問ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） では、教育振興対策についてお伺いいたします。

現在、生涯学習推進計画の策定に向けられているということなんですけれども、複合施設、図書館を設置しようとしております。そして、検討委員会が8回ばかり検討の場を持ったということなんですけれども、この生涯学習推進計画と複合施設、これから基本計画ができ上がってくると思うんですけれども、調合性というのはどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

[教育長 栗林正樹君登壇]

○教育長（栗林正樹君） 複合施設と生涯学習推進計画との関連でございますが、生涯学習推進計画は今年度中に作成する予定でこれまで進めてまいりました。それで、この複合施設の基本計画は10月には確定してくるということでありまして、そして、その後具体的な設計等が決まるんだというふうに思いますが、実は時期との関連がございまして、この生涯学習推進計画に複合施設関連のことが十分に盛り込めるかどうか、どちらがいつごろできてということで、その辺はちょっとスケジュール等でどうなるかということはございますが、できれば生涯学習推進計画にも複合施設に盛り込まれる特に図書館的な機能、それからこれまでの中央公民館的な機能については盛り込みたいというふうには考えております。

でも、時期の問題がありますので、必ずしもうまく合致するかどうかについては慎重に検討をして、よりよい計画に推進計画もしていきたいですし、それから複合施設についても、図書館並びに公民館的な機能についてはこれまで以上の、よくそういうものをつくってくれたというものにしていきたいと思っておりますので、慎重に検討していきたいというふうに思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 関連しまして。検討委員会視察、図書館の視察等を含めて何度か意見とか提案等を聞いている、まとめているということなんですけれども、視察において私が気づいたのは、直営型と指定管理型の2つの図書館を視察しているように思います。

そこで、やはり町長も含め、また利用者も含めてどのような図書館にしたらいいのか、私はこれが聞きたいのです。一体いつ聞けるのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 直営か指定管理かということですか。

○1 番（富永創造君） それに向けて、やはり町長なり、また教育委員、教育長なり、しっかりとした図書館の姿を持っていてこそいろんな話をまとめられていくと思うんです。それはあるのか、もしあれば聞かせていただきたいなということです。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） まずは（仮称）複合施設整備検討委員会で、富永議員からご質問ありましたように直営型と指定管理型とを視察してきております。そして、委員の皆様にもそういうことについての意見も伺い、また方向性についても若干協議はあるかというふうに思いますが、基本的に教育委員会としてそれをどうするかについては、最終的には決定させていただきたいというふうに考えております。

そこで、これまで指定管理で進めてきました図書館運営について、特に問題はなかったのではないかとということで、その件については指定管理でもよいのではないかとというふうに今のところ考えております。それは今後、私どもで案をつくりながら教育委員会に提案をして、最終決定をしていきたいというふうに考えております。

もう一つは、複合施設は図書館も含め、子育て支援機能と4つの機能が盛り込まれますので、その中の図書館がこの指定管理で、あとはどうなるのかということもございまして、その点は総合的に、また別な視点から検討が必要でございまして、これは町部局とも協議をしまして、図書館をどうするか、公民館をどうするか、子育て支援をどうするかという、教育委員会関係だけではなく総合的に検討した場合にはどういう形になるか、そのことはまだ町とは、町部局とは詰めておりませんので、そのことも含めて最終的な結論ということになろうかと思っております。

そこで、もう一つご質問のありました、じゃ新図書館はどういう図書館にするのかということについては、個人的な私案はございますが、しかしはっきり言わせて、これまでの図書館と同じようなものにするから、だから、そこに施設ができれば今の図書館の本を運び込めばいいんですよと、そういうような図書館にするつもりはありません。そこで、じゃ矢吹町の図書館はどういう特色を持った図書館にするのかということについては、これから私案なども提案しながら慎重に検討をお願いしたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り2分です。質問はございませんか。

○1番（富永創造君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

暫時休議します。

再開は議場の時計で午後4時55分といたします。

（午後 4時44分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 4時55分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告7番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。長い間ご苦労さまです。

そして、傍聴席の皆様、お忙しい中、議会傍聴においでいただきまことにありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

まず最初に、補正予算についてお伺いいたします。9月の補正予算に計上されましたあゆり温泉施設改修工事の内容についてお伺いいたします。

6月の議会で、新規事業としてあゆり温泉の施設改修工事費が補正予算に計上され決定されました。そして、3カ月後の今回9月の議会にさらに追加の補正予算が計上されましたが、このような追加の補正予算を諮らなければならないことについて、計画、予算の計上に問題はなかったのかお伺いをいたします。補助事業、地方創生拠点整備交付金事業との関連で、今回の追加補正予算1,730万円について補助金、交付金は出るのかを伺います。

次に、お試しの移住体験、宿泊の運営方法はどのようなものかお尋ねをいたします。同じ関係で、指定管理料についてはサウナ設備のそういった設備が整うということで、利用者の増員が見込まれますので、減額についてあるのかどうかのお伺いをいたしたいと思います。

次に、2つ目の質問でございますが、上下水道の事業についてお伺いいたします。

3月21日議会終了後の全員協議会で上下水道の経営戦略について配付されました。上下水道は生活する上で必要欠くべからざるものであり、計画的に整備が図られておりますが、我が町の上下水道事業の問題点をどのように捉えているかをお伺いいたします。

以下は、上水道、水道事業についてお伺いいたします。この経営戦略10年間の計画で、国からの交付金措置でどのくらい改善されるのかをお伺いいたします。

2点目で、この経営戦略達成時には近隣市町村並みの水道料金になるのかをお伺いいたします。

通告の3つ目でございますが、子ども・子育て支援についてお伺いをいたします。

人口減少が続いている中で、若者定住促進のためにも、子ども・子育て施策に重点を置くべきと考えます。29年度当初から23名の待機児童が発生しているという報告がありましたが、町の取り組みについてお伺いいたします。

2点目に、待機児童の現況と現在の対策の状況についてお伺いいたします。

3点目に、保育士の待遇改善と確保については、町は待機児童を解決するための保育士不足対策として待遇改善費用を予算化したが、その後それらの進捗状況をお伺いいたします。3月議会で同様の質問をしておりますので、その後の対応について端的に答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、あゆり温泉施設改修工事内容についてのおただしであります。さきの6月議会定例会にて補正予算の可決を受け、事業実施に向け実施設計を進めております。本工事の実施設計に向けて現地等を精査したところ、宿泊施設の改築工事において解体工事が150万円、電気設備工事が150万円、外壁工事が300万円、給排水設備工事が500万円と、概算額ではありますが、それぞれ増額が必要となりました。

増額の主な要因としては、高圧受変電設備の設置に伴う解体箇所の増加及び電気幹線の見直し、外壁の一部に排煙窓等の設置、排水設備の公共升への接続などの費用となっております。これらの要因は、地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たって限られた期間の中での概算設計となり、十分な積算ができず、今回現地を詳細に確認したことにより判明したものであります。今回の補正増額の費用について交付金の増額は見込めないことから、地域福祉基金の活用により財源を確保する予算となっております。

次に、お試し宿泊の運営方法についてであります。矢吹町健康センターの指定管理業務に含めることで運営していく考えであります。お試し宿泊として利用がない日は、あゆり温泉の利用者の個室として貸し出し、気兼ねなくゆっくりと温泉を利用していただくなどの運用を考えております。

なお、本工事については実施設計を始めた段階であり、詳細につきましては今後決定してまいります。また、指定管理料についても、宿泊施設とサウナの維持管理について人件費等が新たに発生することとなりますが、実施設計を進めながら、平成30年4月からの次期指定管理料の積算を行ってまいります。あゆり温泉の充実による町内外からの利用者拡大及び本町への移住・定住の促進につながる地方創生に向けた効果的な事業となるよう鋭意努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、上下水道経営戦略に係る上下水道事業の問題点についてのおただしであります。初めに、上下水道事業の経営戦略について説明いたします。

経営戦略は、上下水道事業について、人口の減少等に伴う料金収入の減少、施設設備の老朽化等による更新投資の増大など経営環境が厳しさを増しつつある中で、将来にわたり必要な住民サービスを安定的に継続するための中長期的な計画であり、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間です。

まず、上水道事業経営戦略の概要について説明いたします。

経営の基本方針は、安全で安心な水を恒常的、安定的に供給するため、適切な水質管理、施設管理を行うことを掲げております。計画的な投資・財政計画は、取り組みが急がれる石綿管の更新を順次進め、あわせて老朽化施設の更新や延命化を図り、早急に計画的な管路更新を行い、事業収入による持続可能な水道事業の経営を目指し、企業債残高については、世代間負担の公平性を考慮した上で残高の逡減を図ることを掲げております。

今後検討予定の取り組みは、最適なタイミングで管路更新の投資を行うとともに長寿命化の検討も図り、有収率の低下を回避することに努め、県及び近隣市町村とともに広域化に向けた協議に取り組み、事業の効率的運営に努めることを掲げております。経営戦略の事後検証、更新等に関する事項については、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を活用し、検討会等を組織して毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行うことを掲げております。

次に、議員おただしの上下水道事業の問題点であります。今後の見通しは、人口推計に基づく給水人口を推計した結果、平成38年度は1万5,750人程度と推計され、平成29年度の1万6,460人と比較して約5%の減少を見込んでおります。また、水道料金徴収の対象となった水量、いわゆる有収水量の推移についても、今後の人口減少等に伴い減少は続き、平成38年度には144万立方メートル程度と推計しており、平成29年度の約150万5,000立方メートルと比較して約5%の減少を見込んでおります。有収水量が減少傾向にあるため、それに伴い料金収入も減少傾向となることを見込まれますが、事業収入による持続可能な水道事業の経営を目指し、施設の長寿命化、延命化、統廃合を計画的に進めるなどさらなる経営努力を図り、安全で安心な水道の供給に努めてまいります。

また、下水道事業におきましても、上水道事業と同様に人口減少等に伴い使用料の減少が見込まれますが、下水道整備関連の交付金を活用し、計画的に下水道の拡張、整備の推進を目指し、老朽化施設の更新や延命化を図り、居住環境の向上、自然環境の保全のため、受益地の拡大及び接続率向上に向け、さらに経営の健全化に努めてまいります。

いずれにしましても、上下水道事業につきましては、現在の経営状況を適確に分析し、将来の人口減少社会や老朽施設の更新等の課題解決に向け計画的な管路更新に取り組み、事業の広域化や民営化、料金改定等についても検討し、さらなる経営努力を重ね、安定的な事業経営を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、経営戦略の10年間の期間において国の交付金措置を活用した際の改善見込みについてのおただしであります。初めに、施設の整備、更新の際に一定の条件のもと国から交付される補助事業関連交付金について説明いたします。

上水道事業における国からの交付金につきましては、水道管等の施設更新に係る国の補助等に該当する項目がございませんので、補助事業を実施しておらず、交付金は交付されておられません。

次に、下水道事業における交付金につきましては、区域拡大等の整備推進に係る事業及び既存施設の改築、更新に係る事業を実施しており、それぞれ事業ごとに交付金が交付されております。

なお、これら直近5カ年における交付金の合計額についてであります。平成24年度は震災からの復旧を最優先にしたため当該補助事業を実施しておらず、交付金は交付されておませんが、平成25年度以降は補助事

業を実施したため、平成25年度に5,151万円、平成26年度に4,462万5,000円、平成27年度に3,930万1,000円、平成28年度に6,128万1,000円が交付されております。今後1年間の見込み額でございますが、約3億4,000万円、年平均にしますと約3,400万円の交付金額を見込んでおります。

なお、上下水道の整備、改築、更新に係る事業を推進するためには各会計が円滑に運営できていることが重要であり、その措置として一般会計繰入金に対する交付税制度がありますので、その制度について補足説明いたします。

初めに、上水道事業における交付税についてであります。国の定める交付税措置率に基づいて算出いたしますと、10年間で約6億1,760万円の基準内繰入金のうち約4億2,450万円が国からの交付税で措置される見込であります。

次に、下水道事業における交付税についてであります。国の定める交付税措置率に基づいて算出いたしますと、10年間で約16億1,760万円の基準内繰入金のうち約7億7,890万円が国からの交付税で措置される見込であります。

今後も補助事業等の交付金を有効的に活用する一方、健全な経営を見据えて効率化、広域化に努め、交付税等の措置制度活用によりできる限り町民の皆様の負担にならないよう安定的な事業経営を持続してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、水道料金の改正についてのおただしであります。公益財団法人日本水道協会発刊の水道料金表によりますと、県内では38の自治体が上水道事業を運営しており、1カ月当たりの家事用20立方メートルで換算した水道料金を比較すると、主な自治体の料金の順番は平成28年4月1日現在で、伊達市が4,860円で1番、桑折町が4,730円で2番、国見町が4,519円で3番、棚倉町が4,38円で7番、鏡石町が3,798円で18番、本町が3,780円で19番、泉崎村が3,618円で24番、西郷村が2,592円で35番、白河市が2,300円で38番となっており、白河市が県内で最も安価な料金設定であります。

本町の水道料金は県内で比較しますと中間に位置しており、特段に高い位置ではございません。他自治体との料金差が生じる要因は、各自治体が置かれている自然環境や地形等に大きく左右されるものであり、良好な水質の確保、水源開発や浄水施設等への設備投資額によるものであります。また、地盤の高低差等により、送水ポンプ設備、配水設備への投資額が異なることも要因となります。

本町は、堀川ダムからの受水を開始する以前は水源を多数の井戸に頼っていたため、水質、水量が安定せず、町民から濁り水の苦情や要望が多く寄せられた時期がありました。堀川ダムからの受水により解消されたところでもあります。本町を初め、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町の1市2町3村は西郷村内の堀川ダムを水源とし、浄水場でろ過された水道水を白河地方市町村圏整備組合から受水しておりますが、各自治体にも不足する水量を自己水源により賄っておりますので、受水比率等も水道料金への影響が大きい要素であります。

今後の水道料金のあり方については、上下水道経営審議会で幅広く意見を伺いながら将来の需給バランスを勘案し、経費節減に努めるとともに財源確保の対策を講じ、必要に応じて検討をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、待機児童の現況と対策状況についてのおただしであります。待機児童とは、厚生労働省が定めた保育所等利用待機児童数調査要領に基づく定義によって市区町村が把握することとされております。「保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込みがされているが、入園していない子ども」とされています。本町でも、この定義に基づき待機児童数を把握しております。本年4月1日の待機児童数は15人、直近の9月1日では21人となっております。年度当初の待機児童発生は、前年と比較すると就労を事由とする申請の増加が大きな要因と考えております。

このような状況の中、待機児童解消の対策については、本町はこれまで限りある財政状況の中、事業の見直しや国・県等の支援により財源を捻出し、待機児童の解消のため、保育士の確保や保育室の増設、保育園の園舎増築などに取り組んでまいりました。

さらに、今年4月からは民間活力により、ゼロ歳から2歳の子供を保育する小規模保育事業所が町内に1園開所しており、待機児童解消に向けて保育の受け皿を整備してまいりました。しかし、母親の就労意欲向上に伴い、年々保育園の利用を希望する保護者が増加傾向にあります。このような待機児童増加の動きは全国的なものであり、厚生労働省が公表した待機児童は、本年4月1日で2万6,081人（昨年比2,528人増）と3年連続で増加しております。

富永議員への答弁と重複いたしますが、平成29年6月に国が策定した子育て安心プランは、国として自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保し、全国的には遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するというものであります。また、M字カーブを解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する内容となっており、これを確実に実現するための支援策を6つのパッケージの形で取り組むこととされております。

本町におきましても、子育て安心プランに係る6つの支援のパッケージの「保育受け皿の拡充」による多様な保育の推進と、「保育の受け皿拡大を支える保育人材確保」による保育士の業務負担の軽減を図る方策として、未就園児の保育士の就業継続支援のため、保育補助者の追加配置や保育事業者の市町村等への届け出等手続のICT化による業務効率化等の支援について、国の動きを注視しながら検討してまいります。また、毎年4月1日の利用状況を把握し、4月からの保育利用を希望する方の保育の受け皿を確実に確保できるよう町内の保育園等と協議を深め、矢吹町子ども・子育て会議に諮り、柔軟な定員設定を行うなど、待機児童の解消に向けた受け皿整備を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、保育士の待遇改善と確保についてのおただしであります。待機児童を解消するためには、保育の受け皿を確保することともに、保育を支える保育士の確保が必要不可欠となってまいります。保育士を確保する上で、保育士の給与の処遇面で課題があります。厚生労働省の平成27年賃金構造基本統計調査によれば、保育士の平均月給は約21万5,000円で、全産業の平均月給約30万4,000円と比較して差額は8万9,000円とされて

おります。

そこで国は、平成25年度から民間の保育園等の全保育士等を対象とした処遇改善を行っております。この取り組みによって、平成24年度と比較し、この5年間で約10%、月額にすると3万2,000円、さらに最大4万円の処遇が改善されることになり、町内3つの保育園等に施設型給付費等として運営費の加算額を保育事業者へ給付しております。

保育士の確保については、保育士不足は公立、私立保育園を問わず全国的に大きな問題となっており、本町では独自に、今年度より新たに保育士確保に向けて、町内の認可民間保育園等へ就職をする新卒の保育士へ30万円以内、保育園等に勤務することが決定した潜在保育士へ10万円以内を保育士就職準備貸付金として実施しております。当該貸付金は、保育施設等において保育士として採用された後、引き続き保育士として2年間在職したときなどに返済債務の全部を免除する仕組みとなっております。

また、県内の保育士養成を行う大学へ出向いて、本町の保育士確保策と民間保育園等の情報提供を行っております。さらに、県が主催する保育士就職フェアへの出展など、民間保育園等でも保育士確保に向けた取り組みを行っております。

教育委員会と保育事業者が一体となり、さまざまな手段を講じて保育士不足を解消する取り組みを行っておりますが、厳しい状況にあるのも事実であります。安心して産み育てられる環境の保育の受け皿を確保するため、今後とも保育士確保に当たっては最大限の努力を続けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） あゆり温泉の関係で質問をいたします。

6月の議会で新規事業が補正予算に出てきたことについて、この地方創生拠点整備交付金事業については、難しい中身でスポット的な事業であったと。通常、サウナ施設の整備、単独の補助金はないので、お試し移住体験との組み合わせで採択されたと町長より答弁がなされ、町の歳出が少なく、補助金でサウナ風呂の整備が図れるとして賛成をしたところでございます。6月の補正予算の総額が7,340万円であり、あゆり温泉関係事業の補正予算が5,930万円で、約8割を占めたような最重点の事業であったと思います。今回1,730万円の事業費の不足が出るようになったが、サウナのメーカー、設置規模、予算と宿泊施設整備の規模、予算の明細についてお伺いをいたします。

○議長（熊田 宏君） もう一度お願いします。

○2番（三村正一君） サウナのメーカーと、それとあと設置規模というのは8名掛ける、男女8名の規模の関係で2つつくるよというようなことだと思いますが、それとあとは宿泊施設のどのぐらいの改造面積でどういう予算になったか。

○議長（熊田 宏君） 1つずついきましょう、すみません。

答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員の再質問にお答えをいたします。

サウナ関係の規模、メーカー、それから宿泊施設の規模関係でございますが、今現在実施設計委託ということで設計を行っている段階でございます。したがって、サウナの種類とかメーカーとか、そういったものについては現段階では決まっておりません。それから、宿泊施設の規模でございますが、改築をする全体の面積が65平方メートル、約20坪のところを現段階ですと3部屋に区切るような予定であります。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 予算の関係をお尋ねします。サウナと宿泊施設の事業費予算です。

○議長（熊田 宏君） 幾らかということですか。

課長。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 金額の関係でございますけれども、サウナ、設備に関しましては約3,000万、それから宿泊施設につきましては2,600万でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 6月が4,850万で今回が1,730万ということになりますと、今言った数字とちょっと合わないの、もう少し合う数字を、内容をお願いしたいんですが。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 今回の9月補正につきましては、13節の工事関係の監理監督の委託料が入っております。そちらが510万でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 委託監理料というのが、510万というのが2,600万の工事費に対して適正なのかどうかというのをちょっと私疑問に思ったものですから細かく尋ねたわけなんです、このぐらいは当たり前なところだということなのではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） まず、今回の監理委託費につきましては、全体事業費が7,600万という大きな

金額でございますので、それに見合った金額というふうなことでございます。県の基準に基づいた委託費でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 何回もここでやりたくないんですが、サウナのほうは前回の資料で3,200万で監理設計料300万ということをお願いしているわけです。それで、今回の部分で言うと、サウナは表にあるもので、サウナの監理委託費は3,200万の中に入っているんじゃないのかなという感じを持ったわけなんです。そういったことで妥当であるというような値段であればこれ以上の追及はいたしません。

それで、交付金の事業関係で、4,850万の事業費に対して補助金関係、2分の1で2,425万が国から来ると。町負担が、6月の議会ของときには2,425万であったというようなことでしたが、そこに今回の補正の1,730万を加えると4,155万円というような金額になってくるんじゃないのかということ、お試し宿泊の補助事業の採択がなくても、町民の皆様の要望のあったサウナ風呂ができたんじゃないか、町の持ち出しがそのほうが少なくて設置ができたんじゃないかと思いますが、その辺のことについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長（泉川 稔君） 再質問にお答えをいたします。

工事費の関係で、サウナ単独でやったほうが安く上がるのではないのかというようなことでございますけれども、まず工事費につきましては、全体的に言いますと施設の改築工事が2,600万、それからサウナ関係が3,000万で合計5,600万でございます。交付金につきましては、施設の改築工事が1,500万、サウナ増築関係で2,900万、合計4,400万が現時点で交付金としての見込みがございます。工事費5,600万から交付金の4,400万を引きますと残りが1,200万ということで、単独で3,000万でサウナをつくる費用より1,800万ほど現段階では安いのではないのかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問はありますか。

2番。

○2番（三村正一君） 先ほどの答弁の中で、追加の分は補助金の交付対象でない、補助金が出ないというようなご答弁がありましたので、出ないならばサウナ、この事業を受けないほうがよかつたんじゃないのかなというふうに思ったわけで質問をさせていただきました。

この問題を総括しますと、少ない当初の予算で、予算枠というか、この事業を認定しておいて後から追加でやるというのはかなり、余り好ましいとは言えないんじゃないかと私は思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

6月議会で補正予算を組んで、さらに3カ月たった後に9月議会で追加の補正ということについては、余り好ましくないのではないかというようなことでございます。これについては先ほども答弁させていただきました。非常にタイトなスケジュールで、6月の補正については地方拠点型の整備交付金ということで手を挙げさせていただいております。時間との勝負、他の1,700余りの市町村との競争でございます。したがって、時間内、期間内にその作業をするということについては非常に困難を要した。その中であって十分な精査ができなかったということについてのご指摘は認めますが、町としましても職員が一生懸命頑張ったというところについては、評価もしていただければというふうに思っております。今後はこうしたことができるだけ発生しないように注意をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） これだけの事業で、町の設備が整って、予算が国から来たということで、その点については皆さんのご苦勞に感謝を申し上げますところでございます。

もう少し、お試し移住の関係で質問させていただきたいんですが、これらの利用がないときに移住・定住の希望者をどのように認定して、あそこを利用させるのか。移住・定住の資格というのは、申し込みはどのような形で移住・定住だというふうな認定を行うのか、お尋ねをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長（泉川 稔君） お試し移住関係の利用の関係だと思っておりますが、利用関係につきましてはこれから産業振興課等と内容を詰めながら検討させていただきたいと思っております。現実的にまだ詳しくは決まっておりません。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） お試し移住の利用のないときに町民の皆様の宿泊は可能なかというようなことなんです。私の意見としては、町の財産ですので、町民の方々の利用を可能にするべきだと思う。例えば移住体験希望者の申し込み期間を1カ月前でまとめて、その後で空き室日に町内利用者に利用させるとかということかどうかは思っておりますが、これらについても一応、今後ご検討をいただくことになるかと思っております。

これで最後なんです。移住・定住の体験については、このお試し宿泊以外にも民泊やホームステイ等で矢吹町のいいところをアピールすることができるんじゃないかと。こちらのほうに対する政策誘導に力を入れることも肝要と思っておりますが、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 非常に厳しい話で恐縮ですが、通告にないことだということで、申しわけありません。

ほかに質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 水道料金についてお尋ねいたします。

水道料金は、広域市町村圏から堀川ダムの水を買って町民に売っている、近隣市町村もみんな同じような形態でやっているというようなことで、そういった中で、堀川ダムからの給水事業の中で矢吹町が高くなっている原因は何なんだというような形で質問をしていたわけなんです、これについては、この経営戦略ができた段階である程度町民に還元できるというか、水道料金が安くなるのかということをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

経営戦略の中で将来的に水道料金が安くなるのかというようなご質問でございますが、今の経営戦略につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、人口減少も見込んでおる中で経営の合理化も見込んでおります。そういった中で、今回の経営戦略につきましては、水道料金につきましては据え置きといたしますか、変更しない形での計画でございます。今回これ10年の計画でございますので、今後の人口減少であったり、合理化の進みぐあいによっては料金についての検討ができるのかなというふうに考えておりますが、その段階、ある程度長期的な展望が明らかになった段階で検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、現時点では水道料金の変更については見込んでおりません。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 残り13分あります。質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 子ども・子育ての関連でお伺いをいたします。

矢吹町は道路や鉄道等の交通網や商業施設なども整備されて、ほかの市町村と比べると住環境はすぐれています。第6次まちづくり総合計画では、「子供を安心して産み育てることができるまちをつくります」として、子育て支援の充実、幼稚園、保育園の充実が施策や事業で計画されております。定住人口の増加対策として、移住お試し宿泊の一策ではありますが、子育て世代に選ばれるまちづくりを、近隣市町村に負けない子育て支援を行うことが人口増になると思っています。

と言いますのも、子育て世代の情報ネットワークで、それぞれの地域の子育て支援についてお母さん方は順位をつけて、どこが一番いいとか、どこの村がいいとか、どこの町がいいとかというふうに、そんなことをやっております。例えば、中島村で保育園、幼稚園が完全無料化で、給食を幼稚園にも提供していると。泉崎では1年生全員にランドセルをプレゼントしているとか、20年住んだらば住宅が贈与されるとか、幼稚園、保育園で給食があるとかであります。まずは、子育ての中で、特に働く母親の子育てに必要な支援を充実して、満足度アップをすることがほかの地域から矢吹町に人を呼び込む上で大きな効果があると思います。

3月の議会で、民営化した保育園の基本的な情報については知らせるよう検討するといいたしましたが、4月に開所した小規模保育とあわせて、情報の提供をした上で次のことにお答えをいただきたいと思います。幼稚園については、募集定員470名の50%、現在の保育園の定員と入園可能人員、保育士不足の原因についてとそ

の要因と対策ということで先ほど回答をいただきました。そういった中で、幼稚園の定員が今年度から授業料を無料化しても定数割れになっているような原因をどのように把握しているのか、無料化は効き目がいいのかということをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

幼稚園の定員は確かにそのような人数になっておりますが、この定員については、見直しを検討しなければならない状況にもございます。そこで、なぜ幼稚園を無料化しても園児数がふえないのかというおただしにつきましては、幾つかの要因がありまして、1つには、幼稚園は大体午後2時等に保育が終わりまして、その後は預かり保育になるわけでございますが、預かり保育の課題が一つございます。

と申しますのは、どうしてもその後も午前に引き続いて子供たちの幼稚園教育を行うことができるかという、1つには発達段階ということから、そのような幼稚園教育を続けて行うことは子供の負担上無理があるだろうと。そういうことで、午前のような幼稚園教育の続きということでは、同じようにはできないということが一つございます。

それから、預かり保育の実態を言いますと、要するに3、4、5歳が1クラスですとそのまま混在することから、なかなか扱いが難しいということもございます。そうかといって3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスということ設けるのも、場所の確保、場所はあるとしても、幼稚園教諭の確保ということがなかなか大変なところもございます。そういうことが一つの課題になっております。それから、もう一つは、三村議員からもご指摘いただきましたように、幼稚園では給食の提供ができないということがございます。

そういうようなことから、当初、保育園から幼稚園に流れるものというふうに予想しておりましたが、そのようなことがほとんどなかったということがございます。そういうことも考えますと、1つには幼稚園の預かりの充実と、もう一つは幼稚園の給食の提供ということを今後できるだけ早目に検討をして実施していきたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 保育園の民営化が来年されるわけなんです、その中で今非常に保育士の不足というのが、皆さんの意見の中でも、確保が容易でないというようなことで話が出ております。そういったことで、今度民営化される保育園が、このまま今の人数がだんだんと保育士が減っていった場合に、幼稚園が縮小される、保育園が縮小されるようになったときに、そのときに町としては、民営化した団体だからということで、何か早く保育士を見つけるというような話をするだけなのか、それとも違約したならば、あなたのところにはもう施設は貸さないからというような、民営化する中で施設、建物等、土地は貸し付けだということでございますので、そういった中でだんだんと、適切な事業をやっていないときの違約条項として何かそういった今度、契約があるのかをお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 先ほども答弁申し上げましたように、確かに保育士の不足が現在ございまして、そしてこの後も教育委員会といたしましては、民間の保育園それぞれの保育士の確保については一緒に努めていきたいというふうには考えておりますが、大変厳しい状況であることは確かでございます。それで、民営化した保育園が保育士がどんどん減っていったら、保育園が縮小せざるを得ないということは結局待機児童がふえるばかりということで、教育委員会といたしましてもそういうことにならないように、一緒に保育士の確保には努めていきたいというふうに思います。

なお、保育園の民営化に当たっては、違約条項などをつけるべきだというご意見もいただきましたので、そういうことも含めて、民営化するためにどういう契約といたしますか、それを交わすかということについてはまだ内容が煮詰まっておりますので、ご意見をいただいたことも踏まえて、今後検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り2分です。質問ございますか。

2番。

○2番（三村正一君） 保育園の歳入の部分で、収入の部分で、広域入所の受け入れ分として191万8,000円というふうな、そういった金額が上がっていたんですが、これらはどういうような金額なのか。ほかのところから矢吹町の保育園に預けているのか、そんなことをちょっと考えましたので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、2番、三村議員の再質問についてお答えいたします。

まず、広域入所というところでの説明をさせていただきたいと思います。広域入所につきましては、矢吹町から他市町村の保育園の入所、あるいはほかの市町村から矢吹町の保育所へ入所することを言います。入所申し込み等につきましては、保護者の住所、登録のある市町村で行うことといったところになっております。もちろん広域入所に係る事情のある方といったところで、居住地と勤務地が違うといったところで、勤務地側の保育園に預かってもらうというような中身でございます。それで、現在町から他市町村に広域で入所している方、5名がおります。その方々の負担金といったところでございます。

○議長（熊田 宏君） ちょうど制限時間になりましたので。

以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

以上で本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 5時55分)

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 (火曜日)

(第 3 号)

平成29年第405回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年9月12日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第34号・第35号・第36号・第37号・第38号・第39号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

陳情第4号・第5号・第6号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

佐久間

一幸君

都市整備課長 福田和也君

教育次長兼
教育振興課長

佐藤

豊君

子育て支援
課 長 山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅原喜美

副局長 加藤晋一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（熊田 宏君） 通告8番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴にお越しの皆さん、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3点、大きな項目で質問項目ありますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目といたしましては、国民健康保険料（税）の見通しについてであります。

来年度4月、平成30年4月からの国民健康保険の県移管まで7カ月余りとなりました。町民の間では、この国民健康保険が県に移管されるということで、ニュースなどを通して知った方々の間では、県に移管されると健康保険料（税）が上がるのではないかと心配の声が上がっています。これは以前にも質問させていただいたとおりであります。また、県のほうで試算も、最初の試算が終わった段階なので、まだ詳しくはわからないということも伺っております。

ここで、先日9月4日に、平成29年度第2回目の福島県の国民健康保険運営協議会が開催されました。この運営協議会というところで、各市町村国保の状況などを鑑みながら、来年度からの県としての国民健康保険の料金など、国民健康保険料（税）など、また運営方針などが話し合われたわけですが、この2回目のところでは、大方、試算も出てきております。資料等もホームページで公表されておりまして、現在パブリックコメントを受け付けている最中です。この審議された中身を見まして、町としては来年度からの町民の健康保険料、こういったものがどうなっていくのか、見通しとしてどうなっているのかお伺いをいたします。

また、国保の県移管にかかわらず、町民の間では国保料（税）が高く、家計のやりくりが苦労しているという話を聞いております。この点についても、今までもお聞きしていることではありますけれども、町長としてはどうお考えになるかお伺いをいたします。

続きまして、町民が暮らしやすい矢吹町、第6次まちづくり総合計画にもありますように、暮らしやすいと

ういうことは、やはりこの税金等についても負担軽減なども考えるべきではないかと思いますが、これについてもどう思われるかお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2点目といたしましては、応急仮設住宅の無償譲渡活用についてであります。

福島県では、これ福島県だけではないんですけれども、被災した県で応急仮設住宅、東日本大震災で建設した応急仮設住宅の供与期間が昨年度で終了するということもありました。延長しているところもありますけれども。そういったことがあって、供与を終了した応急仮設住宅を無償で譲渡するということを県では行っております。

埴町ではこれを活用して保育園の園舎、手狭になっているということで、増築を行うのに応急仮設住宅を無償で譲渡を受けまして園舎の増築に使ったということでもあります。ニュースで紹介されている内容によりますと、プレハブを建てて増築を行うよりも仮設住宅、無償譲渡といっても解体費用ですとか移設費用、また基礎などをつくったりしませんといけませんので、そういったものを含める費用は必要になりますけれども、プレハブ1棟つくるよりも300万円ほど安くなっていたということも書かれておりました。

今後、970億円と試算されております公共施設の維持管理費、こういったものの軽減、廃止ですとか統合ですとかいろんな主張があると思いますけれども、こういった使わなくなったものを活用していく、そういったことも公共施設の維持管理費の圧縮に役立つと思いますが、どう考えるのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

この応急仮設の譲渡活用についてでありますけれども、以前から、例えば善郷小学校の放課後児童クラブに使用している教室が手狭なため、児童が不便を感じていると聞いています。私も直接伺ってお話を聞いたこともありますけれども、お子さんたちの中、遊んでいる子もいますし勉強している子もいますが、同じ教室の中で騒がしいような状況もあって、勉強している子からは十分に勉強できないんですなんていうお話も伺いました。これはあくまでも一例ではありますけれども、こういった応急仮設住宅の無償譲渡の活用、また応急仮設住宅の無償譲渡だけではなくて、さまざまこういった使われなくなった建物などが無償とか安く譲り受けられるような状況があるのであれば、こういったものを活用して放課後児童クラブなど増設してはどうかと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、同様に、卓球をやっているサークルの方からもこういったお話を受けていました。これは、矢吹町の応急仮設住宅、もう既に解体はしておりますけれども、あのプレハブの住宅使わなくなったらどうするんですかなんていう話も以前伺っておりました。どうしてですかと聞きますと、卓球をやるのに、今は中畑の公民館等も活用させてもらっているということで、特に喫緊に困っているということはないそうですけれども、でも、いつでも卓球専用で練習できるようなどころがあるといいななんていうお話も聞いております。卓球でしたら、お子さんでしたらかなりハードにやるかもしれませんが、お年寄りの方も卓球で、軽いスポーツで汗を流すなどということもできます。卓球台ですからそれを片づければ、ほかの集会施設等で何かサークル活動で予約等でいっぱいのときなんかにも活用もできますので、また同じようにこういったものを活用して卓球場などを建設してはどうかと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目の質問であります、滝八幡公園の復旧についてであります。

6月の議会でも質問させていただきまして、続いての質問で大変恐縮ではありますが、町執行部のほ

うでもいろいろと努力して用地交渉、撤去のための交渉などもしているというのは聞いております。6月の議会で、この滝八幡公園の隣接地の傾いた擁壁地権者との交渉を引き続き行っているということでしたが、その後の進捗状況はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、同じように6月の議会で、滝八幡公園の移設も可能性の一つとして検討するというご答弁もいただいております。そのあたりのほうも、進捗状況等どうなっておりますかお聞きしたいと思います。

また、滝八幡の公園いまだに、町のほうでも努力をしてこういった交渉も重ねていただいているとは思いますが、土砂崩れ等の危険な状況等はまだ解決していないわけです。また、子供たちが道路で、公園がないことによって、使えないことによって、道路で遊んでいるということもまだ続けております。

こういった危険性をやはり考えますと、地権者の方も被災をした方ということで、大変お気の毒なことではありますけれども、やはりここはいろんな交渉が進まないという状況が今後も続くようであれば、6月の議会でご提案させてもらったとおり、さまざまな交付金なども活用できないかということも言わせていただきましたが、そういったものがないのであれば、最終的な手段として、地権者の方に対して是正のための措置命令を出して修繕をしていただく、それでも応じない場合には町のほうで工事を行うということ、そして費用を地権者に請求をする行政代執行を行うことも可能ではないかと思えます。危険な状態をいち早く解決するには、こういったことも必要ではないかなと思います。町としてはどうお考えになるか、お考えを聞かせていただきたいと思えます。

以上、3点ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁に入る前に、通告書の確認をしたいと思えます。

質問事項2番目の（1）、1行目ですが、応急仮設受託。

〔「住宅です」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 住宅ですね。すみません。事務局並びに議運、または私のところで気がつくべきでしたが気がつかず、訂正できず失礼しました。じゃ、皆さん、お手元の通告書の用紙のところ、2の（1）、1行目、「応急仮設受託」を「住宅」とお直しいただければ。

申しわけありませんでした。

それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴者の皆様にも、大変ご苦労さまでございます。

それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成30年度からの国民健康保険税の見直しについてのおただしであります。平成30年4月の国民健康保険事業の新制度移行に向け、これまで福島県市町村国保広域化等連携会議、ワーキンググループ会議において、福島県の国民健康保険運営方針の策定を初め、効果的な保険事業の実施に向けた事務の標準化への取り組み、国民健康保険事業費納付金の算定方式等について検討協議を重ねているところであります。

また、8月には第2回福島県市町村国民健康保険主管課長会議が開催され、福島県国民健康保険運営方針素

案（案）の進捗状況並びに国における国民健康保険制度改革の概要と施行に向けた準備等の状況、平成29年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の試算結果等について説明がありました。

特に、今回示された納付金及び標準保険料率の試算では、新制度を前提にした平成29年7月改正後の新しいガイドラインに沿って、被保険者数、所得水準、医療費水準等、一定の条件から納付金・保険料総額・標準保険料率を比較した内容が市町村ごとに提示されました。

しかし、提示された試算結果の内容は、今後実施される平成30年度分の本算定を受けて、市町村が実際に賦課する保険料額をあらわすものではなく、県では、「今回の試算結果を受けて、今後の具体的な算定方法や項目の設定、変動要因に対する措置について、今後も協議を進める」とありました。

このような状況から、現時点では国民健康保険税についてお示しはできませんが、県の新制度移行に係る想定スケジュールでは、11月初旬に福島県国民健康保険運営方針が決定されることから、12月に仮算定による納付金及び標準保険料率の推計結果が、来年2月に本算定の確定結果が市町村へ通知される予定であります。

このことから、町では、平成30年4月の新制度移行に向けた準備を引き続き進めながら、国民健康保険制度の改正内容については、9月の国民健康保険被保険者証の更新時に、チラシ、広報等により町民の皆様へお知らせを行い、保険料等についても内容が決定次第、周知を図ってまいります。

今後も、福島県市町村国保広域化等連携会議、ワーキンググループ会議等の推移を見守り、また、町民の皆様の保険料が適正なご負担となるよう、県と協議を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険税額についてのおただしであります。本町の国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を合計する4方式によって算定されており、現在の税率については、40歳未満の加入者は、所得割が8.8%、資産割が30.0%、均等割が2万7,600円、平等割が3万4,800円。40歳以上65歳未満の加入者については介護給付費分が課されるため、所得割が11.2%、資産割が32.98%、均等割が3万6,400円、平等割が4万円となっております。

これまで、平成20年度から平成26年度にかけ、合計約3億5,000万円の法定外繰入や基金等の確保により、平成22年以降は安定的な運営を図っており、国民健康保険税率の見直しを行わず、加入者の負担を増加させないよう税率を据え置いております。

平成30年4月からの国民健康保険の新制度においても、国民健康保険加入者のご負担が著しく増加しないよう、県と協議を重ねながら、適切な国保事業の運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてのおただしであります。さきの6月の第403回議会定例会においても同様の答弁をさせていただきましたとおり、本町では、地方税法に基づき、倒産や解雇、雇いどめによる離職者に対する軽減や、世帯の所得が一定の基準に満たない低所得者に対する均等割、平等割の7割、5割、2割の軽減を実施しております。

これらの軽減制度によって軽減された保険税は、国からの財政調整交付金の対象となりますが、町が独自に軽減を実施した場合については、減収分の補填や軽減対象とならない納税者との公平性の確保という観点から、町独自の軽減は行っておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、応急仮設住宅の無償譲渡活用についてのおたただしですが、初めに、本町に設置されておりました一本木地区、善郷内地区、大町地区の応急仮設住宅につきましては、撤去作業が8月末をもって完了いたしました。

本町の応急仮設住宅につきましては、リースにより福島県が建設し、施設の維持管理を行い、町は入退去及び集会所の運営管理をしておりました。

議員おただしの、県で無償譲渡をする応急仮設住宅につきましては、リースにより本町に建設された応急仮設住宅ではなく、県が買い取り建設された他市町村の応急仮設住宅が対象となっております。

応急仮設住宅の無償譲渡につきましては、平成29年4月4日付で福島県より希望の有無についての照会があり、それを受け、関係各課に利活用の照会及び協議をした結果、町といたしましては譲渡を希望しないという回答をいたしました。

具体的な無償譲渡の条件といたしましては、原則、解体や運搬、設計、確認申請に係る経費、再建築費は、譲渡先である自治体が全て負担することとなっております。

また、無償譲渡の建物を引き受ける場合には、応急仮設住宅の鉄鋼の柱や、はり等の材料、また照明やエアコン等の電気設備機器の譲渡であり、建設から約6年以上が経過した中古品であること、利用状況や耐久性、保証内容等が明確でないこと、また解体や運搬、建設にかかる経費が発生することなどを踏まえ、応急仮設住宅の無償譲渡を活用した公共施設の再利用による維持管理費圧縮につきましては、総合的に判断し効果が得られないことから、譲渡を希望しないことといたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、滝八幡公園に隣接する傾いた擁壁の撤去に係る地権者との交渉経過についてのおたただしですが、さきの6月議会でも答弁させていただきましたが、公園管理者として大変危険な状況であることは十分に認識しております。

それ以後の交渉経過についてであります。地権者とは先日、電話にて直接お話をさせていただきましたが、以前同様、復旧費用が高額なため資金繰りがつかず、予定が立たない状況であるとのことであります。

町といたしましても、問題解決に向けた最善の策を講ずるために、顧問弁護士と対応について相談を行っております。

今後も、土地所有者に対して危険な状況の改善を要請するとともに、法的手段につきましても一定の方向性を示し、継続的に交渉を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、滝八幡公園の移設に関する検討状況についてのおたただしですが、公園管理者として、滝八幡地区における滝八幡公園の必要性は強く認識しております。

しかし、隣接する擁壁が傾き、それを撤去、除却する手だてが現時点では見込めないことから、町が管理している三十三観音史跡公園へ遊具等を新設することについて検討を行いました。

三十三観音史跡公園については、この公園の魅力である自然の豊かさや景観のすばらしさとあわせて、近年、二区行政区が中心となり花木の植樹や散策路の整備を積極的に進めているところであり、四季折々に咲く草花や自然の移り変わりを楽しもうと、たくさんの観光客が訪れております。そしてその多くは、静かにゆったりと散策する場を求めて参ります。そうした場所に、子供たちがにぎやかに楽しく過ごす遊具等を設置することはふさわしくなく、また、公園の周りには人家も少ないため、緊急時や防犯も含めた安全管理に問題があるこ

とから、三十三観音史跡公園への移設に関しては、解決しなければならない課題が多いと認識しております。

今後も継続して検討してまいります。公園の移設等を含めたさまざまな選択肢について、地元区長さんとの協議も進めてまいりたいと考えております。

震災後、6年が経過いたしました。滝八幡公園につきましては、いまだ改善の目途が立っておりません。引き続き、土地所有者と粘り強く交渉を継続するとともに、できるだけ早期に現在の状況が改善できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、擁壁の撤去について行政代執行を行うことも可能ではないかとのおたがしですが、擁壁の撤去に関する問題については、これまでも地元行政区から要望書や嘆願書が提出され、安井議員からは何度も一般質問を受け、そのたびに、これまでの経過や町の考えを述べさせていただきました。

繰り返しになりますが、東日本大震災以降、土地所有者に対し擁壁の撤去についてお願いをしております。しかし、所有者からは資金がないため撤去ができないとのことであり、また、国や県に対し震災関連の補助メニューがないか相談もさせていただきましたが、そうした補助メニューもないとの回答でありました。

議員ご指摘のとおり、行政代執行による措置も問題解決の一つであり、実施することで早期に公園が解放され、子供たちの遊び場の提供、安全確保につながるものと思われま。一方で、行政代執行等により町が一時的に撤去費を支出し、その分を土地所有者に対し請求したとしても、資金がないとしている土地所有者から撤去費を回収できるか不透明であります。

また、個人所有の財産に対して行政代執行をすることについて、先日、顧問弁護士に相談をいたしました。弁護士からは、「行政代執行について、その執行が、道路、鉄道、滑走路など、不特定の住民に対し、生活に密着した事案であることや、緊急性、重要性、必要性の有無が判断基準である」とのことから、行政代執行等の具体的な手続きをした場合にかかる日数や、費用回収の見込み等の現実性も踏まえ、さらに弁護士と相談を進めてまいりたいと考えております。

町といたしましても、地元の皆様が危険を感じ、困っている状況を十分に理解しており、今後も土地所有者に対して危険な状況の改善を要請するとともに、公園の移設地を探すなど、原状の回復とは別の解決方法についても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて、答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、善郷小学校の放課後児童クラブに応急仮設住宅の無償譲渡を活用し、放課後児童クラブ教室を増設してはどうかのおたがしですが、善郷小学校放課後児童クラブについては、現在4クラスで編成され、9月1日現在110名が在籍し、小学校の了解を得ながら、1階の図工室と家庭科室、2階の資料室、3階のイングリッシュルームを使用しております。昨年より1教室をふやして運営し、子供たちにとって手狭感や不便さを感じさせないよう配慮しております。

議員ご提案の応急仮設住宅の無償譲渡の活用については、検討してまいりましたが、再利用するための組み立ての困難さや工事費も高額なこと、小学校の敷地内や敷地外など増設できる場所の選定等の条件が整わないことから、増設について見送りすることと判断いたしました。

今後も、子供たちが活動する中で、特別教室の一時利用や余裕教室の使用について小学校と継続した検討を行い、子供たちの安全安心な環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、室内競技の練習場や文化活動の稽古場等に応急仮設住宅の無償譲渡を活用してはどうかのおたがしではありますが、卓球競技は、町内のサークルや矢吹スポーツクラブの団体等が、現在、小中学校体育館及び中畑公民館を利用しており、また、文化活動の多くは中央公民館を利用しているところであります。

矢吹町公共施設等総合管理計画では、施設の長寿化、施設の複合化と機能集約、効率的な運営手法、新たな事業手法の活用、取組体制の構築を5つの柱として進めており、更新費用の削減を目指しております。

議員ご提案の応急仮設住宅の無償譲渡による応急仮設住宅の再利用については、検討してまいりましたが、組み立て直し等に相当の予算を要することや、新たな事業の展開となり、矢吹町公共施設等総合管理計画に逆行することから、断念いたしました。

現在、新たな生涯学習の拠点として整備検討が進められている（仮称）矢吹町複合施設では、中央公民館の機能として、文化活動を中心に室内競技もできないかなどの検討を進めていることから、応急仮設住宅を無償譲渡し活用する計画はない状況であります。

今後も、生涯学習を行っている皆様が安全に楽しい活動が行えるよう、環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問の国民健康保険の見直しについてであります。

県の試算のほう、ほぼ固まってきたということで、今、パブリックコメントも受け付けております。たしか9月6日からだったと思いますけれども、1カ月間という期間でありますので、この間に県民等からもさまざまな意見等が出されて、最終的にはお示しいただいたようなスケジュールで進んでいくものと思います。

実際に、やはり国民健康保険料の中でも、特に当町の方式としては4方式がとられているということで、資産割というものが含まれているというものです。傍聴者の方にもわかりやすいように言いますと、土地や建物を所有しておりますと、その分の保険料が上乘せされるという仕組みですけれども、県のほうの今回の資料を見ますと、将来的には3方式、この資産割のほうを廃止して3方式にしていくということも示されておりました。それについては5年ほどかけてそれを移行していくということで、急に市町村のほうで3方式にしないよというような強制等はないものとは思いますが、行く行くはこの3方式になっていくということ、特にこの資産割というものが、高齢者等で独居の方ですとか、あとは高齢者のご夫婦だけの世帯などは、年金だけの収入の中でこういう資産割も保険料にかかってくるということで、負担が重いということ、資産割がなければ少しは楽になるのになということも聞いております。

県でも、将来的には、この資産割を廃止させるという方向で考えておりますので、来年度から、町のほうでも保険税のほう、これは県が示した標準額そのとおりにやらなくともいいということも示されておりますので、早急に3方式に移行するようなことも考えてはどうかと思いますけれども、その点いかがお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

国保関係の質問でございますが、現在、町では算定方式として4方式ということで、所得割、資産割、均等割、平等割という形で賦課をさせていただいております。

今回、県のほうの方針が示されて、資産割についてはある程度の年数をかけて廃止の方向というようなことについては、町のほうでも伺っております。これについて早急に検討して、現段階から、町のほうでは新たな制度に移っても廃止すべきだというご提案でございますが、これらについては、この後、県との協議も踏まえ、さらには出されてきた仮算定の段階を見て、今後どうすべきかということ、さらには近隣の市町村の動向も見ながら検討を加えていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げて、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいま、周りの動向等も見ながら、3方式のほう、移行するかどうかということも検討していただくということであります。周りの動向といいますと、まだ県内、3方式をやっているところは10市町村ぐらいだと思います。白河市などは去年から移行したということで、まだまだそういったところは少ないと思うんですが、やはりこの資産割自体が固定資産税等の二重取りではないかなんていう批判も学者等の間でも出されております。そういったことも受けての、この資産割の廃止を検討していく、進めていくということの県の方針でも、県の運営協議会の中での答申でもありますので、やはり高齢者と、また収入の少ない方の負担軽減等も考えますと、こういったものを前向きに進めていただいたらいいんじゃないかなと思います。その点については今後検討していただくということで、私も注視をしていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、国民健康保険の基金の問題ありますね。基金、今、財政的な安定を確保してくるというようなもので基金も積み立てているということで、その辺は大変努力していただいているなと思います。以前からも、基金があるのであれば、こういったものを活用していく方法はいいのかとか、あとは、県に移管されたらこの基金自体が県のほうに全部持っていかれるのではないかという質問をさせていただいて、その中ではそういったことはないということ、ご答弁いただいております。町のほうで、また今後も国保事業のために使えるのではないかなと思っております。

今回の第2回の運営協議会の中を見ていきますと、県のほうでも基金を新たに創設するというふうに書かれております。今後、例えば、国保の給付金のほうが、支払いが市町村のほうで足りなくなったときには、そういった県の基金のほうを活用できるということが示されております。となると、町で持っております基金、今、

3億円ほどあると思いますけれども、そちらのほうをまた何か活用できるのではないかなと思っております。もちろん国保で積み立てたものでありますので、国保もしくは町民の健康福祉の向上のために使えるのではないかなと思っております。1つは、先ほどから何度も申し上げているとおり、国保税の軽減等にも充てられるのではないかなと思います。そういったものを含めて、今後の基金の活用について、こういった見通しを持っておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

支払準備基金の問題について、安井議員のほうから、県のほうでも基金が創設される、したがって、町の基金についてはそちらのほうから運用できるために、別な使い道ができるのではないかなというようなことでご提案もいただきました。ただ、この準備基金の性格については、安井議員もご承知のとおり、不測の事態に備えて、突発的な形で発生した場合には、国保会計に加入している被保険者に新たな負担をさせるわけにはいかないということで、そちらのほうのために積み立てているお金でもございます。

また、県の基金が創設されたからといって、59市町村、矢吹町に特化した形でその基金の取り崩しなんていうことについては、そして矢吹町の国保会計に充当していただけるというような見通しも立たないままに、安易にそういったことで町の基金を別な用途に役立てるということについては避けていかなければならない問題だというふうにも感じておりますので、これらについては、今後、県の基金、こういった性格を持って、どのような使われ方ができるのか、さらには町の基金についても、このまま安定的に残高を維持しながらということとそうした突発的な、住民の皆さん、国保被保険者の皆さんに負担をかけないような使い道、その両にらみも含めて、十分今後の動きは注視してまいりたいと考えております。

いずれにしても、現段階においては、町の基金については従来どおりの使わせ方をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げて、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 基金についてのご答弁、ありがとうございます。

私も認識同じであります。突発的な事態等のために積み立てているものである、そういった性格のものであるということは承知をしております。また、県のほうでも、矢吹町だけに県の基金を使うものではない、こういったものも同じように示されてはおります。やはり災害とかそういったもので突発的に医療費が上がってしまうですとか、疾病の流行ですとか、そういったものがないとだめだというようなことも書かれております。具体的なものはまだ、県のほうでもこれから検討するようなことになっておりますので、そういったものもしっかり見ていただきながら、今後、基金の使い道、やはり町民の健康のために使うということをやっていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

同じように国保についてでありますけれども、これも以前から、私、言っておりますけれども、障害者の方が窓口で一時払いしたものを後で、その辺が国のほうから補填されるということで、申請から2カ月ぐらいたってからでないかと戻ってこないということで、こういったものも仕組みをつくっていけば、病院の窓口のほうで、初めからご自分たちが負担する額だけを支払うというようなこともできるのではないかとご提案させていただきました。

また、同じように高額療養費なども同様です。ある程度の、1カ月間の療養費が一定の額を超えると、また後ほど役場の窓口に来て申請をすることによって、後から振り込まれるというようなこともあります。こういったものも、県のほうでも検討を進めているようです、この資料の中を見ていきますと。窓口で負担する分はご本人が負担する分だけにして、後から申請をして払い戻しを受けるようなことはなくするという。これは被保険者だけではなくて、保険事業者にとっても手間が省けるようなことにもつながるのではないかなということを示されております。

要するに、この辺も、システムの改修等含めていろんなことをやらないといけない、費用面等もかかりますよというようなことも以前にもご答弁いただいております。その辺も含めて県のほうでも検討を進めているようです。これについては、課長会議もワーキンググループのほうに参加してやっていたという事です。今、県民からもパブリックコメントを募集していますが、役場としてぜひこの辺の、ワーキンググループ等での課長会議等でも、強くこの辺を要望していただきたいなと思います。

本当に、一時払いのお金がなくて病院にかかるのを控えているなんていう話も聞きます。また、その請求をしに行くのに、例えば1回で済まなかった場合、2回行かなきゃいけない。視覚障害者の方なんかはタクシーなども使っていきますけれども、そのタクシー代とかを考えると、その分わざわざ申請に行って返してもらうよりも諦めちゃったほうが楽だとか、大してメリットにならないというようなことも聞いておりますので、ぜひ県のほうに要望、来年の7月、あと7カ月しかありませんので、この間にいろんな方針が決まってくると思いますが、ぜひ町民の要望として伝えていただきたいと思います。その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員の再質問にお答えをいたします。

例えば重度障害者とか、高額の関係のご質問だと思いますが、例えば重度でいいますと、今現在ですと大半が償還払いというふうなのが現実だと思います。近隣の市町村で、現物給付的なものを行っている市町村は、今の段階ではまだ非常に少ない状況であります。県のほうにご要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

確かに今、近隣の市町村でも郡山市の一部ですか、それから伊達市ですか、そういったところ、まだ少ない

状況にはあります。福島市でもやっております。いろいろなシステムの改修の費用等もかかりますので、やはり町単独では難しいということもありますけれども、これは本当に障害者の方とかお年寄り等の、高額で病院等にかかっている方にとっては切実な問題でありますので、ぜひ今ご答弁いただいたとおり、県のほうにも要望としてしっかり出していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

応急仮設住宅の無償譲渡活用についてであります。これについてさまざまな検討を行っていただいたということで、決して私などが提案するまでもなく、そういった検討も進められてきたということを知り、しっかりやっていただいているんだなと思いました。

ただ、応急仮設住宅といっても、いろんな住宅形式あるそうなんです。矢吹町ではプレハブでしたけれども、例えば今回、9日でもう申し込み打ち切ってしまいましたけれども、白河市の郭内にある応急仮設住宅などは木造の住宅になっていまして、こういったものなどは、プレハブでしたら内装関係等もかなりしっかりしていないと費用もかかっていくとは思いますが、こういった木造のものでしたら費用等も少なくて済むのかなと思いました。その辺は実際にケース・バイ・ケースで検討していくことなので、一概には言えないと思います。

喫緊に、この中で今現在、放課後児童クラブですとか卓球の練習場が足りないよということではありませんが、今後、先ほど申しましたように、970億という公共施設の維持管理費もかかってまいります。今、個別計画もつくっていただいている途中だと思いますけれども、そういった中で統廃合とか、あとはさまざま手段、新設とか長寿命化というようなものもあると思いますけれども、こういった無償譲渡等も一つの手段ではないかなということで、今後の個別計画をつくる中で検討に加えていただけないかなということ、改めてどういうお考えかお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

応急仮設住宅の無償譲渡の活用についてのおたただしでございますが、さまざまな応急仮設住宅がある、矢吹町の場合にはプレハブで、先ほども答弁させていただきましたように費用の問題ですね。解体とか再建築の場合の費用の問題があるけれども、木造の場合にはそうした経費の節減も見込めるのではないかなというようなおたただしでございますが、これらについてはやはり、答弁の繰り返しになりますが、移設するに当たっては、解体、さらには移設費、再建築費ということで相当な費用がかかる。さらには古いもの、もう6年半ですよ、そして7年目をこれからということになると、7年ものたった中古品、劣化が激しくなっている、そしていつまでもつものというようなことも検討しなくちゃいけないだろうし、耐震化の問題、建てればよいというものではなくて、施設があるというのではなくて、やはり安全安心という部分も考えていかなくちゃいけないでしょうし、じゃそうした木造が、例えば、安井議員が提案しているように卓球の練習場になると。はりがあったり柱があったり、卓球ってボールが動きますよね、そんなことも含めると、使い勝手の問題とかさまざまな要

因というものを検討を加えて、そして総合的に判断した中で、そうした応急仮設住宅についての無償譲渡による活用については、矢吹町については今回は辞退したいという判断をさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

なお、練習場という話もありますが、これについては先ほども教育長から答弁させていただきましたように、いっぱいあればいいにこしたことはございません。ただ、今活動されている方については交通手段というものもございまして、そういう意味では、小中学校の体育館だったり、さらには公民館だったりというような、そうした施設がないわけではございませんので、そうした施設で活用していただくように、そして練習していただくようにもお願いしたいし、矢吹町の公共施設の管理計画の中で268、970億という話はありませんでしたが、もう40年以上たっている小学校の校舎があったり、さまざまな、この後町のほうでも老朽化している施設をどうしていくかというところに費用対効果を考えて優先順序を、今、個別具体的な計画を立てさせていただいておりますので、そうしたことにおいては、ご提案のあった部分については優先順位というのは低くなるかなというふうにも考えておりますので、そうしたこともご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

滝八幡公園の件であります。まず、公園の移設については三十三観音史跡公園に対して遊具を新設するなんということも検討していただきましたが、それについては、景観等の配慮等もあって三十三観音公園には移設しないということでした。まだ移設等については、これで検討を断念するということではないというふうなご答弁だと思いますが、その辺もう一度確認したいと思います。そのほか候補地等は今考えておられるのかとかというのも含めまして、よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

滝八幡の公園でございますが、代替施設ということで公園の移設等について、先ほど三十三観音等について検討を加えさせていただいたというような答弁をさせていただきました。ご案内のとおり、景観上の問題、そして何よりもあそこは人が、人家が少ないということで、じゃ子供たちだけでというようなことも当然考えていかなくちゃならないということであれば、今この世、世知辛い世の中でございますので防犯は最優先課題ということもございまして、ここについては検討を加えた結果、現時点では移すということについての判断はできないということでございます。

じゃ、新たに、そのほかの場所についても検討を加えているのかというようなおたがいでございますが、これらについては、今現在の場所にとり具体的なものはございません。したがって、今後どの場所にもどのような方法で移設するかというようなことも、1つの選択肢として今後協議を深めてまいりたいと考えてお

りますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り6分あります。質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 滝八幡公園について、移設の件についても検討を進めていただきたいと思います。本当に、子供たち遊ぶ場所がない状況というのは変わっておりませんので、ぜひやっていただきたいなと思います。

続いて、地権者の方との交渉についてなんですけれども、これも、やはりなかなか資金がないところで、地権者の方も被災者でありますから、独自にこういう撤去するというのは難しいのかなというのは、いろんなご答弁伺って、私も感じているところであります。

ただ、本当に、ここまでくると行政代執行とかそういった手段しかないのかなというふうに私も思っております。相手の方の事情も考えることは必要ですけれども、やはり地域の方の生活の危険というものを、安全安心というものを考えますと、そういったものが目の前で、崩れそうな擁壁がまだに残っているということでありますので、ぜひ、いろんな法的な面あると思います。顧問弁護士の方とも相談を進めていただいているということですので、こういったことも含めて、今後、地元の区長会、地元の区の方ですとかとも相談進めているということですので、丁寧に、ぜひこういった進捗等をお知らせしてあげていただきたいなと思います。その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 滝八幡の公園に対する再質問の答弁をさせていただきます。

地権者との交渉過程については、先ほど詳しく説明をさせていただきました。町の撤去については非常に難しい面がある、民地である、民地の擁壁であるということ、ただ、子供たちの安全安心ということも含めて、この後の選択肢の中で、再度あの場所を公園にするということであれば、さまざまな問題を解決しなくちゃいけないだろうというふうに思っております。

行政区長さん初め住民の皆様の意向をお伺いしながら、また、現在も顧問弁護士との協議はさせていただいておりますが、今後、町としてどうしたことを進めていかなくちゃならないかということを中心に話を進めてまいりたい、そのように考えております。

いずれにしても、ご提案のあったそうした内容等について、議員や町民の皆さん、地元住民の皆さんに丁寧な説明というようなことでございますので、そうしたことについては最大限の努力を払っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

○3番（安井敬博君） ございません。

○議長（熊田 宏君） 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で、11時10分をお願いします。

(午前10時58分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 青山英樹君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告9番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席にお越しの皆様方、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく分けて、3項目ございます。

まず最初に、財政につきましてお尋ねいたします。

近年の財政収支状況でございますが、3年連続で実質単年度収支が赤字となっております。一方で財政調整基金が過去最高となります9億6,000万近くに上っております。財政運営としましては、今申し上げました財政調整基金が過去にないくらい伸びていると、そして実質収支は黒字ながらも、実質単年度収支、つまり、やりくり等を行った後の収支が3年間マイナスが続いているということにおきまして、さまざまな施策事業等がある中で、どのような財政運営が今なされているのかということをお尋ねしたいと思います。

そして2番目ですが、地方交付税の中の普通交付税が年々減ってきておりまして、財政上不安な、懸念される材料となってきております。地方交付税、特に普通交付税の比重というのは、非常に財政運営上大きな分野でございます。多いときで22億、23億ございましたが、現在では15億を切っている。普通交付税に関しましてはそのような状況でありまして、この点について非常に、減ることに関しては懸念が生じているということでございます。

そしてまた、この交付税措置というものがされているわけございまして、町のほうで起債を、借金をした場合には、ところどころに交付税措置をされて、後年度、交付税という形、基準財政需要額に算入されるというのが正しい表現ではありますが、交付税というお金がもらえる中に算入されてくるということでございますが、臨時財政対策債並びに起債における交付税措置というのは、これはもらえるお金でもありながら借金でもあるんですね。いわゆる借金をしながらもらえるという、交付されるという、その2つの二面性が生じているわけです。これをどのように捉えているのかということをお聞きしたい。もらえるんだけど借金額もふえていくんですね。この辺の矛盾性といいますか、どうも不明瞭な部分を町としてはどのように捉えているのかということをお尋ねしたいと思います。

3番目としましては、今後の実質公債費比率の推移に関しまして、ことしは12.5%ということで、3カ年平均で過去最低を記録しております。なお、県のほうでは、28年度はわかりませんが、27年度に関しては県の平均値は7.6%であったかと思っております。今後、3つのプロジェクト等を行うということございまして、当然、

起債も借金もしてくるわけでございます。そのシミュレーションとしましては、13.7%または16.7%といったような6つのパターンがありました。1番高いものでは16.7%でございましたが、最近では13.7%という指標のみを公表されておられますけれども、この実質公債費比率というものが今後どのように変わってくるかという部分、今申し上げました比率がなぜそうなるのかと、当然実質公債費比率は、算定におきましては分母と分子がございますので、分母が大きくなれば数値は小さくなる、分子が大きくなれば数値は大きくなるということでございます。その辺の推移をどのような根拠をもとにして推測されているのかということ、あわせて尋ねていきたいと思っております。

そして、大項目の2番目としては一般行政についてですが、複合施設や道の駅等の重点プロジェクトよりも、同僚議員からもたくさん質問がございましたが、待機児童の解消といった子育ての支援、あるいは老人福祉として重要な特別養護老人ホームの整備、そういう老人福祉の拡充とか、あるいは生活インフラ、町道の舗装とか歩道における段差の解消など、そういった足元を照らす街灯のような調整を、ほかにやるべきことがあるでしょうといった町民が多いんですね。そういう声が結構まだまだ聞かれます。

また、図書館とか中央公民館というものが、これは複合施設等、そういうプロジェクトによって解体してしまうのか、まだまだ使えるんじゃないかと、これから人口も減少してきたり、あるいは交付税が減ってくる、そういった状況の中であって、まだまだ活用できるものはしたほうがいいんじゃないかというような声が聞こえるわけです。これら、町民が危惧しているわけではないんでしょうけれども、多少なりとももっと使えるものは使ってというような有効利用等を考えていることに対して、そういった声に対しての具体策をもって対応していくということがあるのかないかお尋ねをしていきたいと思っております。

さらに、人口減少が進むわけですが、たしか今月ですか、何かの数値で見ましたが、1万7,300を切ったかと思っております。そのような町内の人口の動向がうかがえたんですけれども、そのような中で、国からの補助金といったものを当てにして、いろいろ施設等をつくっていくという、そういう箱物行政というものでありますが、それというのは、今後、この矢吹町という将来の、人口が自然減少したりとか、そういった推移を推察した場合に、身の丈に合った政策であり、現状を踏まえた政策であるのかということ、そういう判断のもとに3大重点プロジェクトを進めていくのかということをお尋ねしたいと思っております。

そして、大項目の最後ですけれども、企業会計である上水道の会計についてお尋ねします。

同僚議員からも質問がございましたが、矢吹町の水道料金は高いわけではないということでもございました。県のほうでも企業会計については公表をしております、水道料に關しましては確かに真ん中辺になっております。水道料金に關しては県内においては中位の位置になっておりますが、その基準が20立方なんですね。20立方というのは妥当な数値でしょうか。2カ月に1回という使用量を考えたときに、お風呂に入れば大体1立方ぐらい使うんじゃないでしょうか。2カ月というのは60日ですね。60日でもって1日1立方使っただけでも60立方になるんじゃないでしょうか。20立方でもって高いか安いかということ考えた場合は、中位にあるんですが、どう見ても近隣市町村と比べると矢吹町の水道料金は特段高いというふうに言われているわけです。そしてまた、そんな高いにもかかわらず、水道事業におきましては純損失というような科目でもって県のほうでも公表されておまして、簡単に言えば、これは赤字なのではないか、黒字なのかどうなんだろうかといったことを町民の皆さんは疑問に思っておりますので、赤字なのか黒字なのかということをお尋ねしたいと思

ます。

そしてまた、管路に関する問題ですが、40年問題というふうに言われまして、水道管等の移設がえ等をしなくちゃいけませんよと、耐用年数等を照らし合わせて、そういった問題が水道事業には必ずあるわけでございます。

そしてまた、有収率、例えば矢吹であれば堀川ダムから水を持ってくるんですが、漏水等でもって有収率というものが下がっている、つまり水が漏れている。当然堀川ダムから入ってくる水を買っているわけで、それが、買っているものに対して漏水して各家庭に送ってお金を集めても、漏水している分まで払っちゃっておりますので当然そこはロスになる。その有収率が低ければ、これは早目に直さなくちゃいけないでしょうし。もう一つは、管路の経年化率といいまして、老朽化が非常に進んできていると、これをどのように復旧していくのかということです。当然企業会計としても10億超の借金がたしかまだ残っていると思います。その辺の更新率と、お金を合わせた中での更新率とはどうなっているのか伺いたいと思います。

そしてまた、関連しますが、水道事業における経営戦略、ことしの3月につくられたということでの説明がありましたけれども、この水道事業の経営の健全性、または先ほど申し上げました管路等の老朽化等による効率性について、料金改定というものも視野に入れなくちゃいけないんじゃないのかというふうに思うところでございますけれども、そのような考えのもとに経営改善をしていくということが進められているのかをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政運営についてのおただしであります。本議会で決算認定として提案しております平成28年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入83億9,888万8,000円、歳出81億7,929万1,000円、形式収支は2億1,959万7,000円であり、翌年度に繰り越す財源1,276万3,000円を除いた実質収支は2億683万4,000円であります。

以前からご案内のとおり、この実質収支が地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字団体・赤字団体とは実質収支を用いることから、まさに適切な財政運営がなされているものと認識しております。

さて、議員おただしの財政調整基金につきましては、財政調整基金とは、年度間の財源不足に備えるため決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金であり、基金の適正規模は、一般的に標準財政規模の10%とされております。平成28年度における本町の適正規模は4億5,000万円程度であるのに対し、平成29年3月末現在の基金現在高は9億5,755万3,000円であり、適正規模を超える額を確保している状況であります。

しかしながら、他の自治体と比較して高い数字であるとは言えません。突発的な災害や緊急を要する経費、その他財政需要の対応等、財政の健全かつ円滑な運営に資するためには、可能な限り積み立てを行い、資金の

確保に努めてまいりたいと考えております。

また、実質単年度収支につきまして、実質単年度収支とは、単年度収支に実質的な黒字要素である財政調整基金への積立金や繰上償還金、赤字要素である財政調整基金を取り崩した繰入金を加減した金額であります。当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標であることから、プラスの表示が続く性質のものではなく、財政運営においては、一定の期間マイナスという表示になる場合もあります。

近年の実質単年度収支につきましては、平成25年度3,052万円、平成26年度2億7,688万7,000円のマイナス、平成27年度1億3,062万円のマイナス、平成28年度1億3,922万1,000円のマイナスという状況であります。

マイナスである要因としましては、当該年度において単に財源不足が生じているということではなく、前年度からの繰越金を財源として、復興事業等、各種事業に積極的かつきめ細やかに取り組んだことが原因であると分析しております。

財政収支において、歳入は、前年度の実績や制度変更等を踏まえて見込める金額を予算として計上しますが、1年間の財政運営の結果、予算額を上回ったり下回ったりいたします。一方、歳出は、個々の事業ごとに必要な費用を把握して計上し、予算額を超えて支出することはできません。予算編成では歳入と歳出が均衡するように編成しますので、歳入が予算額を上回れば余剰金となり、歳出との差額分とともに繰越金となります。

年度の途中で適宜こうした状況を把握し、新たな課題に対して補正予算を編成したり、次年度以降の財政運営のために基金へ積み立てたり、地方債の繰上償還を行っていくことが、財政運営には必要な視点であると考えております。

いずれにしましても、引き続き、単年度の収支バランスを良好な状態で維持していくことはもとより、資金である財政調整基金や特定目的基金について、計画的な活用を図りながら長期的な視点に立った健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地方債と交付税についてのおたただしであります。普通交付税の交付決定額につきまして、過去5年間の推移は、平成25年度17億5,651万3,000円、平成26年度16億7,003万7,000円、平成27年度17億3,850万5,000円、平成28年度15億2,881万5,000円、平成29年度14億7,925万6,000円となっており、平成27年度に前年比にて増額になった以降は、2カ年連続で減少しております。

昨年度及び今年度の減少の要因としましては、地方財政計画に基づく国全体での総額の減少や、交付税算定の単位となる国勢調査における人口の減少、さらには税収等の収入の増加が大きな要因と分析しております。

さて、地方債につきましては、地方債制度に基づき平成18年度より許可制度から協議制度へ移行し、資金の配分、調整及び地方交付税措置との調整等を主たる目的としております。国及び県が同意した地方債については公的資金を充当可能とするとともに、元利償還金については地方財政計画や地方交付税制度を通じた財源保障が行われるものとなっております。

地方債における財源保障とは、地方交付税制度の目的の一つであり、交付税措置として後年度における元利償還金相当額が基準財政需要額へ算入されることで、地方公共団体の将来における財政負担が軽減されるものであります。

議員おただしの臨時財政対策債につきましては、交付税措置のある地方債であり、本町においては、地方債の年間総発行額及び残高の多くを占めております。平成13年度の制度改正以降、毎年発行しており、平成28年

度決算における一般会計の地方債残高84億552万4,000円のうち、約37%となる30億8,987万6,000円となっております。臨時財政対策債は地方交付税法に基づき、元利償還金の全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方公共団体の財源不足に対する措置が明確化されていることから、毎年、発行可能限度額を活用しております。

いずれにしましても、今後の財政運営においては、引き続き、地方交付税制度及び地方債制度等に基づき、地方財政計画の目的を適時・的確に捉えながら、より有利な財政措置を検証及び選択し、町民のニーズに対応した必要な事業への活用として健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の実質公債費比率の推移に関して、各費目の推計値についてのおただしであります。今後の実質公債費比率の推移につきましては、平成28年度に作成した財政シミュレーションにおいて、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率の想定指標を試算しております。

作成に当たりましては、平成35年度までの期間における、全6パターンのシミュレーションとなっており、各年度の指標算出に係る各費目につきましても、想定し得る限りの試算をした上での推計値の算出となっております。

議員おただしの実質公債費比率は、大きく3つの構成数値によって算出される比率であります。1つ目は分子である公債費等の負担分の数値、2つ目は分子及び分母から控除される交付税措置としての基準財政需要額算入額等、3つ目は分母である標準財政規模の数値となっております。

公債費等の負担分につきましては、多くを占めるのが地方債の元利償還金であり、全6パターンそれぞれにおいて、今後新規に借入れとなる各事業の借入金額、借入年度、さらには償還期間、据え置き期間等を調整の上、償還金の試算をしております。

また、公営企業に要する繰入金の数値では、国の繰出基準に基づき算出されるものであり、国の長期的な動向が不確定な状況であることから、精度の高い数値の算出は困難な状況ではありますが、上昇傾向とした試算をしております。公債費に準ずる債務負担行為に係るものでは、国営かんがい排水事業の償還額が毎年減少傾向であること等を考慮して試算しております。

次に、分子及び分母から控除される交付税措置としての基準財政需要額算入額等については、過去の大規模事業に係る交付税措置の終了を見越して、事業費補正分について減少していくものと試算しております。また、公債費等の負担分として試算した、各事業の新規借入れ分の元利償還金に対する交付税措置につきましても、各地方債の区分ごとに国の示す交付税措置率や算定の基礎となる償還条件を考慮した上で、あわせて算出をしております。

分母である標準財政規模の数値は、国の地方財政計画等により左右され、想定が困難な状況ではありますが、普通交付税や臨時財政対策債は減少傾向であること、標準税収入額は上昇傾向であること、これらのことから大きく変動はせず、安定推移していくものとして試算したところであります。

今後も、実質公債費比率等の健全化判断比率が安定推移となるよう、さらなる財政規律の確保を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子育て支援や老人福祉等の住民要望への対応についてのおただしであります。平成28年度からスタートした第6次矢吹町まちづくり総合計画では、町の将来像、キャッチフレーズを「未来を拓く日本三大開拓

地 さわやかな田園のまち・やぶき」と掲げ、16の政策、34の施策、216の事務事業を「人」、「支えあい」、「子ども」、「仕事」、「くらし」、「復興」、「計画実現のために」の7つの分野に分類し、住民福祉の増進に努めております。

また、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、まちづくりの理念として、「自助・共助・公助の考え方」、「協働のまちづくり」、「いにしえから学ぶ、まちづくりのリーダー」、「情報共有・情報発信のまちづくり」、「行政運営の考え方」について定めさせていただきました。

特に、持続可能なまちづくりに当たっては、行政主導のまちづくりから住民主体のまちづくりを目指す必要があり、「自助・共助・公助の考え方」の共通理解とともに、住民主体・住民主導による「協働のまちづくり」を一層推進してまいりたいと考えております。

また、行政運営の考え方におきましては、人口減少、少子高齢化が進展し、地方が新たな時代を迎える中、持続可能な行政運営を行うためには、地方自治体は、限りある財政状況下においても複雑多様化する新たな行政需要への確に対応するとともに、住民が真に必要な行政サービスを迅速に提供することが求められております。

そのためには、さきに述べさせていただいたとおり、「自助・共助・公助の考え方」の共通理解のもと、行政が担うべき領域を明確にするとともに、選択と集中による事業の効果的な実施と、住民に寄り添った行財政運営を行う必要があると考えております。

このような「まちづくりの理念」を基本としながらも、重点プロジェクトにつきましては、東日本大震災及び原子力災害という1000年に一度とも言われる未曾有の大災害からの真の復興へ向け、町全体の活性化を図る事業であり、「矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業」、「道の駅推進事業」、「旧総合運動公園用地利活用事業」の3つの重点プロジェクトとして位置づけ、「震災以前以上のまちづくり」、「新たな矢吹町の創生」を目指すものであります。

なお、議員おただしの子育て支援につきましては、本年度は、幼稚園保育料の無料化を初め、第1子出産時の出産祝品贈呈、さらには待機児童解消へ向け課題となる保育士確保策として、保育士就職準備金貸付事業の創設など、子育て支援の充実を努めております。

また、特別養護老人ホームにつきましては、民間事業者の設置・運営による整備を予定しており、平成32年4月の開所を目指し、本年9月13日から1カ月間、整備予定事業者の公募を行うこととしております。

さらに、生活道路を中心とする現道舗装工事につきましては、平成28年度は1路線の整備でありましたが、平成29年度は、新規路線2路線及び繰越事業の農業基盤整備促進事業とあわせて8路線の現道舗装工事を予定しております。

このように、本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、「人」、「支えあい」、「子ども」、「仕事」、「くらし」、「復興」、「計画実現のために」の7つの分野において、それぞれ重点事業を定め、幅広く予算配分を行っているところであり、重点プロジェクトの推進はもとより、町民の皆様の総体的な福祉の向上に努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在の図書館や中央公民館の今後の対応についてのおただしではありますが、町では、道路、橋梁、上下水道などのインフラも含めた公共施設の老朽化に伴い、今後の維持管理、更新費用が膨大なものとなること

が予想され、現在、全ての公共施設を維持していくことが困難な状況になると想定しております。また、今後は労働人口の減少、高齢者の増加などにより公共施設に求められるニーズも変わってくるものと考えております。

これらの課題に対処していくため、町では、矢吹町公共施設等総合管理計画を策定し、その方針の一つとして、施設を更新、建てかえる場合は、複合化・多機能化を検討することとしており、この方針を踏まえつつ、各種団体の意見を取り入れ、中央公民館及び図書館を含めた公共施設を統合し、中心市街地の活性化を図る（仮称）矢吹町複合施設基本構想を策定したところであります。

また、矢吹町公共施設等総合管理計画においては、現在の中央公民館及び図書館は、施設総量の縮減化及び複合化のメリットの一つでありますランニングコストの低減化のため、取り壊すことを基本的な対応方針としておりますが、慎重な判断が必要であると考えております。

このようなことから、複合施設整備検討委員会では、複合施設の整備、運営方針を検討するとともに、既存施設に関する今後の対処についても協議し、提言していただくこととなっており、それらの提言内容を参考とし、公共施設全体の規模、配置の見直し等とあわせながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、重点プロジェクトについてのおたただしであります。本町では、「震災以前以上のまちづくり」、「新たな矢吹町の創生」を目指し、平成28年度からスタートした町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、「人」、「支えあい」、「子ども」、「仕事」、「くらし」、「復興」、「計画実現のために」の7つの分野に分類し、16の政策、34の施策、216の事務事業を推進しております。

このことは、本町が東日本大震災により甚大な被害を受け、早期かつ確実な復興が求められていること。また、直面する人口減少問題等の克服を図り、町民の皆様が将来へ夢と希望の持てる持続可能なまちづくりを進めることが求められており、これらを具現化したものが第6次矢吹町まちづくり総合計画であり、矢吹町復興計画であります。

特に、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、「矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業」、「道の駅推進事業」、「旧総合運動公園用地利活用事業」の3つを重点プロジェクトとして位置づけ、確実な事業の推進に努めているところであります。

議員おただしの箱物政策という表現につきましては、公共施設建設に重点を置いた政策を比喻された表現であると理解しております。このことは、先ほども説明申し上げましたとおり、「震災以前以上のまちづくり」、「新たな矢吹町の創生」を目指し、16の政策、34の施策、216にも及ぶ事務事業を推進する中、複合施設や道の駅の整備につきましては、震災以前より活力のあるまちをつくり出す政策のもと、施設整備とあわせて地域活性化や人口減少対策に向け、多方面から検討が深められている重要な事業であり、施設であります。具体的には、施設整備の検討に当たっては、多くの皆様に利用され親しまれる施設となるよう、また地域活性化の拠点施設となるよう、町民の皆様への参画のもと、汗をかき、知恵を絞り、検討が深められている事業であり、箱物政策という表現が適切ではないことを再度認識ください。

また、矢吹町の身の丈に合った政策、現状に合った政策についてのおたただしであります。初めに、本町の財政状況につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、重点プロジェクトを実施した場合の将来に

においても健全性が維持されると見込んでおり、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、人口目標とともに各種財政指標の目標値を定め、健全財政を堅持した中で効果的かつ確実な事業の推進に努めております。

また、本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、これまで多くの公共施設を整備してまいりましたが、それらが今後一斉に改修・更新時期を迎えることとなります。

現在、町では、平成28年3月に策定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、「施設の長寿命化」、「施設の複合化と機能集約」、「効率的な運営手法」、「新たな事業手法の活用」、「組織体制の構築」の5つを柱に、公共施設等の適切な維持・管理・更新等に向けた検討を進めております。こうした課題は、本町のみならず全国の地方自治体においても同様であり、国では公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を策定し、これらの指針に基づく地方自治体での計画策定と公共施設等の適正管理に向けた事業の推進を図り、あわせて地方自治体へ財政支援の拡充を図っているところであります。

町といたしましては、このように直面する大きな課題の解決に向け実施している事業の1つが、中央公民館、図書館等の機能をあわせ持つ複合施設の整備であり、老朽化した公共施設については、改修等による長寿命化や同じ場所への改築等の方法だけではなく、矢吹町の特性や住民ニーズの状況等を踏まえ、最も有利で効率的な方法で整備管理を行うため、今後も国の補助金等を最大限に活用しながら、毎年の更新費用を24億円から11億円程度に圧縮してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、全国的に地方は厳しい財政状況が続くことが予測されますが、本町の地方創生は必ずしなすげなければなりません。町民に寄り添った行財政運営は堅持しつつも、新たな矢吹町を創造していくことが町民の皆様の大きな幸福につながるものと確信しております。

そのためにも、本町においては将来を見据えた長期的な視点に立ち、「全員参加で矢吹創生」を合言葉に、協働の理念のもと、町民、議会、行政が一体となったまちづくりに取り組み、愛着と誇りの持てる矢吹町の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、上水道事業の料金や経営状況についてのおたただしであります。一部、三村議員への答弁と重複いたしますが、公益財団法人日本水道協会発行の水道料金表によりますと、県内では38の自治体が上水道事業を運営しており、1カ月当たりの家事用20立方メートルで換算した水道料金の比較をすると、主な自治体の料金の順番は、平成28年4月1日現在で、伊達市が4,860円で1番、桑折町が4,730円で2番、国見町が4,519円で3番、棚倉町が4,386円で7番、鏡石町が3,798円で18番、本町が3,780円で19番、泉崎村が3,618円で24番、西郷村が2,592円で35番、白河市が2,300円で38番となっており、白河市が県内で最も安価な料金設定であります。

本町の水道料金は、県内で比較しますと中間に位置しており、前述のとおり、県内の順位でもおわかりのとおり、特段に高いというわけではございません。

他自治体との料金差が生じる要因は、各自治体が置かれている自然環境や地形等に大きく左右されるものであり、良好な水質の確保、水源開発や浄水施設等への設備投資額によるものであります。また、地盤の高低差等による送水ポンプ設備、配水設備への投資額が異なることも要因となります。

本町は、堀川ダムからの受水を開始する以前は、水源を多数の井戸に頼っていたため、水質、水量が安定せず、町民から濁り水の苦情や要望が多く寄せられた時期がありました。堀川ダムからの受水により解消されたところであります。

本町を初め白河市、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町の1市2町3村は、西郷村内の堀川ダムを水源とし、浄水場でろ過された水道水を白河地方市町村圏整備組合から受水しておりますが、各自自治体ともに不足する水量を自己水源により賄っておりますので、受水比率等も水道料金への影響が大きい要素であります。

次に、上水道事業の経営状況についてであります。国が定める赤字、黒字の判断基準は、地方公営企業法に基づいた収益的収支により説明いたします。

過去5年間の経営状況について説明いたしますと、平成24年度決算では、収益的収入4億6,326万6,122円、収益的支出4億2,953万6,687円、差し引き3,372万9,435円の当年度純利益となり、いわゆる黒字決算となっております。主な理由といたしましては、東日本大震災及び原子力災害に伴う給水量の減少から好転したため、給水収益が回復に転じたことによる増加であります。

平成25年度決算では、収益的収入4億2,313万6,736円、収益的支出4億3,287万8,974円、差し引き974万2,238円の当年度純損失となり、いわゆる赤字決算となっております。主な理由といたしましては、他会計繰出金高料金対策の繰り出し基準見直しによる一般会計からの繰出金の減少によるものであります。なお、純損失全額は前年度以前からの利益剰余金で補填しておりますので、決算は適正であると認識しております。

平成26年度決算では、収益的収入4億979万9,771円、収益的支出4億1,935万5,447円、差し引き955万5,676円の当年度純損失となり、赤字決算となっております。

平成27年度決算では、収益的収入4億1,376万6,603円、収益的支出4億2,035万9,490円、差し引き659万2,887円の当年度純損失となり、赤字決算となっております。

平成28年度決算では、収益的収入4億2,944万2,686円、収益的支出4億1,191万9,521円、差し引き1,752万3,165円の当年度純利益となり、いわゆる黒字決算となっております。主な理由といたしましては、他会計繰出金高料金対策の繰り出し基準見直しによる一般会計からの繰出金の増加であります。

なお、補足説明といたしまして、平成28年度の資本的収支の決算状況を申し上げますと、資本的収入4,062万9,390円、資本的支出2億4,117万9,108円、差し引き不足額2億54万9,718円となりますが、当年度消費税調整額600万7,462円及び過年度損益留保資金1億9,454万2,256円で補填しております。

今後は、人口の減少や老朽施設の更新を見据え、水道事業の効率化や広域化に努めるとともに、料金設定についても検討を重ね、安定的な水道事業経営を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、有収率や管路の老朽化の状況、管路更新率についてのおたかしであります。まず初めに、有収率についてであります。有収率とは、有収水量を配水量で除した割合であり、経営状態を補完する値に用いられ、一般的に数値が高いほど健全な経営であると言われております。有収水量とは、水道料金徴収の対象となった水量であり、配水量とは、各配水池から供給した総水量であります。

さて、本町における有収率につきましては、直近5カ年の決算書に基づき、平成24年度からそれぞれ、79.5%、80.0%、79.1%、80.8%、81.7%となっており、漏水等の影響により多少変動するものの、おおむね横ばいか微増の状況にあります。水道施設全般において定期的な点検と部分的な修繕により、安定供給を最優先に施設の延命化を図っております。

次に、管路の老朽化の状況、管路更新率についてであります。現在、耐用年数とされる40年以上を経過している水道管は、約6.4キロメートルであり、総延長約217キロメートルの約3%で、このうち石綿管は約4キ

ロメートル存在いたします。

当該老朽管を含めた水道施設について計画的な更新を図ってまいりたいと考えており、平成28年度から本町で導入している統合型GISシステムを活用し、水道管路網等の情報を同システムに反映させる作業を行っております。この作業は、地中に埋設されている管路や給水接続者情報等を適切に管理し、業務の効率化を図るものであります。

具体的な効果といたしましては、町で管理する水道管路の管種や口径、設置年数をデータ化することで一元的に水道管路の管理が図られ、漏水等の事故の際に適切な周知範囲と速やかな復旧作業に資する業務であるとともに、基本的には個人での整備となる給水管等の給水装置の情報を整理することで、水道メーターや止水栓等の位置情報を把握し、断水時や土地利用等の照会時に迅速に対応できる業務であり、平成30年度の完成を目標に調査及び整備を進めているところであります。

また、現在は水道管路の計画的な更新を進めているところではありますが、更新率に置きかえますと、算出可能な平成23年度から平成27年度までの最新のデータでは、5カ年の平均で0.68%となり、全国類似団体と同程度の状況であります。

震災復旧以降は、石綿管が埋設されているところを中心に毎年100メートルから300メートル程度の水道管を計画的に更新しておりますが、創設時の主要配水管である300ミリメートルの石綿管については、平成13年から開始された堀川ダムからの受水にあわせて、安定供給に資するため400ミリメートルのダクタイル鋳鉄管への更新を完了しております。

今後は、このような施設更新の取り組みを推進し、経営戦略に基づき効率的で効果的な水道施設の老朽化対策に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、経営戦略の状況、経営の健全性、効率性についてのおただしであります。一部、三村議員への答弁と重複いたしますが、初めに、上下水道事業の経営戦略についてご説明いたします。

経営戦略は、上下水道事業について、人口の減少等に伴う料金収入の減少、施設設備の老朽化等による更新投資の増大など、経営環境が厳しさを増しつつある中で、将来にわたり必要な住民サービスを安定して継続するための中長期的な計画であり、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間です。

経営戦略の基本方針としては、安全で安心な水を恒常的・安定的に供給するため、適切な水質管理、施設管理を行うことを掲げております。

また、計画的な投資・財政計画は、至急取り組まなければならない石綿管の更新を順次進め、あわせて老朽化施設の更新や延命化を図り、早急に計画的な管路の更新を行い、事業収入による持続可能な水道事業の経営を目指し、企業債残高については世代間負担の公平性を考慮した上で残高の逓減を図ることを掲げております。

今後検討予定の取り組みは、最適なタイミングでの管路の更新の投資を行うとともに、施設の長寿命化の検討を図り、有収率の低下を回避することに努め、県及び近隣市町村とともに広域化に向けた協議に取り組み、事業の効率的運営に努めることを掲げております。

経営戦略の事後検証・更新等に関する事項については、PDCAサイクルの考え方を活用し、検討会等を組織して毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行うことを掲げております。

以上が経営戦略の概要であり、平成29年度3月に策定いたしました。

経営の健全化、効率化の観点から勘案いたしますと、人口推計に基づき給水人口を推計した結果、平成38年には1万5,750人程度と推測され、平成29年の1万6,460人と比較して約5%の減少を見込んでおります。

また、有収水量の推移については、今後も人口減少等に伴い使用量の減少は続き、平成38年度には144万立方メートル程度と推測しており、平成29年度約150万5,000立方メートルと比較して約5%の減少を見込んでおります。

有収水量が減少傾向にあるため、それに伴い料金収入も同様の減少傾向となることが見込まれますが、事業収入による持続可能な水道事業の経営を目指した長寿命化、延命化を図るため、さらなる経営努力を図り、安全で安心な水道の供給に努めてまいります。

水道料金改定につきましては、平成13年4月に改定を実施して以降、大幅な料金の改定をしておりませんが、直近では、平成26年4月に消費税改正に伴う消費税分の料金改正を実施したものの、町民の皆様への影響等を考慮し、大幅な料金改定を見送ってきた経過があり、今後の水道料金のあり方について、経営戦略のシミュレーションを参考に上下水道経営審議会等で意見を伺いながら、将来の需給バランスを勘案し、経費節減に努めるとともに、財源確保の対策を講じ、必要に応じて検討してまいります。

いずれにしましても、引き続き安全で安心できる水道水の供給に努め、安定した居住環境の向上に寄与するとともに、施設の適切な維持管理による経費節減、経営の健全化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ご苦労さまでございました。

大変丁寧にいただきました。ありがとうございます。

時間がないので、いろいろ質問したいところがあるんですけども、ちょっとはしよらせていただいて、端的な質問になるかもしれませんが、まず財政についてです。

健全性というのは、いわゆる財政指標4表というもので、その中の実質公債費比率に重きを置いて判断するのかをお尋ねいたします。つまり健全性というものについて実質公債費比率の比重を重く受けとめるのかということをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政の健全性、4表の話がございました。その中で、健全性を図る上で実質公債費比率を重要視するのかということですが、もちろん重要視することには変わりはありません。ただ、健全性を図る指標が4つございますので、将来負担比率、赤字の部分も含めて、そうしたバランスも考えながら、町のほうでは財政の健全性を保っていることについては、青山議員もご案内のとおりでございます。

したがって、バランスよく、矢吹町の財政の健全性を考慮しながら今後も財政運営を図ってまいりたい、

その思いには変わりはありませんので、そうしたことをご理解いただきたいということで、青山議員の再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 健全性ということで、実質公債費比率というものを一つの指標とされるんですが、実質公債費比率で言えば、県は7.6%、27年度。矢吹町の場合は13.2でしたか。ここでもって6%から7%近くの開きがあるんですが、単純に言えばローン返済の割合です。それが1カ月に支払う金額が7.6と13.2ですから、それが六、七%違う、つまり単純にお金、万単位でいけば六、七万円、1カ月でもって払う金額が違っていたら大分違うんですね。ですから、18%を切ればいいというような感覚を健全性ということとは、また違うのではないかと考えております。私としては、

また質問いたしますが、健全性に関しましては、やはり近隣市町村等、あるいは類似団体等を比べればわかることとございます。ちなみに経常収支比率における近隣市町村の、まず人件費の割合を見ていきますと、西郷村が26.6、泉崎村が28.8、中島村が25.8、矢吹町20.4ということで一番低いんですね。つまり経常収支、お金に対しての人件費の割合が一番低いということは、職員の皆様方は安く使われているのかなと思ったりもしますが、そのような傾向があると。

そしてまた、経常収支の中にあつて、公債費、借金返済の割合を見ます。西郷村12.3、泉崎村13.6、中島村11.1、矢吹町16.1ということです。ここは逆に一番高いんですね。いわゆる経常収支という通常の何もなし、災害等がないようなお金の使い方の中にあつて、人件費が低く、公債費、借金返済が一番高いというのがこの地区での矢吹の位置でございます。そしてまた、経常収支におきましても8割という中でございますので、まだ2割ほど使える。ほかの市町村であれば、老人福祉あるいは児童福祉等に関して経常収支比率を90%を超えるまで使いながら、借金をしないででもやっていくという動きが、全国どこの市町村でもそのようなことになっております。

私どもで研修に行きました茨城県の利根町でも、94%という高い経常収支比率の中で、ランドセルの無料配布とか自転車のヘルメットの軽量化とか、そういったものに手当てをし、また、人口が流出しないように、いわゆる二十歳を過ぎても町に住んでもらうようなことでもって50万とかそういった金額を提供していくというような政策をとっております。

私、ここで質問したいのは、今申し上げましたように、経常収支も一つの指標として、さきほど言いました、町としては80%の経常収支比率の中で人件費を少なくして公債費が多くなっているという、これも健全だという一つの指標となり得るのかどうかの判断をお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

人件費が低くて公債費が高い、それらについて町はどういうふうを考えているのかと、そういう意味では、さまざまなお金の使い方についても青山議員のほうからご提案、そしてご意見がございましたけれども、これ

は、それぞれの市町村で事業を進める上で考え方がございます。したがって、矢吹町の場合は、まちづくり総合計画において、事業の中身については、町の手引書として、実用書として使わせていただいているわけでございます。そうした中であって、町の考え方に基づいてそれぞれの事業費が実施されているわけでございますので、さまざまなお金の使い方については、その市町村の個性というような考え方も私自身は持っております。

そのようなことで、青山議員に対する答弁とさせていただきます。と思います。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ただいま、それぞれの市町村で違うということでしたが、例えば親が子供に小遣いを上げるといったときに、やはり近所の家とか見るわけですね。我が家は収入がなかなか大変で子供も多いから小遣いを少なく1,000円しか上げないとか、近所でもって5,000円やっているのに1,000円とか。あるいは裕福だから、うちは、じゃ3万円上げようなんて、そんなことはないわけですね。やはりそれぞれの市町村で違うとはいうものの、ある程度の財政規模、しかもこれ経常収支に対する比率ですから、全体の中の部分ですから、個別的なものというのはいま色が出ているんですよ、公債費が高いということ。その特徴でもって健全かどうかということ、どう判断されるのかということ、聞いたかったわけです。

○議長（熊田 宏君） 簡単に一言をお願いします。答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それぞれの市町村で個性があるというようなことで、青山議員に先ほど答弁させていただきました。

再質問で、お金の使い方についてはいろいろあるでしょうけれども、親が子供に上げる小遣いを例にとり、また再質問いただきましたが、町の経常収支比率たる公債費の割合等々含めても、町の財政は健全であると認識しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。

これにて総括質疑は終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第36号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号については、7名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第37号、第38号、第39号及び認定第1号については、6名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ただいま配付をします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

議会事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第34号及び第35号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、8月30日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 零時16分）

平成29年9月19日（火曜日）

（第 4 号）

平成29年第405回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年9月19日(火曜日)午後1時開議

- 日程第 1 陳情第5号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第34号・第35号
陳情第4号・第6号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第36号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
審査結果報告 第1予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第37号・第38号・第39号
認定第1号
審査結果報告 第2予算決算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 同意第13号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 発議第 5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 9 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	鈴木	隆司	君	14番	熊田	宏	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	藤田忠晴君
教育長	栗林正樹君	企画総務課長	阿部正人君
まちづくり 推進課長	氏家康孝君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君	子育て支援 課長	山野辺幸徳君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原喜美	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） 日程に入る前に、このたびの台風18号によりお亡くなりになられた方々に衷心より哀悼の誠をささげます。また、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、今もなお避難されている皆さまが一日も早く通常の生活に戻れますことと、復旧作業に従事されている方々の安全をお祈り申し上げます。

日程に入ります。

去る9月12日の本会議において各常任委員会、第1及び第2予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより陳情第5号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務教育常任委員会の審査結果を報告いたします。

第405回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第5号の審査結果は、次のとおりであります。

陳情第5号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について。

本件は、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設及び早期導入を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第5号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第34号、第35号、陳情第4号、第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより議案第34号、第35号及び陳情第4号、第6号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。議場の傍聴席の皆さん、ありがとうございます。感謝いたします。

それでは、産業民生常任委員会審査結果報告書をお知らせいたします。

第405回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは……

〔「7番までです」と呼ぶ者あり〕

○11番（吉田 伸君） 申しわけない、現地調査があつたな。7番までは割愛させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第34号、第35号、陳情第4号及び第6号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第34号 矢吹町公園条例及び矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例。

本案は、「小池公園」の区域拡大及び各農村公園をそれぞれ「三城目学校山公園」、「神田公園」、「田内公園」に名称を変更して、矢吹町農村公園設置条例から移管し、さらに現在整備中の「中町ポケットパーク」

を新規登録するものであります。

また、「中町ポケットパーク」を有料公園施設と位置づけ、利用料金等もあわせて定めるものであります。

なお、全ての農村公園を都市公園に移行することに伴い、矢吹町農村公園の設置条例は廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第35号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、中畑南4号線につきまして、主要地方道棚倉・矢吹線から入り、法定外道路を通り、再び主要地方道棚倉・矢吹線へと通じる路線であります。当該エリアの企業誘致の促進と、地域振興を図るための環境整備を行うことを目的に認定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

陳情第4号 平成29年度農道の現道舗装要望について。

本件は、中丸地内農道の早急な現道舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員の方、異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第6号 町道明新原4号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道明新原4号線の早急な道路整備についての陳情であります。

これも現地調査及び審査の結果、全委員の方、異議なく採択すべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第34号 矢吹町公園条例及び矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号 矢吹町町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号 平成29年度農道の現道舗装要望についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第6号 町道明新原4号線の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第36号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第36号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員会委員長、13番、鈴木隆司君。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告をさせていただきます。

第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第405回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第36号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第36号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億209万6,000円を追加し、総額を73億2,555万3,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2,945万6,000円、寄附金103万円、繰越金1億3,000万円それぞれ増額をし、

国庫支出金1,414万円、県支出金222万6,000円、繰入金984万6,000円、町債3,361万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が健康センター管理運営費用等により2,212万円の増額、土木費が社会資本整備総合交付金等補助金にかかわる主要町道道路整備事業等により1,563万円の増額、公債費が平成28年度決算額確定に伴う歳計剰余金処分により5,000万円の……

〔「6,000万だよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（鈴木隆司君） 失礼しました。6,000万円の増額、衛生費が子ども・妊婦線量計等支出支援事業等により338万7,000円を減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債を1,950万円、臨時財政対策債を1,411万4,000円それぞれ減額するものであります。

討論に入り、青山委員から、あゆり温泉の施設改修事業について計画性が明確にされておらず、総額7,660万円の費用投資に対し、町民の利益として指定管理料等が下がるような政策に結びつくかどうか曖昧であるため反対する意見があり、一方、薄葉委員から、あゆり温泉の施設改修事業や主要町道等の整備事業等、町民に必要な予算であるため賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額24億9,887万4,000円に対し、歳出総額23億450万9,000円で、差し引き1億9,436万5,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、東日本大震災や消費税等の増加等により町民の厳しい生活が依然と続く中、基金の活用による保険料の軽減等が図られていなかったことから反対する意見があり、一方で、薄葉委員から、人間ドック事業等の予防医療や医療通知、啓発活動、さらにヘルスアップ事業等を実施し、医療費の抑制と健康増進に取り組んでいた中、約1億9,000万円の黒字決算であったことから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成28年度矢吹町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額5億2,203万1,000円に対し、歳出総額5億1,739万で、差し引き464万1,000円の黒字となり、うち翌年度に繰り越しすべき財源として364万円を差し引いた実質100万1,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、東日本大震災や消費税の増加等により町民の厳しい生活は依然と続く中、下水道使用料の軽減等が図られなかったことから反対する意見があり、一方、薄葉委員から、黒字決算であったこと、公共下水の管路延長等、整備改善の成果も踏まえ賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成28年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額56万8,000円に対し、歳出総額ゼロ円で、差し引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額2億5,120万1,000円に対し、歳出総額2億5,020万円の黒字決算であります。

討論に入り……

〔「差し引き」と呼ぶ者あり〕

○13番（鈴木隆司君） 失礼しました。差し引き100万1,000円の黒字決算であります。失礼しました。

討論に入り、安井委員から、東日本大震災や消費税の増額等により町民の厳しい生活が依然と続く中、農業集落排水使用料等の軽減が図られなかったことから反対する意見があり、一方で、吉田委員から、当該事業は必要な事業であり、また適正な運営をされているということから賛成する意見があり、また、薄葉委員から、当該事業会計は資金不足もなく良好な状態であり、水洗化率も前年比から2.5%伸びていることを考慮し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額13億9,136万2,000円に対し、歳出総額13億6,730万2,000円で、差し引き2,406万円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、東日本大震災、消費税率の増加等により町民の厳しい生活が依然と続く中、介護保険料の改定等により、さらに町民への負担が増加している状況で、基金の活用による保険料の軽減等が図られなかったことから反対する意見があり、一方で、薄葉委員から、収納率が9.1%と、失礼しました、収納率が99.1%と前年度より0.3%向上している一方、給付費は3.4%上昇しており、さらに平成28年度末の要介護認定者数が730人という状況下で約2,400万円の黒字決算であったことを評価し賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億5,645万1,000円に対し、歳出総額1億5,636万6,000円で、差し引き8万5,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成28年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額4億2,944万2,000円に対し、支出額4億1,191万9,000円で、1,752万3,000円の純利益であります。

また、資本的収支では、収入額4,062万9,000円に対し、支出額2億4,111万7,000円……

〔発言する者あり〕

○13番（鈴木隆司君） 失礼しました。2億4,117万9,000円で、差し引き不足する額2億55万円は、当年度消費税調整額と過年度損益留保金で補填する内容であります。

討論に入り、安井委員から、東日本大震災や消費税等の増加により町民の厳しい生活が依然と続く中、水道料金の軽減が図られなかったことから反対する意見があり、一方で、薄葉委員から、平成28年度の給水人口が65名と減少する中、収益が増加し、工事費、営業費用の縮減が図られ、約1,750万円の純利益となったこと、資本的収支については不足額が出たものの、消費税調整額、過年度損益留保資金で補填できたことを踏まえ賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

それでは、議案第36号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）及び認定第2号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定及び認定第3号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定及び認定第5号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定及び認定第6号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定及び認定第8号 平成28年度矢吹町水道事業会計決算認定について反対の立場で討論をさせていただきます。一括して討論をさせていただきます。

まず、議案第36号の平成29年度矢吹町一般会計補正予算の第2号であります。ここには民生費として健康センター管理運営事業等で2,212万円の増額がされております。この部分については、委員会での質疑の中で、その内訳としては約500万円は工事管理費用ということで、残りの1,700万円余りがさきの議会、6月の議会で計上されました、あゆり温泉のサウナ及びお試し宿泊施設の改装費用の不足分ということが明らかになりました。

工事管理費用につきましては、必要なものではありますけれども、この不足分についてなぜ不足が発生したのかという疑問をさせていただきましたところ、宿泊施設のほうの部屋、3部屋ほど改築するということですが、その中にトイレを、おのおのの部屋にトイレを設置するというので、そのトイレのための配管が必要であるということが判明したということです。

こういったトイレ設備については、6月時点の予算計上時点でもトイレは設計に含まれていたということがありました。そのようなことであることから、配管の不足が今になって発生する、判明するということが少しこの辺については、一般の会社等ではあり得ないようなことではないかと思えます。

また、今回この事業費の増額によって、総額で7,000万以上もの経費がかかることとなりますが、そのことによってお試し宿泊者がどれだけふえるかどうか、そういった効果等も示されておりません。ほかの部分の予算については必要なものかと考えますが、このあゆり温泉の改築費用の増額分が含まれている、この部分におきまして、議案第36号の一般会計補正予算に反対をさせていただきます。

続きまして、認定第3号 公共事業下水道、それから認定第5号 農業集落排水、そして認定第8号の水道事業についてであります。これについては東日本大震災の影響がいまだに町民の中に残っており、生活も厳しい状況が続いております。また、一昨年の消費税率が5%から8%に値上げされた、こういったこともその生活への厳しさへますます拍車をかけるものとなっております。

消費税は、そもそも事業者が負担するものであって、消費者が負担すべきものではありません。そのため、県内においてもこの増額分についてその負担を、住民に負担を求めるのではなく、町のほうで負担する、そういった市町村もあります。

こういったことから、消費税3%の増額分については一般会計等より繰り出しをするなどして、負担の軽減を図るべきものであったと思います。

この3つの会計を合わせても、消費税この3%分を負担したとしても約1,400万弱で済むことが決算の結果から推定されます。このようなことをしていない予算ということで、認定に反対をさせていただきます。

また、認定第2号の国民健康保険特別会計、そして認定第6号の介護保険特別会計であります。これについても東日本大震災の影響が残り、町民生活が厳しいものがある。また、先ほどの消費税率の増額なども、さまざまな生活必需品などの購入等で負担が大きくなっている。こういった状況にある中、国民健康保険については3億円の基金があります。そして、介護保険特別会計についても3月末では3,000万強の基金がありました。こういったものを活用しながら負担軽減を図るべきであったということであると考えるが、そういった措置がとられなかったことから反対をさせていただきます。議員の皆様のご賛同よろしくお願いたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 私は、数多い反対討論の中の一つ、議案第36号に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第36号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をいたします。

矢吹町健康センターあゆり温泉は、町民の健康増進、教養の向上及び老人の福祉向上を図るために設置された施設であり、これまで340万人を超える多くの方々に利用されております。従来の町民の憩いの場である老人福祉施設の役割を保ちながら宿泊施設を整備し、移住定住促進機能を付加することは、本町の地方創生の実現に位置する施設として必要であります。また、町民の皆さんが今までサウナを要望しておりましたが、やっとここでサウナの整備によって施設利用者の増加が見込められ、さらには町民の健康増進につながることは町民の利益となるため、本案に賛成するものであります。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げます。よろしくお願申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかにございませんか。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第36号並びに認定第2号について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第36号についてでございますが、今回の補正によりまして、歳入の部分としましても地方債が減額となっております。地方債の減額がされて、結果として4億6,000万の補正額になったかと思いますが、この数値等で見ますと、平成17年、18年、19年、20年、いわゆる財政3カ年計画をしていた当時に迫る数字でございます。5億を切った地方債というのは、今も、平成元年及び17年から21年の財政再建に向けた3カ年計画のみでございます。

このような歳入を見ても地方債が極端に減ってきている、そして今回繰り上げ償還というような形でも入ってきており、財政的にこ入れしていることはうかがえ知るところでございます。

しかし、町民の望む分野におきまして、今回のあゆり温泉に関しましては、宿泊に関しまして地域福祉基金

というものを使われている。その地域福祉基金というものに関しましては、高齢者等における福祉の増進ということでございまして、いわゆるこれが町民の高齢者の方々にとってのプラスとなるような利用のされ方かどうかというのはまだ示されていないところでもございます。そしてまた、大型プロジェクトの3つのプロジェクト事業が展開されるということを前提と考えますと、もう少し町民に寄り添った予算の編成になってもよろしかったのではないかとこの観点から、議案第36号には反対をさせていただきます。

続きまして、認定第2号に関しましてです。

認定第2号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に関してでございますが、そもそも国民健康保険は、国庫負担が投入されているわけございまして、これは何を意味するかと申し上げますと、国民健康保険は社会保障として公助の分野から運営されているということを意味しているものと考えられます。

自助や相互扶助では、決して支えることのできない人々の医療保障を図り、受診をする権利、健康になる権利、生きる権利、それを保障するために公的医療保険の一つである国保が歴史的に整備されてきた経緯がございます。

当初、1961年のいわゆる高度経済成長期に入る前、あるいは入ってからという中であっては、そもそも国民皆保険という制度のもとに自営業者と農林水産業者7割の方が加入しておったわけですが、現在においては、逆にこの第1次産業に携わる方々は2割程度というふうになってきている。まして、国からの国庫補助も当初60%とかありましたが、この数年におきましては、非常に少なくなってきております。特に国からの補助というものも28年度におきましては23%、これは10年前には40%ぐらいあっていたわけですね。それだけ補助といえますか社会保障の分野に投下されるお金が少なくなってきた。しかも、国保の加入者に関しては非常に所得の少ない非正規雇用とか、そういった無職の方が多くいるわけです。その中であって、国保の上限額が89万円というふうによく上げられてございまして、この4年間ずっと毎年上げられてきた経緯がございます。

そういう中であって、やはり一般会計からの持ち出し等がなくなったこと等は、やはり負担が国保者にはふえているという状況でございます。社会保障という観点からいきましても、また差し引き収支がマイナスの1,000万円ぐらいというふうによく少なくなってきている中であっては、国保の財政を再度見直し、負担者の負担を少なくするような方策が望まれてしかるべきと思ひ、この認定第2号には反対をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 認定第2号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度における決算額は、国保被保険者の主な医療費については、前年対比で3.0%減少しております。特に、医療費抑制のために、国保事業の予防医療としての人間ドック事業や医療費通知、広報紙、パンフレットによる啓発活動を実施し、町民の健康意識の高揚を図っております。データヘルズ計画に基づいた保健事業の一つとしてヘルスアップ事業の実施や特定健診未受診者対策として保健事業訪問員による家庭訪問等に積極

的に取り組み、特定健診の受診率向上に努めていることから、本案に賛成するものであります。

議員の皆様の賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） それでは、私は認定第3号、あと続いて認定第5号についての賛成討論を賛成の立場で討論いたします。

認定第3号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は明許繰り越し事業とした汚水本管工事の施工、一本木八幡町地内の管路延長161.2メートルの整備を行い、また本町地内において管路延長11.6メートルを新たに整備しております。また、4,671世帯の水洗化可能世帯のうち3,863世帯が排水設備工事を行い、水洗化率は前年より1.3%伸びて82.7%となり、居住環境の向上、自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善が図られています。さらに、東日本大震災からの復興を進める中において施設の適切な管理運営を行い、町民に寄り添った予算執行であると考え、大いに評価するものです。

このように、公共下水道事業の課題に取り組み、適切な予算執行であると考え、この認定第3号に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

続いて、認定第5号に合わせて賛成の立場で討論いたします。

認定第5号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを賛成の立場で討論いたします。

平成28年度農業集落排水事業においては、厳しい財政運営の中、健全な財政基盤の確立、そして適正な住民サービスの向上を図るため、国庫補助事業である農業集落排水処理施設機能強化事業により、中畑本村地区及び三神三城目地区の汚水処理施設の機能強化に努めています。

また、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の738世帯の水洗化可能世帯のうち、590世帯が排水設備工事を行い、農業集落排水整備区域内の水洗化率は前年度より2.6%伸びて79.9%となり、農村生活環境の向上、自然環境の保全に努め、公共用水域の水質改善が働いています。

さらに、東日本大震災からの復興を進める中において、施設の適切な管理運営と経費節減を行い、町民に寄り添った予算執行と考え、賛成の討論をいたします。

議員各位の皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

認定第6号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

現在、団塊の世代が65歳以上となり、全国的に急激な高齢化が進んでおりますが、本町においても同様であり、要介護認定者数が増加し、介護サービスの利用も年々増加しております。

このような状況の中、介護認定審査や介護サービス給付事業のほか、新規事業として認知症の対策総合支援事業、生活支援体制整備事業を実施し、介護予防事業を積極的に実施しております。

また、介護保険料の収納率も現年度分においては99.1%と前年度より0.3%向上しているなど、適正な決算状況から介護給付の執行するための努力がうかがえることから、本案に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 私は、議案第36号並びに認定第8号に賛成の立場で討論いたします。

まず初めに、議案第36号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論いたします。

限りある財政状況の中、財政指標の一つである実質公債費比率は、平成28年度決算では前年比0.8%減の11.5%となり、着実に改善が見られます。しかしながら、順位から見れば、依然として高い位置にあることはご承知のとおりであります。

このような中、今回の補正予算は平成28年度決算における歳計剰余金の取り扱いとして、地方財政法第7条に基づき、地方債の繰り上げ償還の財源に充てるなど、公債費負担の抑制を求めること。また、今後見込まれる公共施設等の多額の維持管理費や更新費用に対する財源対策として、公共施設等整備基金へ計画的に積み立てを行うことは、後年度の財政負担の軽減が図られ、健全な財政基盤の確立、適正な住民サービスの提供と安定した町政運営を推進するものであります。

さらに、地方版総合戦略に基づく自主的、主体的な地域拠点づくりとして、あゆり温泉のサウナ宿泊施設の整備等を行うことは、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する未来への投資を実現する先導的な施設整備であると考えます。

このように、積極的に地域活性化に取り組むことは地域経済に潤いと活気をもたらし、大いに評価するものであり、今回の補正予算は町政各課にわたる課題に取り組んでいくための予算であると考え、本案に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

続きまして、認定第8号 平成28年度矢吹町水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度水道事業については厳しい経営環境の中、営業収益は、給水人口は減少したものの、給水収益については0.4%の増加、加入金においては減少となり、営業収益総額は0.41%減少していますが、他会計負担金の繰り出し基準見直しによる一般会計からの繰り出し増加により、営業外収益が32.9%増加となっております。また、経営戦略の策定による委託料の増加、組織機構改革に伴った建物内外の改修により修繕費が増加となり

ましたが、受水費の減額、工事負担費の減少により営業費用が減少いたしました。

なお、収益的収入4億2,944万2,686円、収益的支出4億1,191万9,521円、差し引き1,752万3,165円の当年度純益となり、適正な決算状況であります。

さらに、東日本大震災からの復興を進める中においては、関係団体と連携により水道施設の適正な管理運営と経費削減を図り、町民に寄り添った予算執行であると考え、大いに評価するものであります。

このように、水道事業の課題に取り組み、適切な予算執行であると考え、認定第8号を賛成いたします。

議員の皆様のご賛同お願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第36号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

これより認定第2号 平成28年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第3号 平成28年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第4号 平成28年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第5号 平成28年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第6号 平成28年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第7号 平成28年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

これより認定第8号 平成28年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

ここで、暫時休議いたします。

再開は議場の時計で午後2時20分といたします。

（午後 2時07分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 2時20分）

◎議案第37号、第38号、第39号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより議案第37号、第38号、第39号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告いたします。

第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第405回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第37号、第38号、第39号及び認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第37号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,512万5,000円を追加し、総額を23億9,818万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、前期高齢者交付金40万3,000円、繰越金1億9,436万3,000円、諸収入5万5,000円をそれぞれ増額し、療養給付費交付金852万5,000円、共同事業交付金3,475万9,000円、繰入金1億641万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費1,941万5,000円、前期高齢者納付金1万円、諸支出金2,746万4,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者支援金73万1,000円、介護納付金103万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ21万円を追加し、総額を5億7,646万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金90万1,000円を増額し、繰入金69万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、事業費21万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、資本的支出について、既定の額に300万円を追加し、支出予算総額を2億630万6,000円とするものであります。

支出の内容は、建設改良費300万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成28年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額83億9,888万8,000円に対し、歳出総額81億7,929万1,000円で、差し引き2億1,959万7,000円の黒字となり、うち翌年度に繰り越すべき財源として1,276万3,000円を差し引いた実質2億683万4,000円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から、当該当初予算の審議の際にも反対しており、その執行の結果である決算のため反対する意見があり、一方で、鈴木一夫委員から、財政健全化にも努め、それぞれの事業の執行に対して適切な歳入歳出がなされていると判断し賛成するという意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 私は、認定第1号 平成28年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

団塊の世代が70代に入りました。高齢化、この社会がますます加速される、そういう時を迎えてしまいました。また、私の母校であります三神小学校の1年生の入学児童数12名という、本当に少子高齢化を目の当たりに感じる日々です。

今、町政では、奥州街道中心市街地に震災前のにぎわいと種々の施策で取り組んでいますが、現実にあの町の通りを町民は中心市街地とは思ってはいないでしょう。人を呼ぶのには、場所が大きな力になります。やはり矢吹町の人通りは、ますます東側になるでしょう。お金をかけるなら東側、人を集めるなら東側がと、そう質問した人もいます。私もそのように、やはり矢吹の全体を見るとどうしてもこれから活性化の拠点は矢吹町の線路から東側になるのではないのでしょうか。また、町民の暮らしは年金の引き下げや、給料の実質収入減、高齢者も子供世代も大変厳しい毎日を送っております。国民健康保険料、介護保険料、この支払いも大きな負担を感じております。また、貧困家庭の子育ての支援、そして何といたっても超高齢化を迎えた特別養護老人ホームの建設は早急に実現しなければなりません。また、旧矢吹地区にとらわれずに、三神、中畑地区にも目を向けた町政が求められております。町民が目に見える町政、暮らしを守る町政、それが一番町民が望んでいるところでございます。28年度歳入、そして歳出には、この政策が反映しているとは思いません。よって、認定第1号に私は反対をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

議席番号を言ってください。

○6番（鈴木一夫君） すみません、6番。

○議長（熊田 宏君） 6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 私は、認定第1号 平成28年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

町は東日本大震災からの復興に最優先に取り組むとともに、国の動向や限りある財政状況を踏まえ、第6次矢吹町まちづくり総合計画と、矢吹町復興計画に基づく各種事業に積極的に取り組まれ、住民福祉サービスの向上と財政の健全化の両立がなされたものと評価するものであります。中でも、中心市街地の復興において災害公営住宅や第一区自治会館の完成、大正ロマンの館の利活用など、中心市街地の活性化に向けた基盤づくりが見える形で大きく前進したものと考えるものであります。

また、重点プロジェクトとして位置づけをしております矢吹町周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業の事業推進を図り、震災以上の活気あるまちづくりを目指す取り組みは、雇用創出や定住、交流人口などの増加を図る矢吹再生が期待できるものであります。

このように、平成28年度一般会計歳入歳出決算は多くの復興事業に取り組みながらも、町民の皆様の負担が増すことのないよう最大限に努力をし、財政の健全化に努め、それぞれの事業執行に対して適切な歳入歳出がなされている決算内容であると判断をするものであります。平成29年度においても、スローガンであります「未来を拓く日本三大開拓地さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を確実にするため、限りある財源を効率的かつ効果的に活用され、町政の発展と住民福祉の向上に努められることを期待しつつ、本案に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、認定第1号 平成28年度矢吹町一般会計歳入歳出決算につきまして、反対の立場で討論をいたします。

28年度の収支におきましては、実質収支がプラスではございましたが、単年度収支がマイナス5,545万3,000円、実質単年度収支がマイナス1億3,922万1,000円というふうにマイナスを計上している。特に、この実質単年度収支でございますが、一般質問での答弁にもございましたが、当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標であることから、プラスの表示が続く性質のものではなく、財政運営においては一定の期間マイナスという表示になる場合もありますということです。

しかしながら、経年的に見ますと、3年連続でマイナスを計上しているということでございますので、これは看過できない、財政上看過できないということに着目されるべき要素となっております。特に、積立金が76万7,000円ということでございますが、取り崩し額が8,400万ほどあり、そして財政調整基金が過去類を見ない9億6,000万円ぐらいの金額になっているということでございます。

そのような状況の中で、我が町の状況を見ていきますと、いわゆる経常収支比率に対して公債費を除いた場合が86.5、公債費を入れた場合が81.5ということでございまして、8割ということで残り2割ほどの余力があるということで、この分野についてはもう少し老人福祉、あるいは町民が望む道路の舗装とか、そういったものに対して舗装をする等の手当てをすべきだったのではないかとというふうに考えられます。特に近年ではどこの市町村におきましても、経常収支比率が90%を超えてかなりぎりぎりの状態ながらも児童福祉、あるいは老人福祉のほうに傾注して、そして福祉を充実させてきていると傾向もございしますが、そのような傾向からいきますと、当町ではちょっと余力があり過ぎたのではないかとという判断になるのではないかと思います。特に、その経常収支比率における公債費の割合は近隣市町村の中では、矢吹町が断トツの1位でございます。そしてまた、翌年度の債務負担行為等による、これから出ていくお金に対する標準財政規模に対してですね、標準財政規模に対する債務負担行為等は40%を超えており、これも断トツでございます。中島村1.3%とかですね、泉崎村0.3%に対して40%を超えてくるのが矢吹町であり、なおかつ財政調整基金の残高に関しましても、標準財政規模に対しますと、近隣市町村では17%、18%ということで、非常に小さい数字になっているということでございます。

このような財政運営においては、やはりもう少し町民等の要望等に沿った運営がなされてしかるべきだったのではないかとという点。また、重点3大プロジェクト等が進行する中であっては財調等が膨らんできているということ、また、今年度の補正でもありましたが、町債起債が最小に小さくなってきているということにおきましては、その3大重点プロジェクトに向けた、傾注した財政運営になりつつあるのかなという傾向が危惧されまして、町民の要望等がやはりちょっと遠くなっていくのかなという観点から、この決算に反対する次第でございます。皆様のご判断よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 私は、認定第1号に賛成の立場で討論いたします。

9月の初め、私は仙台に用がありましたので、常々行きたかった川内村に一回寄ってきました。

皆さんご承知だと思いますが、川内村は6年7カ月前ですか、ご存じのとおり東日本大震災が起きました。川内村村民2,896名だと思いますけれども、福島原発のあの被害によりまして、村民が避難しました。町長と、うちの野崎町長と同期生でありますから、私も、遠藤雄幸村長と申しますけれども、その方がNHKのこの原発実況の中の報道で「川内村を、川内村を、何とか何とか戻さないか」というふうに考えまして、ちょうど先ほど言ったとおり6年7カ月です。現在、川内村村民が先ほど言ったとおり2,890何名とか、96名とかと、そこらは定かではありません。2,000名の方が戻っておるそうです。なぜかと申しますと、ご存じのとおり浜通りでも中にいた人が言うております。ですから、除染作業を早く進めてもらって、もちろんそのためにはご承知だと思いますけれども、ロシアの原発地域にもその被害に調査が入っております。そして、この復興対策事業でその制度を利用して、40社復興事業としてつくっております。ですから、先ほど申したとおり浜通りの町村については、帰還率がパーセントが落ちていきますけれども、いち早くいち早く、もちろん議会もそうでしょうけれども、執行部の遠藤村長を初めとして、考えられますか、2,000人ですよ、2,800人。ぜひとも議会でも、

私は見ていただきたいと思います。

私は、その仙台からわざわざ自分一人で、本当はおとしの3月に行くはずだった、おとしですか、その後行く予定で考えていたんですけども、ちょうど行く日が大雪になりまして、とても都大路は通っていけないというふうに判断しまして、ちょうど今度の機会を見て、ああ、良かった。村民挙げてやれば、村民挙げてみんなで考えれば、少ない人のあの被害の中からも全部の方が逃げたんですよ。それをいち早く、そういうふうな復興をできるのは行政です。どうぞ、議会の皆さんも私はそれが完全にいいとは言いません。でも、全村民が、2,896名が逃げたのに、現在は2,000人の方が村民の中で生活ができるようにできたんです。そういうことを考えて、私は、認定第1号にやればできるということを実証してくれたと思って、一回見ていただきたいと思って考えております。そういう立場で賛成の討論といたします。

議員各位の皆さんのご賛同をお願いいたします。できるのは議員の皆さんです。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 傍聴者の方、お静かに願います。再度の発言があった場合には退場していただきますのでよろしく願います。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第37号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第39号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成28年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明に係る全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 2時49分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 3時09分)

◎日程の追加

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） こんにちは。

では、報告をいたします。

会期中に、町長から提出のありました同意1件、諮問1件及び議員から発議1件の追加議案が提出されました。また、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から提出のあった閉会中の継続審査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議することに協議が成立をいたしました。皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。お疲れのところよろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第13号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより同意第13号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

まず初めに、このたびの台風18号の甚大な被害によりお亡くなりになりました方々に哀悼の意をあらわすとともに、被害に遭われました多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と生活の安定を心からお祈り申し上げます。なお、台風18号による本町の被害につきましては、道路へ木の枝が散乱するなど軽微な被害のみであり、農地農作物等の被害はないということを報告させていただきます。

それでは、説明をさせていただきます。

同意第13号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は平成25年10月1日から矢吹町教育委員に就任していただき、この9月30日をもって任期が満了となります。矢吹町神田南219番地1、藤井義男氏を再度、教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

藤井氏は、平成13年10月より現在まで4期16年間、教育委員を務められ、この間、教育委員長を歴任されるなど、教育行政の振興発展にご活躍いただいております。このような経験を生かし、引き続き豊富な見識と卓越した手腕を町教育行政の進展に寄与していただきたく、提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第13号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、同意第13号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました藤井義男様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 3時15分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 3時16分）

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は平成27年1月1日から人権擁護委員に就任していただき、本年12月31日をもって任期が満了となります。矢吹町小松249番地5、赤城恵子氏を再度、同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

赤城氏は、平成24年1月より現在まで2期6年間人権擁護委員を務められており、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組まれ、人格、識見も高く、地域からも信望も厚いことから再任にふさわしい方であり提案するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 本件も人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました赤城恵子様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 3時18分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 3時18分）

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第7、これより発議第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 発議第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）についてでございます。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する市町村においては、木材価格の低迷や森林業者の高齢化・後継者不足に

加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

また、市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は緊急の課題である。

よって、平成29年度税制改正大綱において明記された、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする「森林環境税」の早期導入も求めることを、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。発議第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（熊田 宏君） 日程第8、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、総務教育常任委員会委員長、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務教育常任委員会委員長、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長、産業民生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（熊田 宏君） 日程第9、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） これにて、本日の議案審議は全部終了いたしました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において、全員協議会、議会運営委員会、議会広報委員会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。

これにて、第405回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午後 3時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 1 月12日

議 長 熊田 宏

副 議 長 鈴木 隆司

署 名 議 員 栗崎 千代松

署 名 議 員 角田 秀明